

第2期子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～

見直し（素案）

令和4年 月

流山市

目次

第1章 計画の見直しにあたって.....	1
1 計画の見直しの背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く本市の現状.....	4
1 人口動態.....	4
2 出生数等の動向.....	5
3 保育環境・教育環境の状況.....	9
第3章 流山市子どもをみんなで育む計画の基本理念と基本的な考え方.....	10
1 計画の基本理念.....	10
2 基本的視点.....	11
3 基本目標.....	12
4 施策の体系.....	14
第4章 事業計画.....	15
1 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	15
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	23
3 障害児に対する障害福祉サービスの見込み量確保の方法.....	30
4 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項.....	34
第5章 施策の展開.....	35
基本目標1 子育てを支援する地域づくり.....	36
基本目標2 子どもと保護者の健康づくり.....	48
基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり.....	57
基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり.....	69
基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり.....	75
基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり.....	80
第6章 計画の進行管理.....	88
1 計画の推進.....	88
2 計画の進行管理.....	88
3 計画の進行状況の公表.....	88

4 国・県への要望	88
資料編	89
1 計画見直しの経過	89
2 流山市子ども・子育て会議委員	90
3 子育てにやさしいまちづくり条例.....	91
4 保護者向け流山市子育て支援施策についてのアンケート（アウトカム評価）の実施結果.....	93
5 子ども向け流山市子育て支援施策についてのアンケート（アウトカム評価）の実施結果.....	114
6 市域の地域区分（補足）	119

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画の見直しの背景と目的

子ども子育て支援法において、市町村に策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」について、令和元年度に「第2期子どもをみんなで育む計画」（以下、「当初計画」という。）を策定し、本市における子ども・子育て支援の一層の推進を図ってまいりました。令和4年度は第2期計画の中間年度にあたることから、社会情勢の変化や子どもや家庭の多様なあり方等を踏まえ、見直し（以下、「見直し計画」という。）を行います。

なお、見直し計画は、当初計画と一体のものであり、その内容について相互に補完し、当初計画と見直し計画の両輪により、計画期間中の事業推進にあたるものです。

見直しポイント抜粋

■ 第2章(4～9ページ)

人口動態や子育て世帯等について、時点修正や最新の情報を掲載しています。

■ 第3章(10～14ページ)

「3 基本目標(12、13ページ)」の下線部について、審議会である子ども・子育て会議での議論を踏まえ、社会情勢の変化や子どもや家庭の多様なあり方など、加筆修正をしています。

■ 第4章(15～34ページ)

保育所等(15～22ページ)及び学童クラブ(24～28ページ)の整備量等について、当初計画の数値と実績数を入れるとともに、令和5年度、令和6年度について、新たに数値を設定する等により、当初計画からの見直し数値を掲載します。

また、地域子育て支援センター、病児保育事業(29ページ)について、施設数の減に伴い、当初計画から変更した見直し数値を掲載しているとともに、計画と関連する第6期障害者祉計画・第2期障害児福祉計画の内容を掲載します。

■ 第5章(35～87ページ)

計画の基本理念等を体現する施策の展開について、当初計画では、事業内容を示すのみでしたが、中間年度における計画見直しにおいて、課題解決のための改善策と令和5年度から令和6年度の取り組みを追加します。

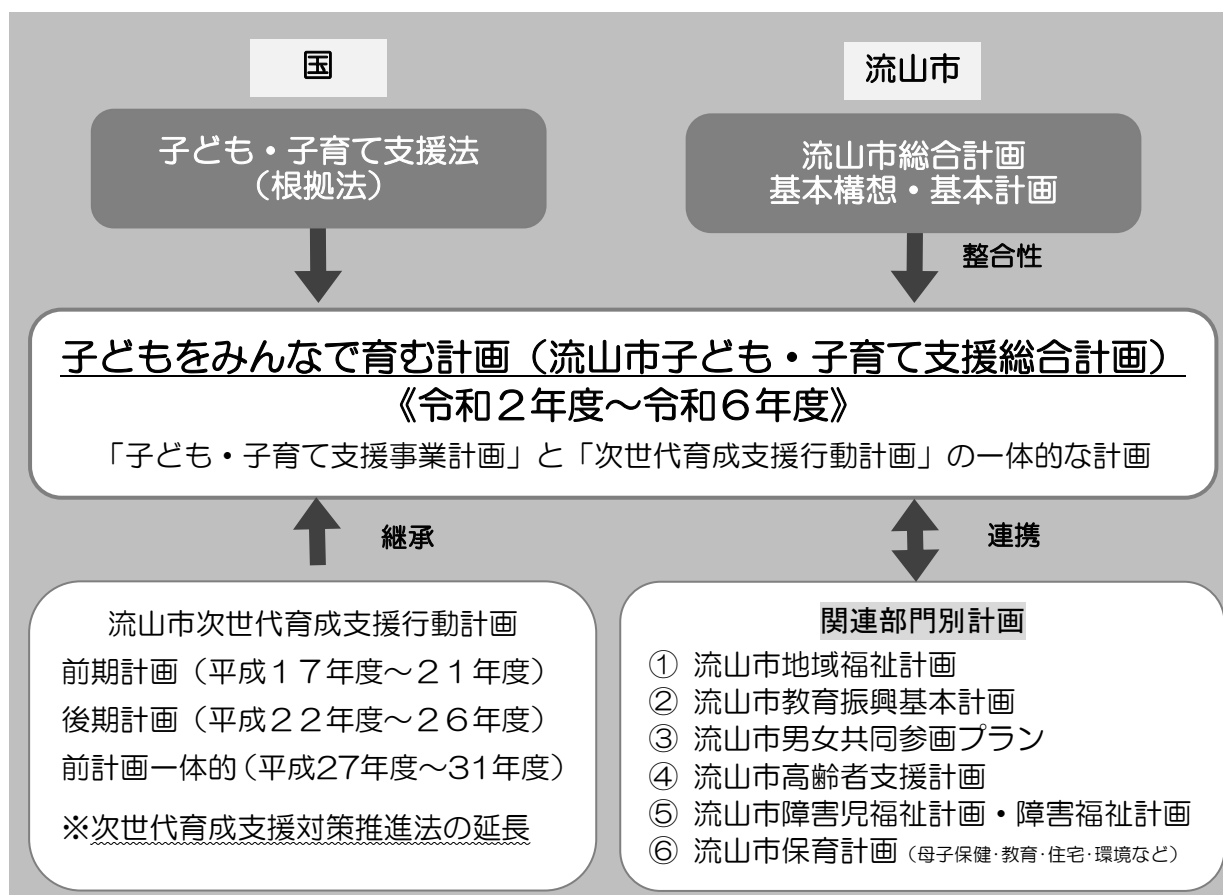
2 計画の位置づけ

当初計画及び見直し計画は、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものです。計画の策定にあたっては子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえる必要があります。また、計画を進めていくにあたり、流山市総合計画等との整合、連携を図り、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs※」の達成に向けた取り組みにもつなげていきます。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

上位計画、関連法との関係



※ 持続可能な開発目標 SDGs

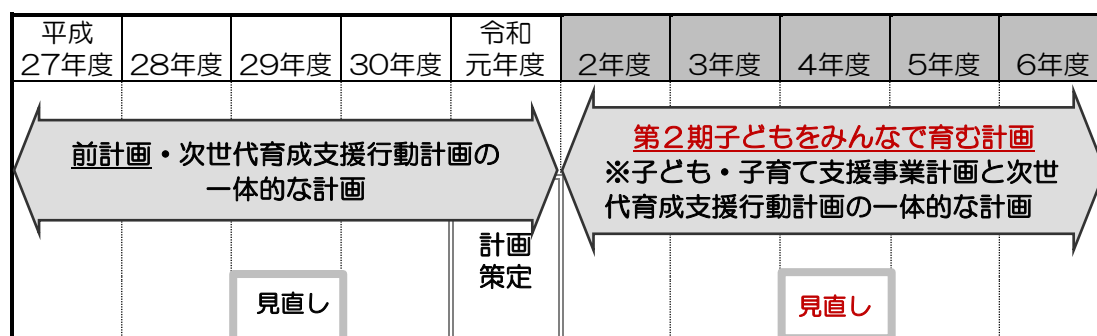
SDGsとは、平成 27（2015）年国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）・169 のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として以下のものが挙げられます。



出典：持続可能な開発目標(SDGs)推進本部資料

3 計画期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で1期として策定し、中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行います。



第2章 子どもと家庭を取り巻く本市の現状

1 人口動態

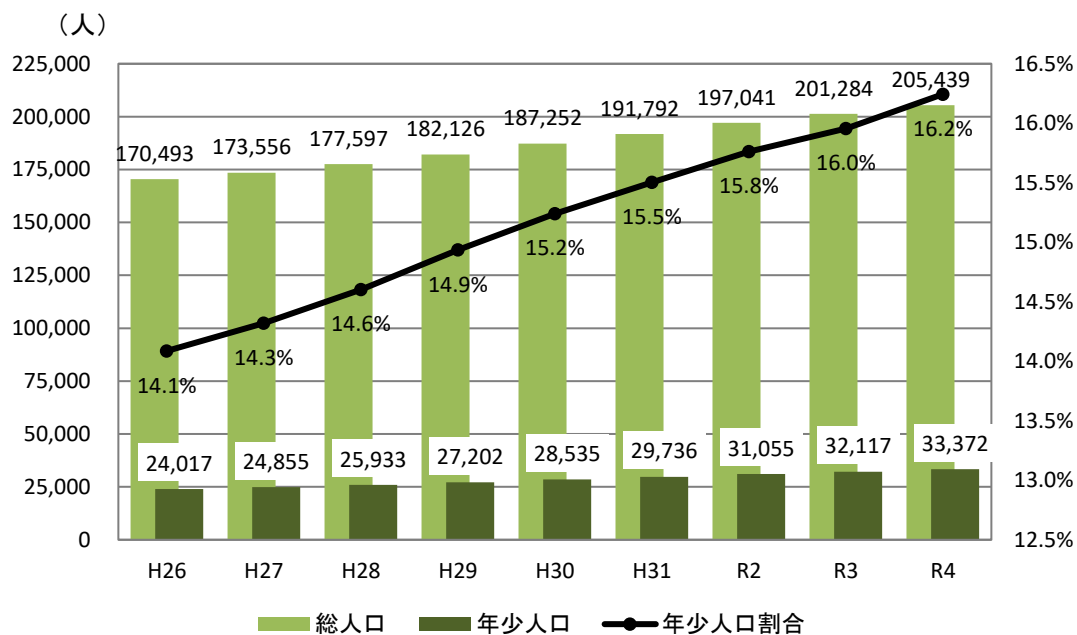
平成17年につくばエクスプレスが開業し、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進みました。本市は住民誘致のメインターゲットを子育て世代と定め、保育園の新設・増設や送迎保育ステーションなど積極的な子育て支援施策を進めてきました。

これにより、つくばエクスプレスが開通した平成17年4月1日現在の常住人口と令和4年4月1日現在の常住人口を比較すると、約5万人増加しました。特に、年齢別人口では30代後半から40代、0～9歳の年齢層を中心に人口が伸びており、子育て世代が増加しています。また、住民基本台帳による流山市地区別人口推移では、全体人口に占める中部及び南部地区の人口の占める割合が高くなっています。

(1) 総人口と年少人口の推移

流山市の人口は、令和4年4月1日現在、205,439人で、前年と比較して4,155人増えており、毎年増加傾向で推移しています。また、年少人口（15歳未満）は、33,372人で、前年と比較して1,255人増加しています。さらに、年少人口割合も毎年増加しています。

今後は、人口増加の要因となる大規模な集合住宅の建設が終了したことで、落ち着いた人口の推移となることが予想されます。



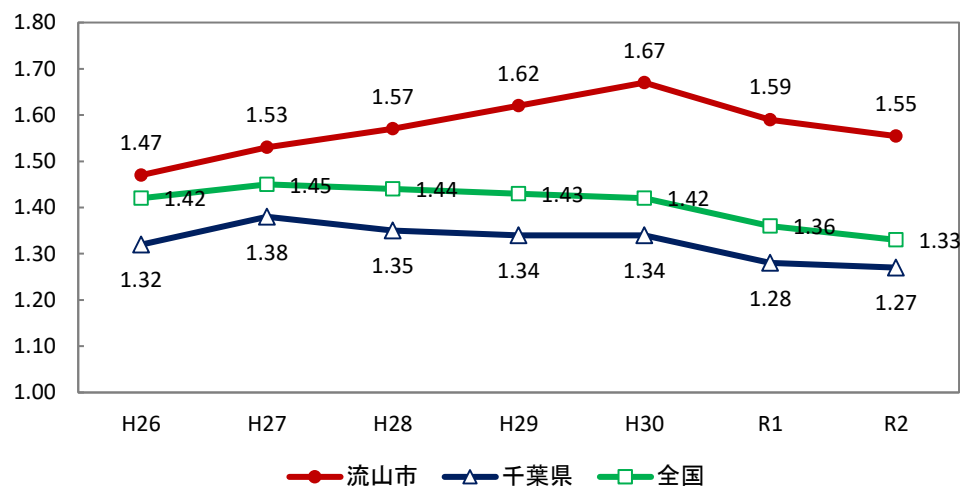
資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

2 出生数等の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、令和2年は前年と比較して減少しましたが、依然として、千葉県及び全国の数値よりも高くなっています。

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

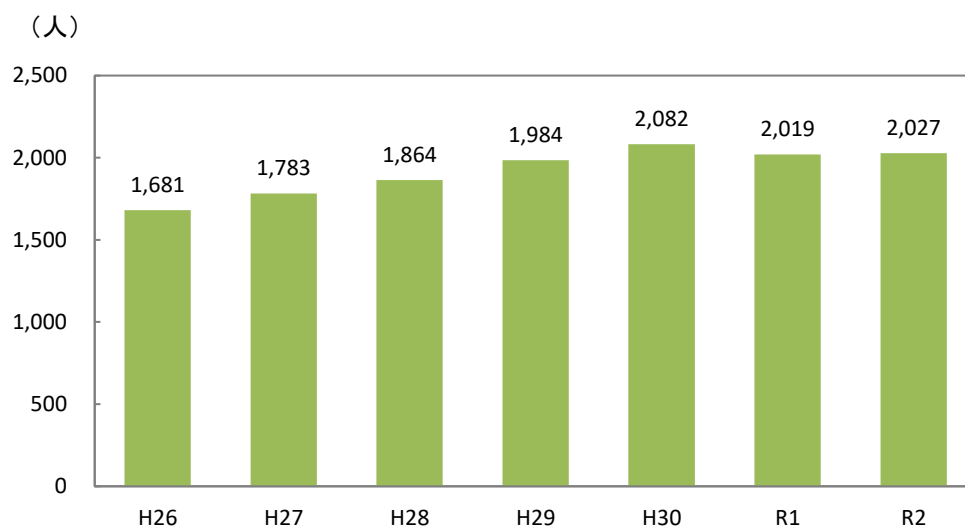


資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(2) 出生数、出生率の推移

① 出生数

平成26年から平成30年にかけて出生数は増加傾向であり、令和元年には減少に転じましたが、令和2年に再び微増となりました。

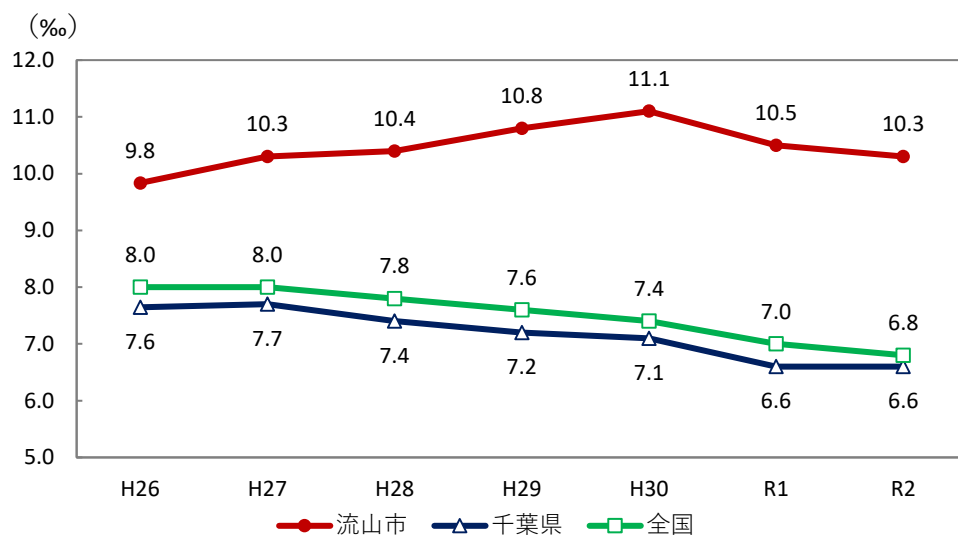


資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

②出生率

出生率は、平成30年をピークに推移しています。千葉県および全国の出生率を上回っています。

※出生率：人口千人あたりに対するその年の出生数の割合



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

③母の年齢別出生数の推移

25～39歳の出生数は平成30年をピークに推移しています。

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	1,681	1,783	1,864	1,984	2,082	2,019	2,027
15～19歳	6	5	4	7	5	5	7
20～24歳	63	54	82	70	75	76	77
25～29歳	388	423	424	433	475	422	412
30～34歳	708	731	777	835	851	875	793
35～39歳	437	485	490	515	572	514	609
40～44歳	77	85	85	120	102	123	126
45～49歳	2	0	0	4	2	4	3
50歳以上	0	0	2	0	0	0	0

資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

(3) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

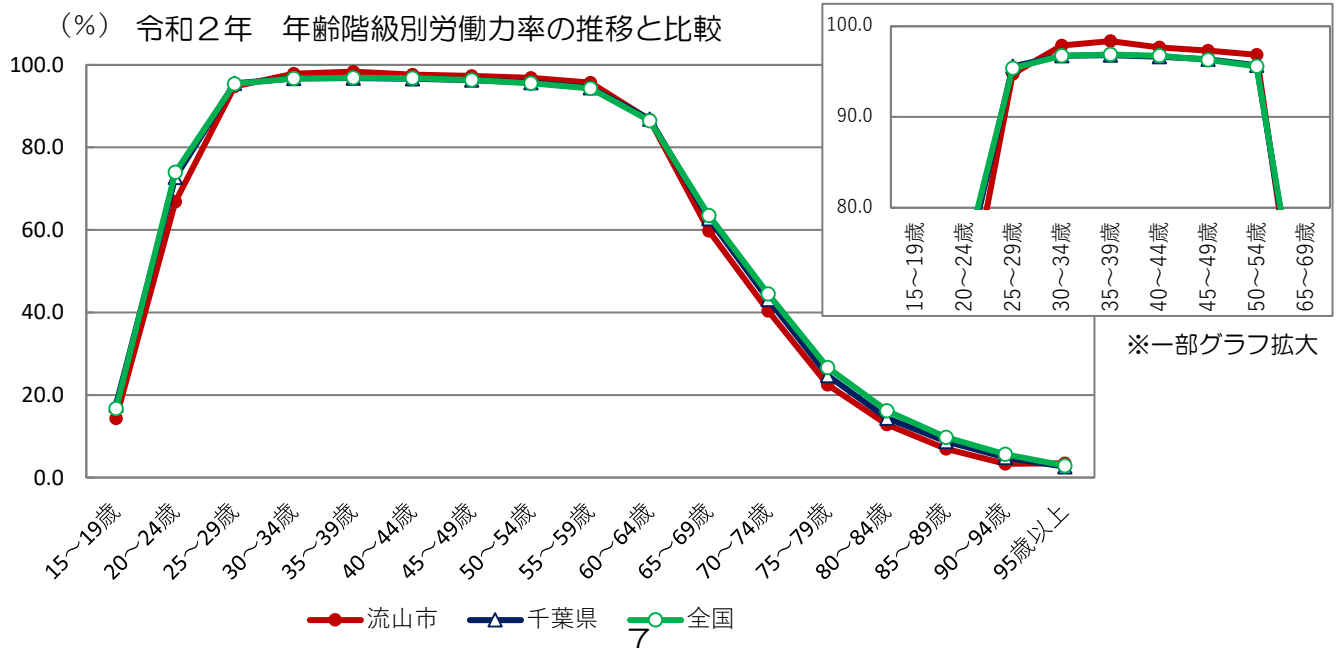
令和2年時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である30～39歳代では、千葉県及び全国と比べると、ほぼ同水準、あるいは、若干高くなっています。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

単位：％

	流山市				流山市	千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年		令和2年		
15～19歳	16.4	15.2	14.7	15～19歳	14.3	17.6	16.7
20～24歳	56.2	58.5	60.1	20～24歳	66.9	72.7	74.0
25～29歳	89.4	93.7	93.5	25～29歳	94.7	95.6	95.4
30～34歳	93.7	98	97.5	30～34歳	97.9	96.7	96.8
35～39歳	94.9	98.5	98	35～39歳	98.4	96.8	96.9
40～44歳	95.6	98.5	97.5	40～44歳	97.7	96.7	96.8
45～49歳	95.9	98.1	97.2	45～49歳	97.3	96.3	96.3
50～54歳	95.8	98.1	96.9	50～54歳	96.9	95.7	95.6
55～59歳	94.5	96.4	95.5	55～59歳	95.7	94.4	94.3
60～64歳	74.9	82	83.1	60～64歳	86.7	86.8	86.5
65～69歳	47.5	52	53.1	65～69歳	59.8	62.7	63.5
70～74歳	27.9	31.1	31.5	70～74歳	40.4	43.2	44.5
75～79歳	17.3	16.9	18.5	75～79歳	22.5	24.8	26.7
80～84歳	10.8	11.3	10	80～84歳	12.9	14.4	16.2
85歳以上	6.4	7.6	5.2	85～89歳	6.9	8.7	9.7
				90～94歳	3.3	4.9	5.6
				95歳以上	3.4	2.6	2.9

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(4) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

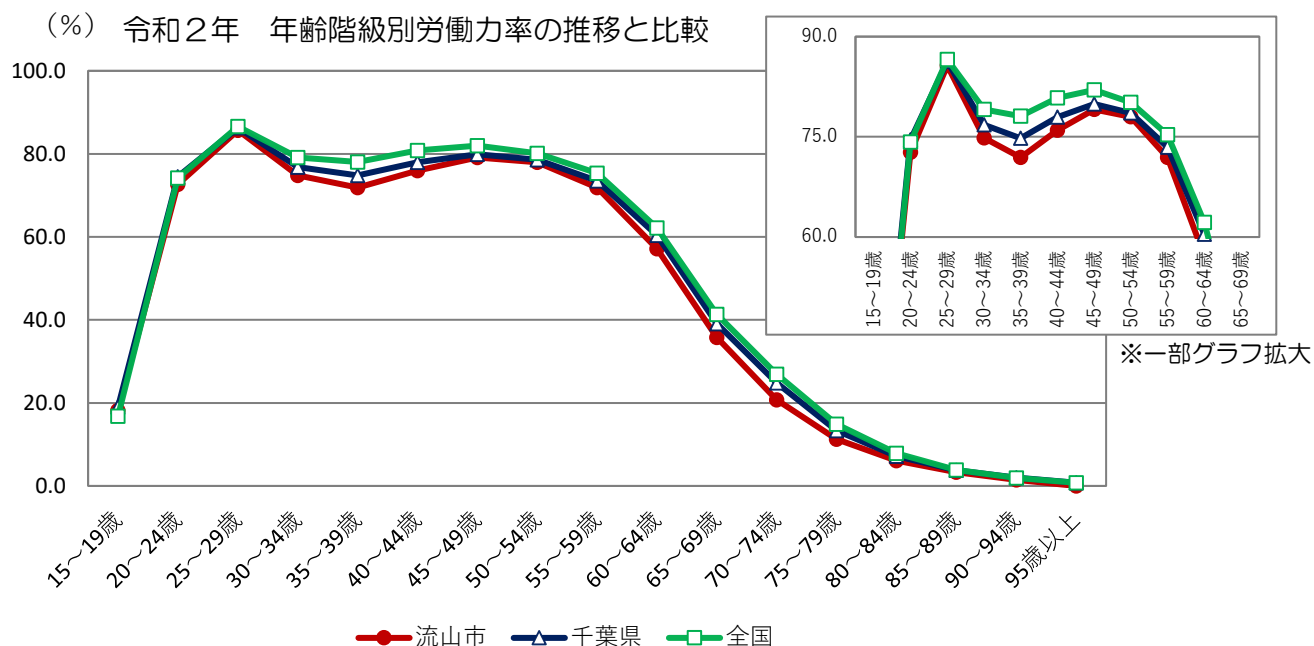
令和2年時点の女性の労働力率は、千葉県及び全国と比べると低くなっていますが、平成27年時点の労働力率と比較すると、高くなっています。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

単位：％

	流山市				流山市	千葉県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年		令和 2 年		
15～19 歳	17.4	17.2	15.7	15～19 歳	18.2	19.0	16.8
20～24 歳	64.3	68.4	67.4	20～24 歳	72.7	74.5	74.2
25～29 歳	72.9	77.8	81.1	25～29 歳	85.7	86.3	86.6
30～34 歳	57.9	64.5	71.1	30～34 歳	74.8	76.8	79.1
35～39 歳	54.7	59.9	66.9	35～39 歳	71.9	74.8	78.1
40～44 歳	64.3	66	70.7	40～44 歳	76.0	78.0	80.8
45～49 歳	68.6	71.8	75.7	45～49 歳	79.1	79.9	82.0
50～54 歳	61.6	68.2	73.7	50～54 歳	78.0	78.5	80.2
55～59 歳	51	57.4	64.2	55～59 歳	71.9	73.5	75.3
60～64 歳	31.3	40.6	45.5	60～64 歳	57.2	60.4	62.2
65～69 歳	18.7	22.1	27.1	65～69 歳	35.8	39.1	41.3
70～74 歳	10.3	12.8	14.7	70～74 歳	20.8	24.9	26.9
75～79 歳	7.2	7.8	8.6	75～79 歳	11.2	13.3	14.9
80～84 歳	4.8	6	4.5	80～84 歳	6.1	7.2	7.8
85 歳以上	1.4	2.3	2.1	85～89 歳	3.3	3.8	3.9
				90～94 歳	1.4	2.0	1.9
				95 歳以上	0.0	0.8	0.8

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



3 保育環境・教育環境の状況

(1) 認可保育所等待機児童数（国基準）※

認可保育所等待機児童数は、保育所等整備により減少し、令和3年4月1日時点で待機児童の解消に至りました。しかしながら、令和4年4月1日時点では、待機児童が3名発生しています。

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和元年度	4	26	6	6	0	0	42
令和2年度	2	23	1	0	0	0	26
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	1	1	1	0	0	0	3

各年度4月1日現在

※認可保育所等待機児童数（国基準）とは、「保育所等利用待機児童数調査要領」で、待機児童の計算の基準を厚生労働省が定めたものです。

(2) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数

学童クラブの入所状況は、平成28年度から12か所の学童クラブを増設し、入所児童数も1,303人増加しています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入所児童数	2,120	2,481	2,606	3,022
か所数	31	34	36	37

各年度4月1日現在

※学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

(3) 小学校・中学校の状況

在学者数の状況は、小学校、中学校とも増加傾向で推移しています。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	児童数	11,317	12,068	12,682	12,979
	学校数	16	16	17	17
中学校	生徒数	4,435	4,605	4,749	4,915
	学校数	9	9	9	10

各年度5月1日現在

第3章 流山市子どもをみんなで育む計画の基本理念と基本的な考え方

1 計画の基本理念

当初計画の基本理念を引き続き推進し、関連する施策における基本目標について、社会情勢の変化や子どもや家庭の多様なあり方等を踏まえ見直しを行います。

基本理念

**「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが
健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」**

子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められています。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

流山市は、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

2 基本的視点

基本的視点Ⅰ 子どもの視点に立った支援

子どもの最善の利益を実現するには、子どもや子育て家庭の置かれている状況や地域の実情、子ども自身の意見をふまえたうえで、適切な子育て支援をしていくことが必要となります。

すべての子どもが幸福感と自己肯定感を持ちながら成長できるよう、子どもの視点に立った支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅱ 切れ目のない支援

産前・産後休業後、育児休業後、待機児童問題、小1の壁（就学前までは保育サービスを利用できていたが、就学後に学童保育を利用できない）等、子育て支援に切れ目が出来てしまうことが子育てに対する不安の一因となっています。

いつでも、だれでも、安心して子育てができるように、妊娠から出産、子育ての流れの中で切れ目のない支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援

地域の中で子どもとその家庭が孤立することのないように、地域みんなで子どもを育て、親を支えていけるような地域づくりが大切です。

子育て家庭を更に重層的に支えるために、子育て関連施設・団体間の連携の強化やワーク・ライフ・バランスが実現される就労環境の充実等、地域社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

基本的視点Ⅳ 施策の連携

子ども・子育て支援に関連する、教育や保育、福祉などの様々な分野が協力して、子ども・子育て支援サービスを提供していくことが求められています。

行政の都合で子ども・子育て支援を分断するのではなく、利用者の側に立つ観点から、子ども・子育て支援に関する各施策の連携を図っていくことが重要です。

3 基本目標



基本目標1 子育て支援する地域づくり

- 子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保健サービスの充実や経済的支援を進めていきます。
- 子育て中の親が地域の人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域全体で子育て支援する体制を構築していきます。



基本目標2 子どもと保護者の健康づくり

- 心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に保護者の心身の健康づくりを支えていきます。
- 健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- 子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。
- ライフステージや社会情勢の変化、子どもや家庭の多様なあり方に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。



基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり

- 子どもの権利条約を踏まえ、子どもが自分の意見を表明できる環境づくりに取り組んでいきます。
- 家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるような環境を充実させていきます。
- 子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。
- 子どもが乳幼児に接する機会を提供することで、生命の尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。



基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- ・ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、道路や施設の整備・充実を推進していきます。
- ・子どもが伸び伸びと成長できるよう、子育て家庭が安心して日常生活を営めるよう支援していきます。
- ・次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってまちづくりを見直していきます。
- ・地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取り組んでいきます。



基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ・男女がともに子育ての責任を担い、ワーク・ライフ・バランスが実現されるよう職場環境の改善を促進していきます。
- ・従来までの働き方や家庭内の役割分担を見直していくよう意識啓発等をしていきます。



基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- ・児童虐待や貧困など、養育環境に配慮が必要な家庭の実情に合わせて、誰一人取り残されない子育て支援をしていきます。
- ・子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と対応の強化をしていきます。
- ・支援を必要とする子どもや家庭に対し、必要な情報や支援が届くような仕組みづくりに努めていきます。

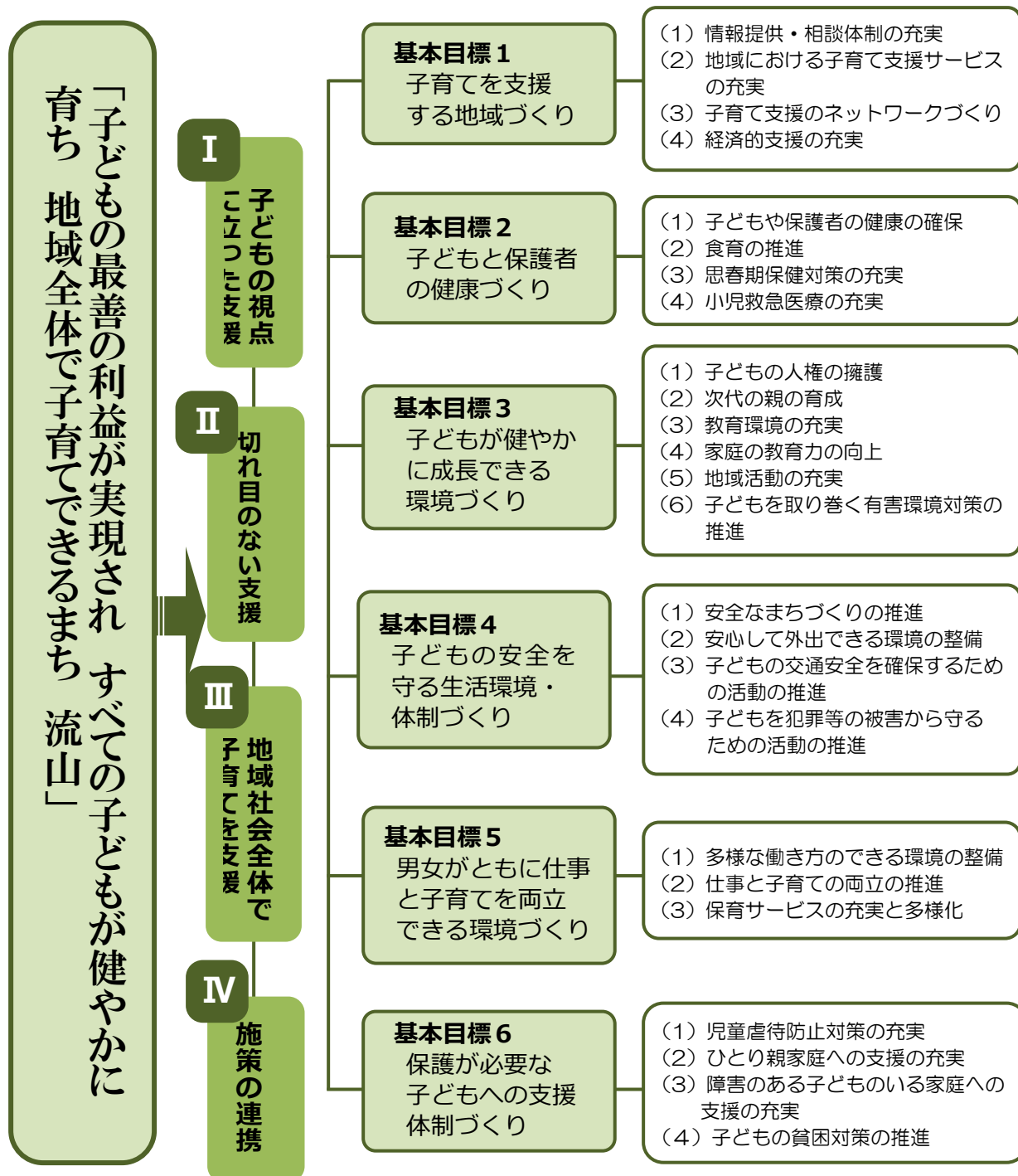
4 施策の体系

《基本理念》

《基本的視点》

《基本目標》

《主要課題》



第4章 事業計画

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画の見直しにあたっては、量の見込みと確保方策について、実態に合わせたものとし、令和5年度、令和6年度の保育需要（量の見込み）に対する対応（確保）策を講じます。市将来人口推計をベースとし、保育所等申込み等の実績を踏まえ、将来における保育需要を加味したものとします。区域設定については、区画整理事業の進捗により、当初計画から地区の変更が生じているため、北部地域・中部地域・南部地域・東部地域の4区域のうち、一部について見直しを行います。なお、今回1号認定及び確認を受けない幼稚園は、計画期間の中で必要に応じて適宜見直しを検討します。

（1）量の見込みと確保方策《実績》

計画の始期である令和2年度以降（4月1日時点）の当初計画・見込みと実績を示します。

【市全域】

	認定区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込・計画数	実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績
就学 前 児 童 数 ①	3号認定児	2,108人	2,159人	2,073人	2,066人	2,055人	2,184人
	3号認定児 1・2歳児	4,641人	4,635人	4,691人	4,737人	4,685人	4,785人
	2号認定児 3歳以上児	7,133人	7,121人	7,348人	7,303人	7,548人	7,470人
	合 計	13,882人	13,915人	14,112人	14,106人	14,288人	14,439人
（量の 見込み） ② 申込者数	3号認定児	498人	465人	512人	451人	541人	406人
	3号認定児 1・2歳児	2,470人	2,521人	2,602人	2,709人	2,749人	2,790人
	2号認定児 3歳以上児	3,107人	3,410人	3,488人	3,728人	3,615人	4,053人
	合 計	6,075人	6,396人	6,602人	6,888人	6,905人	7,249人
申込率	② / ①	43.76%	45.96%	46.78%	48.83%	48.33%	50.20%
（利 用 定 員 数 ） 確保方策	3号認定児	704人	693人	857人	776人	950人	821人
	3号認定児 1・2歳児	2,346人	2,360人	2,871人	2,702人	3,205人	2,918人
	2号認定児 3歳以上児	3,707人	3,763人	4,556人	4,361人	5,045人	4,800人
	合 計	6,757人	6,816人	8,284人	7,839人	9,200人	8,539人

【北部地域】

	認定区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込・計画数	実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績
就学 前 児 童 数 ①	3号認定児	159人	179人	152人	153人	146人	187人
	31・2号認定児	381人	375人	364人	394人	368人	406人
	2号認定児 3歳以上	700人	678人	664人	671人	623人	670人
	合 計	1,240人	1,232人	1,180人	1,218人	1,137人	1,263人
(量の ② 見込み) 申込者数	3号認定児	15人	15人	16人	11人	16人	11人
	31・2号認定児	127人	133人	129人	119人	142人	119人
	2号認定児 3歳以上	218人	230人	215人	222人	216人	222人
	合 計	360人	378人	360人	352人	374人	352人
申込率	② / ①	29.03%	30.68%	30.51%	28.90%	32.89%	27.87%
(利 確 保 方 策 員 数)	3号認定児	33人	33人	39人	33人	48人	33人
	31・2号認定児	117人	117人	154人	117人	179人	117人
	2号認定児 3歳以上	255人	255人	291人	255人	306人	255人
	合 計	405人	405人	484人	405人	533人	405人

※ 1号認定：令和4年度確保方策 実績 60人

【中部地域】

	認定区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込・計画数	実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績
就学 前 児 童 数 ①	3号認定児	735人	925人	702人	853人	675人	969人
	31・2号認定児	1,526人	2,011人	1,493人	2,058人	1,371人	2,100人
	2号認定児 3歳以上	2,594人	3,026人	2,640人	3,171人	2,565人	3,275人
	合 計	4,855人	5,962人	4,835人	6,082人	4,611人	6,344人
(量の ② 見込み) 申込者数	3号認定児	227人	248人	223人	229人	224人	221人
	31・2号認定児	1,132人	1,270人	1,140人	1,406人	1,095人	1,426人
	2号認定児 3歳以上	1,420人	1,644人	1,491人	1,852人	1,519人	1,964人
	合 計	2,779人	3,162人	2,854人	3,487人	2,838人	3,611人
申込率	② / ①	57.24%	53.04%	59.03%	57.33%	61.55%	56.92%
(利 確 保 方 策 員 数)	3号認定児	295人	324人	355人	359人	379人	387人
	31・2号認定児	1,009人	1,136人	1,208人	1,266人	1,305人	1,397人
	2号認定児 3歳以上	1,607人	1,842人	1,937人	2,051人	2,075人	2,290人
	合 計	2,911人	3,302人	3,500人	3,676人	3,759人	4,074人

※ 令和4年度利用定員数（確保方策）のうち、小規模保育事業所（特定地域型保育事業）実績：3号認定0歳児38人、1-2歳児204人

※ 1号（新2号）認定：令和4年度確保方策 実績 15人

【南部地域】

	認定区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込・計画数	実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績
就学 前 ① 児 童 数	3号認定児	912人	732人	918人	724人	923人	707人
	31・2号認定児	2,052人	1,578人	2,149人	1,571人	2,255人	1,546人
	2号認定児 3歳以上	2,823人	2,364人	3,049人	2,392人	3,367人	2,425人
	合 計	5,787人	4,674人	6,116人	4,687人	6,545人	4,678人
(量の ② 見込み) 申込者数	3号認定児	169人	133人	203人	157人	204人	118人
	31・2号認定児	817人	755人	924人	821人	1,035人	852人
	2号認定児 3歳以上	994人	1,039人	1,212人	1,125人	1,229人	1,220人
	合 計	1,980人	1,927人	2,339人	2,103人	2,468人	2,190人
申込率	② / ①	34.21%	41.23%	38.24%	44.87%	37.71%	46.81%
(利 確 保 方 策 員 数)	3号認定児	253人	207人	331人	252人	391人	263人
	31・2号認定児	853人	728人	1,112人	924人	1,324人	967人
	2号認定児 3歳以上	1,267人	1,066人	1,699人	1,455人	2,035人	1,541人
	合 計	2,373人	2,001人	3,142人	2,631人	3,750人	2,771人

※ 令和4年度利用定員数（確保方策）のうち、小規模保育事業所（特定地域型保育事業）実績：3号認定0歳児17人、1-2歳児96人

※ 1号（新2号）認定：令和4年度確保方策 実績 15人

【東部地域】

	認定区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		見込・計画数	実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績
就学 前 ① 児 童 数	3号認定児	302人	323人	301人	336人	311人	321人
	31・2号認定児	682人	671人	685人	714人	691人	733人
	2号認定児 3歳以上	1,016人	1,053人	995人	1,069人	993人	1,100人
	合 計	2,000人	2,047人	1,981人	2,119人	1,995人	2,154人
(量の ② 見込み) 申込者数	3号認定児	87人	69人	70人	54人	97人	56人
	31・2号認定児	394人	363人	409人	363人	477人	393人
	2号認定児 3歳以上	475人	497人	570人	529人	651人	647人
	合 計	956人	929人	1,049人	946人	1,225人	1,096人
申込率	② / ①	47.80%	45.38%	52.95%	44.64%	61.40%	50.88%
(利 確 保 方 策 員 数)	3号認定児	123人	129人	132人	132人	132人	138人
	31・2号認定児	367人	379人	397人	395人	397人	437人
	2号認定児 3歳以上	578人	600人	629人	600人	629人	714人
	合 計	1,068人	1,108人	1,158人	1,127人	1,158人	1,289人

※ 令和4年度利用定員数（確保方策）のうち、小規模保育事業所（特定地域型保育事業）実績：3号認定0歳児6人、1-2歳児32人

※ 1号（新2号）認定：令和4年度確保方策 実績 60人

(2) 量の見込みと確保方策の見直し《見直し》

令和5年度・令和6年度（4月1日時点）における当初計画・見込みと見直し後の考えを示します。

【北部地域】

	認定区分	令和5年度		令和6年度	
		見込・計画数	見直し後	見込・計画数	見直し後
① 就学前児童数	30号認定児	141人	180人	136人	175人
	31・2号認定児	330人	365人	310人	343人
	23号認定児 3歳以上児	603人	649人	559人	601人
	合計	1,074人	1,194人	1,005人	1,119人
② (量の見込み) 申込者数	30号認定児	16人	15人	18人	15人
	31・2号認定児	127人	129人	138人	122人
	23号認定児 3歳以上児	219人	220人	227人	204人
	合計	362人	364人	383人	341人
申込率	② / ①	33.71%	30.48%	38.11%	30.48%
(利用 確保 定員 方策 員数)	30号認定児	48人	33人	48人	36人
	31・2号認定児	179人	117人	179人	138人
	23号認定児 3歳以上児	306人	255人	306人	291人
	合計	533人	405人	533人	465人

《見直しの考え方》

北部地域における就学前児童数及び量の見込みでは、令和4年度実績における人口推計からの上振れ及び年度比較増減率、直近3か年における申込率を踏まえた見直しを行う。

確保方策では、現行の既設保育施設等において、量の見込みを受けられると見込むが、令和5年度では新規開設の検討を行い待機児童を生み出さない方策を図る。

【保育所等の整備年度および整備数】

単位：定員数（人）

	令和5年度	令和6年度
見直し後	60	0
当初計画	0	0

※ 見直し後では、認可保育所の整備（新設・増員）を見込み、検討する。

【中部地域】

	認定区分	令和5年度		令和6年度	
		見込・計画数	見直し後	見込・計画数	見直し後
就学前児童数 ①	30号認定児	640人	919人	602人	865人
	31・2号認定児	1,308人	2,003人	1,277人	1,955人
	23号認定児 3歳以上	2,402人	3,068人	2,210人	2,823人
	合計	4,350人	5,990人	4,089人	5,643人
(量の見込み) ② 申込者数	30号認定児	225人	228人	228人	232人
	31・2号認定児	1,107人	1,400人	1,162人	1,406人
	23号認定児 3歳以上	1,514人	1,901人	1,503人	1,806人
	合計	2,846人	3,529人	2,893人	3,444人
申込率	② / ①	65.43%	58.91%	70.75%	61.03%
(利用 確保 方針 策 数)	30号認定児	382人	396人	385人	399人
	31・2号認定児	1,321人	1,451人	1,342人	1,472人
	23号認定児 3歳以上	2,105人	2,362人	2,171人	2,398人
	合計	3,808人	4,209人	3,898人	4,269人

《見直しの考え方》

中部地域における就学前児童数及び量の見込みでは、令和4年度実績における人口推計からの上振れ及び年度比較増減率、直近年度の申込率からの2%程度増を踏まえた見直しを行う。上振れの推定では、地域内区画整理事業の進捗に伴う地区変更（市野谷編入）による動きが考えられる。

確保方策では、各年度実績により上振れを勘案した整備による確保を進めたことから、令和4年度整備までの既設保育施設等において、量の見込みを受けられると見込むが、流山おおたかの森駅周辺における開発状況に注視し、令和5年度では新規開設の検討を行い待機児童を生み出さない方策を図る。

【保育所等の整備年度および整備数】

単位：定員数（人）

	令和5年度	令和6年度
見直し後	60	0
当初計画	90	60

※ 見直し後では、認可保育所の整備（新設・増員）を見込み、検討する。

【南部地域】

	認定区分	令和5年度		令和6年度	
		見込・計画数	見直し後	見込・計画数	見直し後
就学前児童数 ①	30号認定児	907人	695人	888人	680人
	31・2号認定児	2,068人	1,418人	1,987人	1,362人
	23号認定児 3歳以上	3,482人	2,508人	3,425人	2,467人
	合計	6,457人	4,621人	6,300人	4,509人
(量の見込み) ② 申込者数	30号認定児	224人	132人	251人	143人
	31・2号認定児	1,057人	823人	1,160人	820人
	23号認定児 3歳以上	1,397人	1,329人	1,523人	1,357人
	合計	2,678人	2,284人	2,934人	2,320人
申込率	② / ①	41.47%	49.43%	46.57%	51.45%
(利用確保方策) 数	30号認定児	436人	260人	481人	260人
	31・2号認定児	1,474人	946人	1,624人	958人
	23号認定児 3歳以上	2,320人	1,505人	2,575人	1,523人
	合計	4,230人	2,711人	4,680人	2,741人

《見直しの考え方》

南部地域における就学前児童数及び量の見込みでは、令和4年度実績における人口推計からの下振れ及び年度比較増減率、直近年度の申込率からの2%程度増を踏まえた見直しを行う。下振れの推定では、地域内区画整理事業の進捗に伴う地区変更（市野谷を中部に編入）及びそれに内包する新設小学校の設置に伴う住宅予定地の見直しの動きが大きく考えられる。

確保方策では、各年度実績により実態に則した整備による確保を進めたことから、令和4年度整備までの既設保育施設等において、量の見込みを受けられると見込むが、南流山駅周辺や隣接する東部地域の区画整理事業に伴う開発に注視し、令和5年度では既存施設増員を始めとした検討を行い待機児童を生み出さない方策を図る。

【保育所等の整備年度および整備数】

単位：定員数（人）

	令和5年度	令和6年度
見直し後	30	0
当初計画	450	450

※ 見直し後では、認可保育所の整備（新設・増員）を見込み、検討する。

【東部地域】

	認定区分	令和5年度		令和6年度	
		見込・計画数	見直し後	見込・計画数	見直し後
就学 前 児 童 数 ①	3 0 号 歳 認 定 児	319人	329人	319人	329人
	3 1 ・ 2 号 歳 認 定 児	688人	730人	700人	742人
	2 3 号 歳 以 上 認 定 児	1,006人	1,115人	998人	1,104人
	合 計	2,013人	2,174人	2,017人	2,175人
(量の 見込み) ② 申込 者数	3 0 号 歳 認 定 児	109人	64人	124人	71人
	3 1 ・ 2 号 歳 認 定 児	523人	406人	605人	428人
	2 3 号 歳 以 上 認 定 児	711人	677人	778人	693人
	合 計	1,343人	1,147人	1,507人	1,192人
申込率	② / ①	66.72%	52.76%	74.71%	54.78%
(利 用 保 定 方 策 一 数	3 0 号 歳 認 定 児	135人	138人	135人	141人
	3 1 ・ 2 号 歳 認 定 児	413人	437人	413人	458人
	2 3 号 歳 以 上 認 定 児	659人	714人	659人	750人
	合 計	1,207人	1,289人	1,207人	1,349人

《見直しの考え方》

東部地域における就学前児童数は人口推計からの上振れをしているが、量の見込みでは下振れとなっている。量の見込みにおいては、令和4年度実績及び人口推計の比較増減率、直近年度の申込率からの2%程度増を踏まえた見直しを行う。

確保方策では、令和4年度整備までの既設保育施設等において、量の見込みを受けられると見込むが、地域内区画整理事業の進捗に伴う開発に注視し、隣接地域における既存保育施設の活用も視野に入れながら、令和5年度では新規施設の開設の検討を行い待機児童を生み出さない方策を図る。

【保育所等の整備年度および整備数】

単位：定員数（人）

	令和5年度	令和6年度
見直し後	60	0
当初計画	0	0

※ 見直し後では、認可保育所の整備（新設・増員）を見込み、検討する。

【市全域】

	認定区分	令和5年度		令和6年度	
		見込・計画数	見直し後	見込・計画数	見直し後
就学 前 児 童 数 ①	3号認定 0歳児	2,007人	2,123人	1,945人	2,049人
	3号認定 1・2歳児	4,394人	4,516人	4,274人	4,402人
	2号認定 3歳以上児	7,493人	7,340人	7,192人	6,995人
	合 計	13,894人	13,979人	13,411人	13,446人
(量の 見込み) ② 申込者数	3号認定 0歳児	574人	439人	621人	461人
	3号認定 1・2歳児	2,814人	2,758人	3,065人	2,776人
	2号認定 3歳以上児	3,841人	4,127人	4,031人	4,060人
	合 計	7,229人	7,324人	7,717人	7,297人
申込率	② / ①	52.03%	52.39%	57.54%	54.26%
(利 用 保 定 方 策 員 数)	3号認定 0歳児	1,001人	827人	1,049人	836人
	3号認定 1・2歳児	3,387人	2,951人	3,558人	3,026人
	2号認定 3歳以上児	5,390人	4,836人	5,711人	4,962人
	合 計	9,778人	8,614人	10,318人	8,824人

《見直しの考え方》

各地域総じた市全域における量の見込みと確保方策については、障害児や医療的ケア児を含め、待機児童を生み出さないよう量の見込みを上回る確保方策を目指す。

なお、令和5年度から令和6年度の量の見込み合計において、減少する傾向であるが、待機児童が発生しやすい3号認定1・2歳児では増加する傾向（見込み）であることから、各地域の実情に合わせ、新規施設開設や既存施設の増員を主として確保方策を講じていくことや、必要に応じて定員の弾力化※等の検討が必要となる。

※ 待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）等を満たしていることを条件に認められる。

【認定区分(保育の必要性の認定)】

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所・認定こども園・幼稚園 (預かり保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所・認定こども園・小規模 保育事業所(地域型保育事業)

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている事業について、事業実績等に基づき、必要に応じて、見直しを行います。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）および地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）、病児保育事業（病児・病後児保育事業）については、利用者見込および確保方策の見直しを行います。

※ 地域子ども・子育て支援事業

- ① 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ② 延長保育事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（１）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

《学童クラブの現状と今後の方向性》

現 状	• 学童クラブでは、平日は授業終了後から午後６時まで、土曜日及び長期休暇中は午前８時から午後６時まで児童を預かる（延長保育あり。）。 • 本市では指定管理者制度による公設民営型（市が施設を設置し指定管理者が運営する形態）の学童クラブを全小中学校区に設置している。 • 中部に位置する小山小中学校区において民設民営型（運営法人が自ら施設を設置し運営する形態）の学童クラブに運営を委託していたが、令和２年度末をもって閉所となった。 • 入所児童数は、４月がピークであり、年度末に向けて徐々に減少していく傾向にある。（退所の理由は「夏休みまで利用したかった」、「塾や習い事に行く」など。）。 • 学童クラブの入所率は、保育所の入所率より低い傾向にある。この背景としては、保育短時間認定の家庭では、学童クラブを利用する必要性が低いことなどが考えられる。
今後の方向性	• 区域によっては今後も児童数の増加が見込まれること、学童クラブの入所率も増加傾向にあることを勘案し、需要に対応できる定員を確保するため、計画的に施設整備を行っていく。 • 施設整備にあたっては、公設民営型の学童クラブを基本としながら、市で新たな施設整備が困難な場合においては、民設民営型の学童クラブについても検討する。 • 民設民営型の学童クラブについては、放課後児童健全育成事業の開始届の提出を前提とするほか、委託など公費負担が発生する場合においては、できる限り公設民営型と同等の条件で運営がされるよう検討する。

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る。
(2) 提供区域の設定	北部地区・中部地区・南部地区・東部地区（4区域）
(3) 確保方策の内容	【北部】（小学校区：江戸川台、東深井、新川、西深井） - 令和6年度入所率 低学年：38.5% 高学年8.7% - 令和元年度の施設環境で対応する。 - 計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。 - 現行の施設で需要量の見込みを確保できると想定している。 【中部】（小学校区：西初石、八木北、小山、おおたかの森、おおぐろの森） - 令和6年度入所率 低学年：40.1% 高学年10.3% - 令和2年度に新設小学校の校舎内に6単位（240人）を整備する。 - 令和2年度に八木北小学校の校舎内に7単位（220人）を整備する。 - 令和3年度に小山小学校近隣の鉄道高架下に4単位（160人）を整備する。 - 令和5年度に（仮称）市野谷小学校の校舎内に7単位（280人）を整備する。 - 入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。 - 計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。 【南部】（小学校区：流山、流山北、鯉ヶ崎、南流山） - 令和6年度入所率 低学年：43.3% 高学年10.8% - 令和2年度に南流山小学校の敷地内に4単位（160人）を整備する。 - 令和5年度に（仮称）南流山第2小学校の校舎内に6単位（240人）を整備する。 - 入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。 - 計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。 【東部】（小学校区：長崎、八木南、向小金、東） - 令和6年度入所率 低学年：39.5% 高学年9.7% - 入所児童数の増加に対応できるよう、施設整備を進めていく。 - 計画と実際のニーズを検証し、必要に応じて学校教室等の借用や新たな施設整備も検討する。 ※全区域において、入所率は現在の入所率から段階的に上昇し、令和6年度入所率の値に達すると見込んでいる。
(4) 事業担当課	教育総務課

②当初計画上の利用者の見込みと対応策及び入所児童数と定員数の実績（各年度4月）

単位：人（対応策＝定員数）

区域	項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市全域 (合計)	利用者 見込み	低学年	2,182	2,562	2,909
		高学年	459	486	544
	対応策		2,580	3,520	3,520
	入所数	低学年	2,163	2,269	2,581
		高学年	318	337	441
	定員数		2,540	3,080	3,240
北部	利用者 見込み	低学年	307	302	301
		高学年	78	75	80
	対応策		375	375	375
	入所数	低学年	293	255	286
		高学年	72	64	63
	定員数		375	375	375
中部	利用者 見込み	低学年	876	1,100	1,310
		高学年	172	180	215
	対応策		1,065	1,685	1,685
	入所数	低学年	893	967	1,142
		高学年	76	88	138
	定員数		1,025	1,405	1,565
南部	利用者 見込み	低学年	678	783	869
		高学年	126	147	159
	対応策		785	1,105	1,105
	入所数	低学年	641	710	800
		高学年	95	111	158
	定員数		785	945	945
東部	利用者 見込み	低学年	321	377	429
		高学年	83	84	90
	対応策		355	355	355
	入所数	低学年	336	337	353
		高学年	75	74	82
	定員数		355	355	355

《就学児童数（流山市立小学校）・入所児童数・入所率の実績（各年度4月）》

単位：人

区域	項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市全域 (合計)	児童数	低学年	6,127	6,490	6,899
		高学年	5,639	5,866	6,089
	入所数 (入所率)	低学年	2,163 (35.3%)	2,269 (35.0%)	2,581 (37.4%)
		高学年	318 (5.6%)	337 (5.7%)	441 (7.2%)
北部	児童数	低学年	875	855	862
		高学年	908	900	907
	入所数 (入所率)	低学年	293 (33.5%)	255 (29.8%)	286 (33.2%)
		高学年	72 (7.9%)	64 (7.1%)	63 (6.9%)
中部	児童数	低学年	2,503	2,754	3,060
		高学年	2,102	2,261	2,439
	入所数 (入所率)	低学年	893 (35.7%)	967 (35.1%)	1,142 (37.3%)
		高学年	76 (3.6%)	88 (3.9%)	138 (5.7%)
南部	児童数	低学年	1,787	1,910	2,005
		高学年	1,605	1,685	1,732
	入所数 (入所率)	低学年	641 (35.9%)	710 (37.2%)	800 (39.9%)
		高学年	95 (5.9%)	111 (6.6%)	158 (9.1%)
東部	児童数	低学年	962	971	972
		高学年	1,024	1,020	1,011
	入所数 (入所率)	低学年	336 (34.9%)	337 (34.7%)	353 (36.3%)
		高学年	75 (7.3%)	74 (7.3%)	82 (8.1%)

《学童クラブの整備実績（定員数）》

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北部	0	0	0
中部	460	160	0
南部	160	0	0
東部	0	0	0
計	620	160	0

③量の見込みと確保方策（各年度4月）

単位：人（対応策＝定員数）

区域	項目		令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	児童数の推計値	低学年	7,315	7,479
		高学年	6,254	6,599
	需要量の見込み (需要率の見込み)	低学年	2,854 (39.0%)	3,049 (40.8%)
		高学年	609 (9.7%)	668 (10.1%)
	対応策		3,240	3,760
北部	児童数の推計値	低学年	809	772
		高学年	891	872
	需要量の見込み (需要率の見込み)	低学年	283 (35.0%)	297 (38.5%)
		高学年	86 (9.7%)	76 (8.7%)
	対応策		375	375
中部	児童数の推計値	低学年	3,318	3,422
		高学年	2,589	2,824
	需要量の見込み (需要率の見込み)	低学年	1,285 (38.7%)	1,372 (40.1%)
		高学年	249 (9.6%)	290 (10.3%)
	対応策		1,565	1,845
南部	児童数の推計値	低学年	2,111	2,161
		高学年	1,787	1,896
	需要量の見込み (需要率の見込み)	低学年	885 (41.9%)	936 (43.3%)
		高学年	179 (10.0%)	204 (10.8%)
	対応策		945	1,185
東部	児童数の推計値	低学年	1,077	1,124
		高学年	987	1,007
	需要量の見込み (需要率の見込み)	低学年	401 (37.2%)	444 (39.5%)
		高学年	95 (9.6%)	98 (9.7%)
	対応策		355	355

《学童クラブの整備想定数（定員数）》

単位：人

	令和5年度	令和6年度
北部	0	0
中部	280	0
南部	240	0
東部	0	0
計	520	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、助言その他の援助を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	利用者の見込みに対応する施設数。施設数減（16施設から11施設）による見直しを行う。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み （新）（人日／年）	19,743	34,770	37,204	39,808	42,595
	①量の見込み （旧）	57,887	57,824	57,259	54,329	52,752
	②確保方策 （新）（か所）	14	11	11	11	11
	②確保方策 （旧）	16	16	16	16	16

(3) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	病児について病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を確保するとともに、病児保育事業の実施を検討する。施設数減（4施設から3施設）による見直しを行う。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	380	420	470	520	570
	②確保方策 （新）	—	—	3,000	3,000	3,000
	②確保方策 （旧）	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900

3 障害児に対する障害福祉サービスの見込み量確保の方法

(1) 障害児に対する障害福祉サービスの見込み量と確保方策

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、児童発達支援センター（つばさ学園）の事業を充実し、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、保育所や幼稚園等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。なお、見込量及び確保方策は、第6期障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画と整合させ、計画期間は令和3年度～令和5年度の3か年間とし、計画の見直しに併せて見直しを行います。

■ 児童発達支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	2,739	3,119	3,499
	利用者数 【人/月】	249	284	318
②確保方策	○児童発達支援センターつばさを中心に、市内事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保及び質の向上に努めます。 ○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。			

■ 医療型児童発達支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	1	1	1
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	○本市には医療型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、人口の増加によって理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児の増加も見込まれるため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。			

■ 居宅訪問型児童発達支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	○対象となる障害児の把握を行いながら、児童発達支援センターと連携し必要な見込量を確保します。			

■ 放課後等デイサービス

①事業の概要

(1) 事業の概要	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	4,023	4,491	4,959
	利用者数 【人/月】	309	345	381
	市内事業者数	25	26	27
②確保方策	○子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼び掛けて見込量の確保に努めます。 ○県が指定する放課後等デイサービス事業所が、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき一定の質を確保しているかを常に注視し、質の高い支援体制を確保していきます。 ○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。			

■ 保育所等訪問支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	24	28	36
	利用者数 【人/月】	12	14	18
②確保方策	○保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）			

	の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害者支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。
--	--

■ 障害児相談支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【人/月】	130	160	200
	市内事業 所数	11	12	13
②確保方策	○既存及び新規の障害児通所支援等事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。 ○障害児相談支援を行っている市外事業所へ市内でのサービス提供を働きかけ市内においてもサービスが受けられるような体制を確保します。 ○流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。			

■ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとその提供体制について

①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が、希望に沿った利用ができるよう保育所や幼稚園、認定こども園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を図ります。	
(2) 事業担当課	障害者支援課	
①量の見込み	令和5年度末における目標値	備考
保育所における障害児の受入れ人数	71人	うち医療ケアが必要な児童数10人
幼稚園（認定こども園を含む）における障害児の受入れ人数	21人	うち医療ケアが必要な児童数3人
放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児の受入れ人数	132人	うち医療ケアが必要な児童数8人
②確保方策	○保育所及び幼稚園（認定こども園を含む）においては、保育課、児童発達支援センター及び健康増進課等の関係課と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。 ○放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては教育総務課等の関係課や障害児通所サービス事業所、障害児相談支援事業所とも連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。 ○保育所等訪問支援サービスについて周知を図り、保育所等における支援方法について共有するとともに、安定した保育所等の利用ができるよう、事業の普及に向けた関係機関等の協力体制を整備します。	

4 子ども・子育て支援法に掲げる任意記載事項

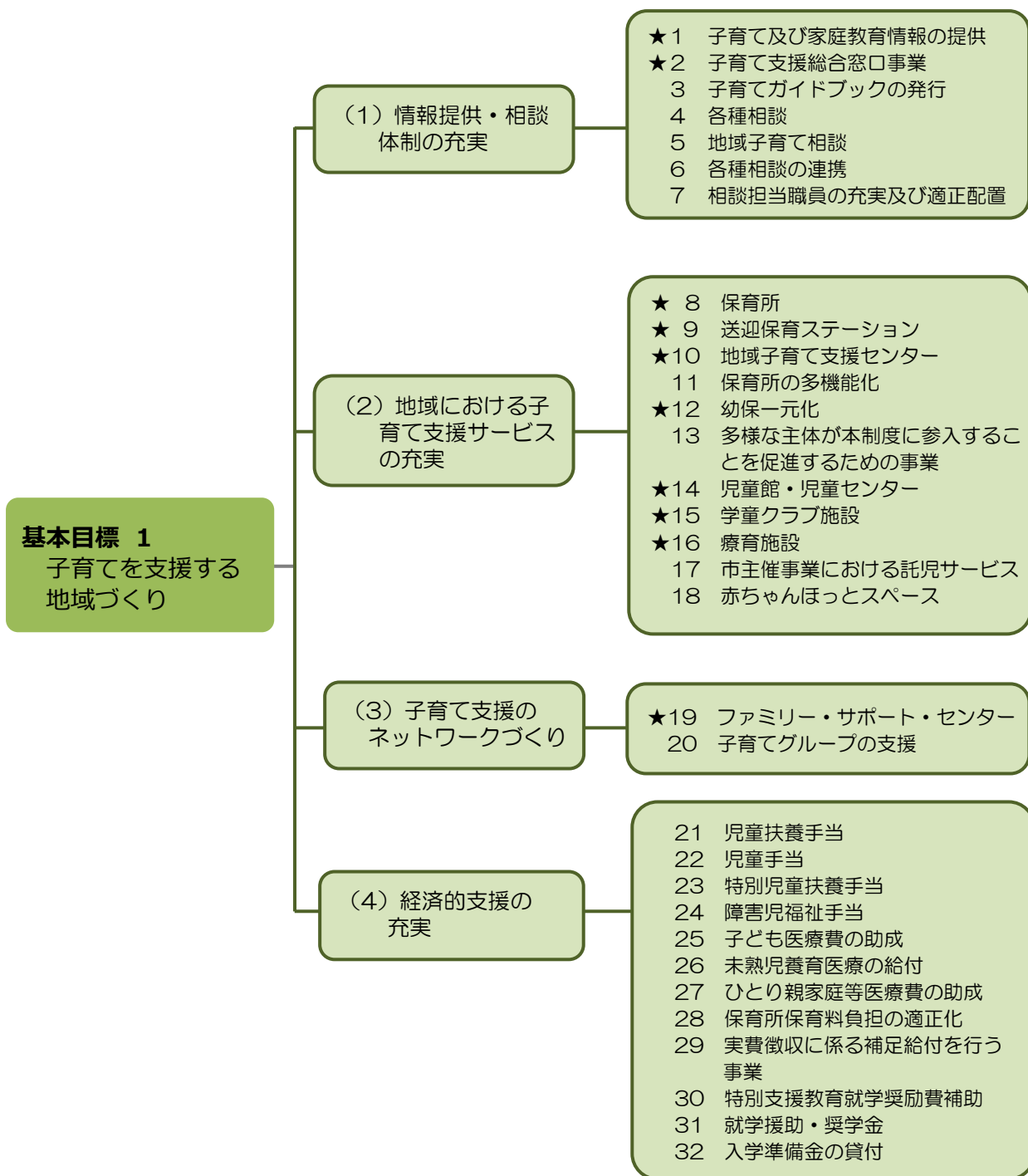
令和4年4月1日一部施行の「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）を鑑み、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項について留意します。

第5章 施策の展開

子ども・子育て会議での内容を踏まえ、十分に内容の精査を行い、計画の基本理念等を体現する施策の展開を進めます。（重点的に取り組む事業は、★をつけて記載しています。）

基本目標	事業番号	重点的に取り組む事業
1 子どもを支援する地域づくり	1	子育て及び家庭教育情報の提供
	2	子育て支援総合窓口事業
	8	保育所
	9	送迎保育ステーション
	10	地域子育て支援センター
	12	幼保一元化
	14	児童館・児童センター
	15	学童クラブ施設
	16	療育施設
	19	ファミリー・サポート・センター
2 子どもと保護者の健康づくり	33	妊娠・出産・子育てサポート事業
	35	乳幼児健康診査
	40	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供
3 子どもが健やかに成長できる環境づくり	50	相談・カウンセリング
	54	幼児教育に関する研究・研修
	59	特別支援教育
	62	絵本のふれあい体験の支援
	67	家庭教育講座
4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり	81	公園の整備・充実
	84	防犯対策の充実
	90	関係機関、団体との情報交換
	93	安全管理の促進
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	102	延長保育
	106	病児・病後児保育
	108	障害児保育
	109	学童クラブの活用
6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり	111	子ども家庭支援拠点（支援拠点事業）
	113	虐待予防と早期発見
	114	虐待に関する相談の充実
	115	児童虐待防止のための連携強化
	116	社会的養育の推進
	122	療育指導・機能訓練
	125	居宅訪問型児童発達支援

基本目標 1 子育てを支援する地域づくり



★：重点的に取り組む事業

(1) 情報提供・相談体制の充実

市民にとって利用しやすい情報の提供や相談体制を充実することが大切です。

		事業内容	担当課
★ 1	子育て及び家庭教育情報の提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等で的確に提供するように努めます。(流山市市民便利帳(日本語・外国語)・ママフレ・児童館・児童センター活動パンフレット)	子ども家庭課
		子ども・親子向けイベントを含む各種講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等で的確に提供するように努めます。	生涯学習課
		若い親が情報ツールとすることが多い、携帯電話のインターネット機能を駆使した情報発信などを視野に、さまざまなメディアを使って、よりの確かつ迅速に子育て情報を提供します。	公民館
		課題解決のための改善策	
		LINE公式アカウント「ながれやま市子育てちゃんねる」の登録者数を増やすため、窓口案内等の強化に努めます。また、他課にも再度、LINEの周知を図り、利用を促していきます。	子ども家庭課
		引き続き的確な情報提供に努めます。また、感染症対策でチラシの配布が実施出来なかったため、若い親が情報ツールとすることが多いインターネットを利用した情報発信など、よりの確かつ迅速に子育て情報を提供します。	公民館
		引き続き、広く市民に情報提供します。	生涯学習課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		LINEやホームページ等の情報発信ツールを活用し、必要な方への的確な情報提供に努めます。	子ども家庭課
		新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めつつ、サロンや講座等の開催回数増加に努めます。	公民館
★ 2	子育て支援総合窓口事業	「子ども・親子向けイベント」の開催情報を、広報ながれやま及び市ホームページ等に掲載し、広く市民に情報提供します。	生涯学習課
		事業内容	担当課
		子どもや保護者が幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		おやこあんしん相談窓口について、LINEやホームページ等を活用し、周知を図っていきます。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、窓口や電話相談だけでなく、オンライン相談を活用し、子どもや保護者が状況に応じた幼稚園・保育園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集や提供、助言を行います。また、関係機関と連絡調整し、適切な支援部署・機関につないでいきます。	子ども家庭課

3	子育てガイドブックの発行	事業内容 子育てに関係する様々な情報を提供し、子育て家庭を支援するため、「子育てガイドブック」を発行します。また、「孫育てガイドブック」を発行し、祖父母世代にパパ・ママ世代の子育てについて理解を深めてもらえる機会の創出を図ります。	担当課 子ども家庭課
		課題解決のための改善策 「子育てガイドブック」及び「孫育てガイドブック」について、LINEやホームページ等を活用し、周知を図っていきます。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み 「子育てガイドブック」及び「孫育てガイドブック」を、地域子育て支援センターや子育て支援員研修の受講生などに広く配布することで、子育てや孫育てに関する情報の提供に努めます。	子ども家庭課
4	各種相談	事業内容 児童虐待に関する相談を通じて、関係機関と連携を図りながらその防止に努めます。	担当課 子ども家庭課
		子育て中のママのニーズを的確にとらえた子育てママのセミナー開催やコミュニティ形成ができるセミナーを実施します。	公民館
		スクールカウンセラーを配置し、電話相談や面談、学校訪問による保護者や児童生徒、教職員の相談体制の充実に努めます。	指導課
		乳幼児の発達に関する保護者の相談内容に応じて、相談員や専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士など）が電話や来所による相談、専門職による検査や助言を行います。	児童発達支援センター
		課題解決のための改善策 相談対応職員の専門性の向上に努め、児童や家庭の状況に即した相談対応を行います。	子ども家庭課
		引き続き的確な情報提供に努めると同時に、申込人数が少ない場所には、LINE公式アカウント「ながれやま市子育てちゃんねる」の活用にて周知を強化します。	公民館
		学校や保護者と連携を図りながら、児童生徒の学校や家庭における様子を共有し、教育相談を実施します。また主訴に応じて関係機関とも連携を図っていきます。	指導課
		相談者のニーズに早期対応できるよう、予約から面談までの間に相談者が準備・対処できる内容においては、電話で案内していきます。引き続き業務委託先と連携を図りながら様々なニーズに対応して相談を実施していきます。	児童発達支援センター
		令和5年度から令和6年度の取り組み 児童虐待防止のため、個別の相談対応だけでなく、グループ活動を通じた相談支援を実施します。	子ども家庭課
		新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めつつ、対象者に広く情報提供を行っていきます。	公民館
		児童生徒や保護者が気軽に相談できるように、相談機関を周知していきます。また学校での教育相談が充実するよう、職員研修を充実させていきます。	指導課
		地域における中核的な療育支援施設の役割・機能として相談業務を継続しながら、令和3年度まで感染症対策で実施を見合わせていた事業や支援についてポストコロナの事業・支援の在り方を構築していきます。	児童発達支援センター

5	地域子育て相談	事業内容	担当課
		研修を通して各地域子育て支援センターの相談体制の充実に努めます。	子ども家庭課
		園開放を行うことで、より身近な相談場所としての機能を果たすことができ、保護者の子育ての不安解消につながることから事業を継続していきます。	保育課
		課題解決のための改善策	
		子育て支援センター職員の質の向上のため、市主催で研修を年3回開催し、アンケート等を実施して、子育て支援センター全体の質が下がらないようにします。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、研修やアンケート等を通して地域子育て支援センターにおける子育て相談体制の充実に努め、保護者の育児に関する不安軽減に努めます。	子ども家庭課
6	各種相談の連携	事業内容	担当課
		各種相談窓口をはじめ、保健所、児童相談所、民生・児童委員、学校や保育所、学童クラブなど関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。	子ども家庭課
		発達に心配のある子どもや保護者に対し、子どものよりよい支援につなげられるよう療育支援会議をはじめ各種会議等を通し、保健センター、保育所、幼児教育支援センター、教育委員会、児童館、医療機関などの関係機関と連携を図ります。	児童発達支援センター
		各種相談窓口と松戸健康福祉センター（保健所）、児童相談所、民生・児童委員、地域子育て支援センターや保育所、学童クラブなど関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。 ・ケース検討部会（定例部会、臨時検討会議）	健康増進課
		公立保育所所長会議、民間保育所協議会等を活用して、情報を共有し、緊急時に速やかに対応できるよう関係機関との連携を強化します。	保育課
		学童クラブ運営法人連絡協議会及び小学校・学童クラブ・教育総務課で開催する学童クラブに関する三者協議を活用して情報を共有し、児童の健全な育成が図られるよう関係機関との連携を強化します。	教育総務課
		課題解決のための改善策	
		関係機関の会議等に積極的に参加し、要保護児童対策地域協議会の活動の周知を図り、関係機関との連携を強化します。	子ども家庭課
		令和4度から業務委託先の担当職員も療育支援会議に参加することで、より多角的広範的な意見・情報を得ることができるようになりました。他部署との情報交流により、地域資源を確認することで、手厚いケースワークに繋げていきます。	児童発達支援センター
		必要な時に必要な機関と連携が取れるように、日頃から関係づくりの体制構築に努めました。また、緊急時には、電話連絡で情報共有や、役割分担を確認し、支援を連携して実施できるよう工夫しました。	健康増進課
		学童クラブごとに抱える問題は様々であり、教育総務課、学校、法人で課題を共有し、解決のための話し合いの場を設けています。	教育総務課

		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		各部署の相談窓口、児童相談所、警察、学校等関係機関との連携の強化を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の機能や役割の周知に努めます。 身近に相談できる場である、子育てなんでも相談室の周知に努めるとともに、子ども家庭課、おおたかの森児童センター、南流山児童センター、保健センター、南流山センターにおける相談機能の連携強化を図ります。	子ども家庭課
		引き続き、関係機関からの多角的な意見を基に、子どもの発達によりよい支援方針の決定に努めます。	児童発達支援センター
		令和5年3月より南流山センターに子育てなんでも相談室を開設予定です。より身近な地域で支援を実施できるよう、引き続き関係機関との連携強化に努めます。	健康増進課
		引き続き、公立保育所署長会議や民間保育所協議会等において情報共有をはかり、保育における課題を共通認識できるようにします。	保育課
		引き続き、学童クラブ運営法人連絡協議会や学童クラブに関する三者協議を実施するほか、情報を各課と共有し、緊急時に速やかな対応が出来るよう連携強化に努めます。	教育総務課
	7 相談担当職員の充実及び適正配置	事業内容	担当課
		相談担当職員のスキルアップを図るため、研修会等に積極的に参加していきます。また、担当職員の適正配置についても相談件数の増加を加味し、検討していきます。	子ども家庭課
		障害児相談支援を利用希望している方の受け入れができるよう、適正配置に努めます。	児童発達支援センター
		保護者の子育て相談に的確に対応できるよう、相談担当職員（常勤職員だけでなく、非常勤職員も含め）の知識・能力の向上を図るとともに、職員の適正配置に努めます。	健康増進課
		課題解決のための改善策	
		増加する相談に迅速かつ適正に対応できるよう専門職の更なる増員配置に努めます。	子ども家庭課
		相談支援専門員を1名増員し、利用希望の方へサービスが行き届くよう体制強化しました。また、引き続き、利用者のニーズに応えられるよう対象職員が相談支援従事者初任者研修やより専門的な研修等に参加していきます。	児童発達支援センター
		公認心理士のアドバイスを受けながら振り返りを行う事例検討や様々な研修を通して、日ごろの支援の振り返りと最新の情報の更新や相談技術の向上に努めます。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		相談担当職員のスキルアップを図るため、研修会等に積極的に参加していきます。また、専門職を含む相談担当職員の適正配置についても検討していきます。	子ども家庭課
		地域における中核的な療育支援施設としての役割・機能を担うよう引き続き相談業務の充実を図ります。	児童発達支援センター
		引き続き、現在のトピックスや様々な相談内容に対応した研修を企画・開催していきます。	健康増進課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等により、子育て支援に関するニーズが高まっており、多様な子育て支援サービスの充実が必要です。

★ 8	保育所	事業内容	担当課
		待機児童数ゼロを達成するため、認可保育所等を整備します。	子ども家庭課(保育課)
		課題解決のための改善策	
		整備計画に基づき、待機児童の解消に向けた保育の受け皿確保を進めます。認可保育所整備に際して、多様な保育ニーズに対応が可能な保育施設の設置を行います。	子ども家庭課(保育課)
★ 9	送迎保育ステーション	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		就学前児童数の増加による需要プラスの要因や、保護者の育児休業の取得の促進および新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要のマイナス等により、保育需要が変化しています。これらの要因を勘案したうえで認可保育所等の整備を行います。	子ども家庭課(保育課)
		事業内容	担当課
		送迎保育ステーションを利用し、市内の保育所まで送迎することにより、待機児童の解消や保育所利用者の利便性の向上を図ります。	保育課
		課題解決のための改善策	
★ 10	地域子育て支援センター	引き続き感染症対策を徹底して行います。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		新園の開設等による需要の低下を踏まえ事業の継続について検討します。	保育課
		事業内容	担当課
		職員の資質向上を図り、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て世帯へのサポートを充実していきます。	子ども家庭課
★ 11	保育所の多機能化	課題解決のための改善策	
		子育て支援センター職員の質の向上のため、市主催で研修を年3回開催し、子育て支援センター全体の質が下がらないようにします。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は、現地調査が出来ませんでしたが、機会を捉えて現地調査を行います。また、担当職員の自己評価やLINE等による利用者アンケートも実施します。	子ども家庭課
11	保育所の多機能化	事業内容	担当課
		身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、子育て中の親の交流などを行う拠点として、園開放の実施等、保育所等の多機能化を推進します。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら人数を制限するなどして、実施の可否について検討していきます。	保育課

★ 12	幼保一元化	事業内容	担当課
		教育と保育の両方のニーズに対応できるよう、今後も認定こども園の整備を進めます。	子ども 家庭課
		幼児教育支援センターにおいて、今後も国の動向を見ながら、幼保小関連教育の研究を進めています。	指導課
		課題解決のための改善策	
		気になる子どもの見立て方やかわり方について研究を深めるとともに、幼保小の情報交換や引継ぎ、療育施設等関係機関とも連携を図り、一人一人のニーズに応じた切れ目のない支援体制づくりの構築を目指します。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼児や児童生徒が年々増加しており、今後さらに保幼小の連携が必要になってきます。より多くの先生方と連携を深め、幼児教育の目的に応じた指導や接続期における取組について研究・研修を進めていきます。	指導課
		事業内容	担当課
		特定教育・保育施設等への民間事業者の参入、多様な事業者の能力を活用した設置・運営を促します。	子ども 家庭課
		課題解決のための改善策	
		市内の保育需要の状況を注視しながら、多様な事業者が参入できる環境づくりを行います。	子ども 家庭課
★ 14	児童館・児童センター	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		多様な事業者が参入できる環境づくりを行い、能力を活用した設置・運営を促します。	子ども 家庭課
		事業内容	担当課
		市内児童館・児童センターにおいて、地域の子育て活動の拠点施設となるような保護者・乳幼児の子育てサポートのための事業を実施します。	子ども 家庭課
		課題解決のための改善策	
★ 15	学童クラブ施設	既存児童館・児童センターにおける各種イベント等の再開に向け、参加方法や活動時の参加者の動きなどの検討を重ね対応していきます。	子ども 家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		既存児童館・児童センターでは、スタッフ、利用者が一体となり、手指消毒や検温、施設内換気を徹底し、安心、安全な施設利用を進めます。また、子どもに楽しく利用してもらえることはもちろんのこと、子ども自身が安心して自分の気持ちを話せるような居場所となるよう引き続き運営していきます。	子ども 家庭課
		事業内容	担当課
		放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図ります。学童需要が大幅に増加する中で、安全な育成支援が提供できる環境を整備していきます。	教育 総務課
★ 15	学童クラブ施設	課題解決のための改善策	
		利用児童者数の増加が予想される地区等において、児童数の推計をもとにあらかじめ学童クラブを整備することで、待機児童が出ないようにします。	教育 総務課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
★ 15	学童クラブ施設	令和6年度に新たに開校予定である（仮称）南流山第二小学校と（仮称）市野谷小学校に学童クラブを整備していきます。	教育 総務課

★ 16	療育施設	事業内容	担当課
		障害のある児童の自立支援のため、児童発達支援センターの充実を図ります。	児童発達支援センター
		課題解決のための改善策	
		コロナ禍の制限ある中でもできること（園児への支援、保護者との連携等について）、また園児の発達、成長に必要なことを検討していきます。	児童発達支援センター
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
17	市主催事業における託児サービス	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら園児の健康を第一に、園児の発達、成長に必要な支援の充実を図っていきます。	児童発達支援センター
		事業内容	担当課
		安全な託児を心がけ、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう努めます。	公民館
		乳幼児がいる親が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、一時保育等の託児サービスを推進します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		新型コロナウイルス感染症の対策を行いつつ、一時保育を必要としている人が気軽に参加できるようにします。	公民館
		保育ボランティアの質の向上のため、研修を開催し、情報共有等を行います。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
18	赤ちゃんほっとスペース	新型コロナウイルス感染症の対策を行いつつ、一時保育利用者が気軽に参加出来るよう取り組みます。	公民館
		引き続き、市の主催する各種講座に、どなたでも参加しやすいように、一時保育等の託児サービスを推進します。	子ども家庭課
		事業内容	担当課
		安心して赤ちゃんを外出できるよう、オムツ替えや授乳等が気軽にできる場所（施設）を提供するため、保育所や児童館・児童センターなどの公共施設を中心に「赤ちゃんほっとスペース」を設置します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		新規施設が開設される際には、赤ちゃんほっとスペースの設置に向けて働きかけを行います。利用促進を図るため、更なる周知を行います。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		外出する親子にやさしい街となるよう引き続き、新たな赤ちゃんほっとスペースの設置を進めていきます。	子ども家庭課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

安心して子育てができるように、地域の子育て中の親同士が交流できる機会の提供や、NPO等との協働による子どもの預かりなどの子育て支援を充実していくことが大切です。

★ 19	ファミリー・サポート・センター	事業内容	担当課
		仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		ファミリー・サポート・センターの会員登録手続きを拡充し、郵送でも手続きができるようにしました。提供会員になった後のフォローアップとして、提供会員向けLINEも運用しました。また、利用の対象年齢を6ヶ月から「原則」6ヶ月からとし、必要と認められた場合援助を行うことにしました。	子ども家庭課
20	子育てグループの支援	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		「子育て支援サポーター募集中」の提供会員募集ポスターを作成し公的機関に掲示することや利用会員から両方会員へ促すために、ファミサポ通信で両方会員特集を組むこと、千葉県生涯大学のシニア向け講座（年間7回）の中で、ファミサポの動画紹介とチラシ配布、子ども家庭課主催の支援員研修でチラシを配布するなど、引き続き、ファミリー・サポート・センターの提供会員を獲得するために、周知に努めます。	子ども家庭課
		事業内容	担当課
		地域子育て支援センターや児童館、児童センターなどを活用し、乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。また、子育て支援に関心のある方々のネットワークづくりを支援します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		地域子育て支援センターや児童館、児童センターの幼児グループ活動について、LINEやホームページ等を活用し、周知を図っていきます。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		今後も、乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。また、子育て支援に関心のある方々のネットワークづくりを支援します。	子ども家庭課

(4) 経済的支援の充実

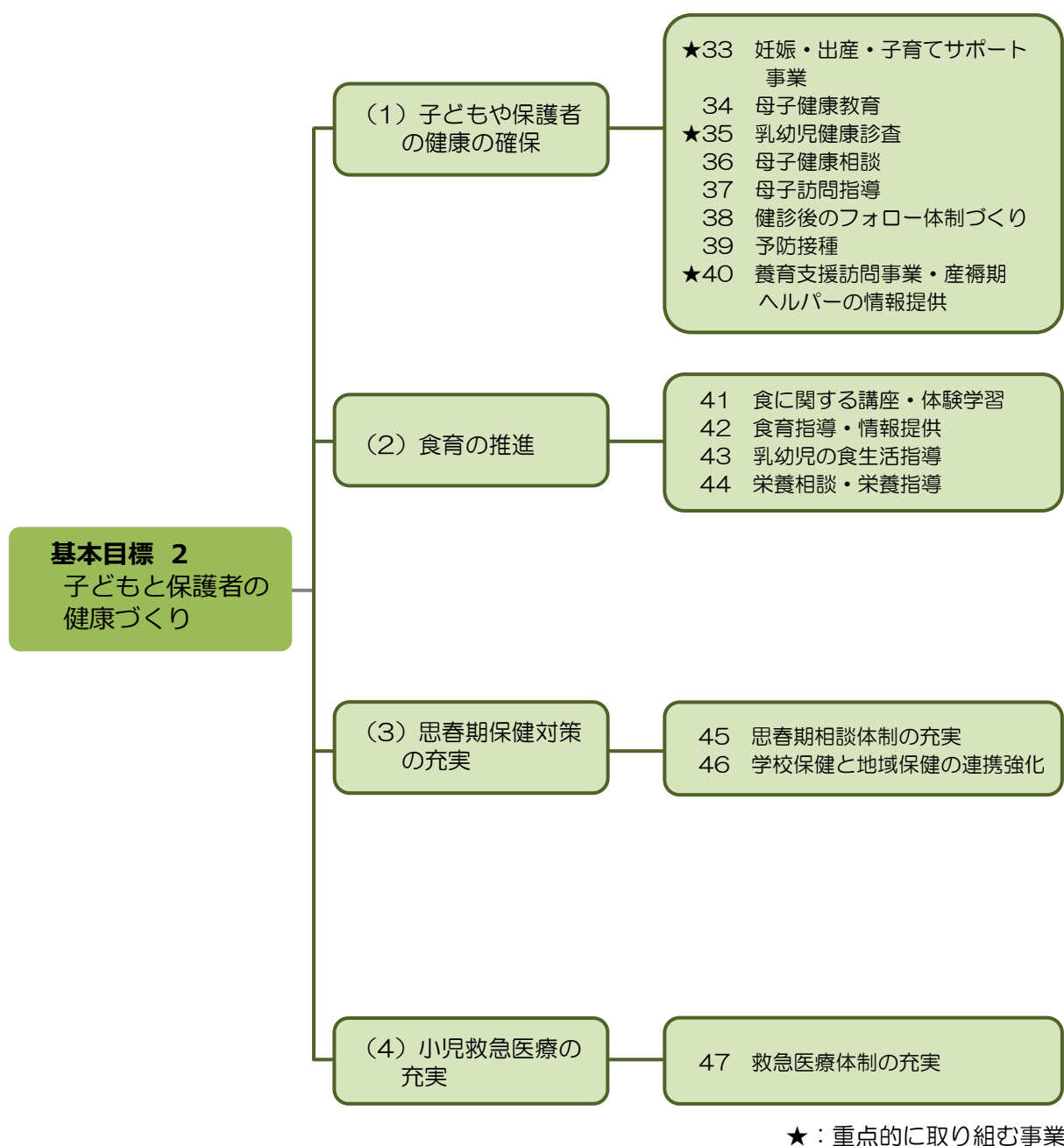
多くの家庭が安心して子どもを産み育てていけるよう、子育て世帯の経済的負担を軽減することが大切です。

21	児童扶養手当	事業内容	担当課
		父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭等の方に支給します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		現況届が未提出の方については、督促により提出を促し審査を進めてまいります。	子ども家庭課
22	児童手当	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き手当の支給を行います。	子ども家庭課
		事業内容	担当課
		家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校3年生までの児童を養育している方に支給します。	子ども家庭課
23	特別児童扶養手当	課題解決のための改善策	
		現況届が未提出の方については、督促により提出を促し審査を進めてまいります。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き手当の支給を行います。	子ども家庭課
24	障害児福祉手当	事業内容	担当課
		20歳未満の心身に障害のある児童を監護している親、あるいは養育者に支給します。	障害者支援課
		課題解決のための改善策	
		市の広報、ホームページ、子育てガイドブック及び障害福祉の案内に情報を掲載し、周知します。	障害者支援課
25	子ども医療費の助成	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		これまでと同様に対象となる方に制度について案内し、受給に結び付けます。	障害者支援課
		事業内容	担当課
		20歳未満で心身に重度の障害があり、障害の程度が基準を満たす児童に支給します。	障害者支援課
25	子ども医療費の助成	課題解決のための改善策	
		市の広報、ホームページ、子育てガイドブック及び障害福祉の案内に情報を掲載し、周知しました。	障害者支援課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		これまでと同様に対象となる方に制度について案内し、受給に結び付けます。	障害者支援課
25	子ども医療費の助成	事業内容	担当課
		中学校3年生までの子どもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		引き続き県へ補助の拡充を要望していきます。	子ども家庭課
25	子ども医療費の助成	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		今後も本事業を継続して実施します。	子ども家庭課

26	未熟児養育医療の給付	事業内容	担当課
		乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、入院養育が必要な未熟児に対して医療給付を行います。	子ども家庭課 健康増進課
		課題解決のための改善策	
		感染対策を徹底し、対象者が安心できる相談体制づくりに努めます。また、訪問が難しい場合は、電話等の非対面での支援も強化していきます。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き事業を実施し、未熟児及びその家庭を支援します。	子ども家庭課
27	ひとり親家庭等の医療費の助成	引き続き、両課で情報共有を行いながら継続して、適切な支援に努めます。	健康増進課
		事業内容	担当課
		18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育する母子、父子家庭等及びその児童が、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		引き続き県へ補助の拡充を要望していきます。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
28	保育所保育料負担の適正化	今後も本事業を継続して実施します。	子ども家庭課
		事業内容	担当課
		保護者等が適正な負担となるよう、低所得世帯等に配慮した、保育料の適正化を図ります。	保育課
		課題解決のための改善策	
		多子世帯については、育児に伴う負担が大きいことから、保育料が無料となる対象世帯の拡充を行い、負担軽減を図ります。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
29	実費徴収に係る補足給付を行う事業	国基準よりも細かい保育料の区分を設定し、低所得世帯等に配慮した保育料決定を継続して行います。	保育課
		事業内容	担当課
		各施設事業者において実費徴収ができることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に、費用の一部を助成します。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き対象者に助成を行います。	保育課
		事業内容	担当課
30	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者（申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり）の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費の一部を助成します。	学校教育課
		課題解決のための改善策	
		支給に必要な申請書及び添付書類に基づき、国が定める基準額以内或いは超える世帯に区分します。	学校教育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き必要な家庭へ就学奨励費を支給します。	学校教育課
		事業内容	担当課

31	就学援助・奨学金	事業内容	担当課
		経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。	学校教育課
		課題解決のための改善策	
		個々の家庭事情から適正な認定判断を行います。	学校教育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		社会情勢を把握し、必要な就学援助を行っていきます。	学校教育課
32	入学準備金の貸付	事業内容	担当課
		高等学校又は専修学校に入学を希望する保護者に対して、無利子で貸付します。今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。	教育総務課
		課題解決のための改善策	
		市内全中学校へのパンフレット配布や市のホームページ、広報紙での情報発信をできるだけ早い時期に行い、パンフレット内にも早めに申請を行うよう記載しました。	教育総務課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		市のホームページや広報紙により情報提供に努め、入学準備金の調達が困難な家庭の生徒への教育の機会均等を図ります。また、窓口での丁寧な説明を心がけ、入学準備金貸付の制度を利用していただけよう努めます。	教育総務課

基本目標2 子どもと保護者の健康づくり



(1) 子どもや保護者の健康の確保

全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てるためには、子どもや保護者の健康の確保が重要であり、妊娠や出産期、乳幼児期までの健康診査や訪問指導によるサポートが大切です。

また、女性にとって短期間に大きな心身の変化が起こる妊娠や出産期は、不安が大きいことから、子育てに関する助言を行い、精神的な負担を軽減することも大切です。

今後も子どもや保護者に対する相談体制や支援体制を充実させる必要があります。

★ 33	妊娠・出産・子育てサポート事業	事業内容	担当課
		子育てなんでも相談室として、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を実施します。母子健康手帳交付時の妊婦面談により情報把握を行い作成した支援計画をもとに安心して出産・育児に臨めるよう、妊娠早期から不安や困り事についての相談に応じ、解決に向けた支援をします。	健康増進課
★ 33	妊娠・出産・子育てサポート事業	課題解決のための改善策	
		産前産後に家族からのサポートを受けられない方へ、「育児支援等サポート事業」による家事・育児支援を提供し妊産婦の身体的及び心理面の負担を軽減します。また、「産前産後サポート事業」では、オンラインと対面での開催を実施します。なお、令和4年度末には、南流山センター内に「子育てなんでも相談室」を開設し、更なる支援体制の強化を図ります。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
34	母子健康教育	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続しつつ、妊産婦へ必要な情報提供や切れ目のない支援が実施できるよう努めます。また、「子育てなんでも相談室」（保健センター、南流山センター、子ども家庭課、おおたかの森児童センター、南流山児童センター）の連携により、相談・支援体制の強化を図ります。	健康増進課
		事業内容	担当課
		妊産婦、乳幼児の健康の保持増進のための育児技術や生活習慣などが身につけられるよう支援を行います。参加者数の増加やパートナー参加のニーズがみられているため、実施方法について検討し、市民が受講しやすい体制を整え、地域交流のきっかけの場を担えるような内容などを検討していきます。また、関係機関との連携を強化しながら、支援を進めていきます。	健康増進課
		課題解決のための改善策	
34	母子健康教育	中止の際は個別通知を行い、必要に応じて、各専門職が電話にて1人ずつ丁寧に相談指導を行い、不安を解消するよう努めました。また、事業の中止が決定した際には、個別案内だけでなく、安心安全メールを活用し、広く周知しました。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		新型コロナウイルス感染症対策を行い、内容を検討しながら事業を実施します。また、参加しやすい体制を検討しながら、コロナ禍によって子育てが孤立化しないよう各種専門職がニーズに沿った教育内容となるよう検討していきます。	健康増進課

★ 35	乳幼児健康診査	事業内容	担当課
		乳幼児健康診査の充実を図ることで、疾病や発達障害の早期発見予防といった丁寧な健康診査に努め、子育て中の保護者の孤立化を防ぎます。また、マイナンバーを活用した他市町村との情報連携を行い、未受診者を把握することで、虐待の予防、早期発見に繋がります。 (参考) 乳幼児健康診査(3～6か月児、9～11か月児)、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	健康増進課
		課題解決のための改善策	
		3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査については、未受診訪問を実施し、状況の把握及び問診票を再交付する等、引き続き、受診勧奨を行い全数把握に努めます。新生児聴覚スクリーニング検査については、早期発見、早期療育につながるよう関係機関との連携に努めます。	健康増進課
36	母子健康相談	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中での乳幼児健康診査の実施方法について、受診率の向上も考慮し、内容を含め、更なる検討が必要です。また、未受診者については、必要に応じて、関係機関と連携して、状況の把握に努めます。	健康増進課
		事業内容	担当課
		保護者の育児不安の軽減を図り、子どもが健やかに育つよう、育児や栄養、歯科等の相談について専門職がいつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ・フォローアップ相談(予約制)、すくすく相談(常設)	健康増進課
37	母子訪問指導	課題解決のための改善策	
		すくすく相談が気軽に利用できない地域のフォローアップ相談においては、予約枠を拡充します。保健センターで開催するフォローアップ相談は、乳幼児健康診査後の相談事業と同日開催とすることで、対応できる時間が増え、保護者の様々なニーズに対応できると考えます。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		母子訪問事業の際にすくすく相談の周知に努めた結果、利用者が増加しました。令和4年度末には、南流山センターにも保健センター同様の常設相談を設置するため、気軽に相談できる環境が整備されます。引き続き、各専門職が保護者に寄り添いながら相談できる体制づくりに努めます。	健康増進課
37	母子訪問指導	事業内容	担当課
		訪問指導によって、妊娠・出産・育児の不安解消を図り、健康の保持、増進に努めます。今後も、他事業や関連機関との連携強化を行い、早期に支援へつなげる体制づくりを行います。また、対象者の増加が予想されることから、訪問従事者の確保に努めます。 ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳幼児訪問指導	健康増進課
		課題解決のための改善策	
		妊娠・育児サポート係との連携により事前に対象家庭の状況や予測される問題などの情報を得て、早期に必要な支援に繋がっていきます。	健康増進課
37	母子訪問指導	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		他事業や関連機関との連携強化を行い、訪問指導によって育児の不安解消を図るとともに、早期に継続的な支援へ繋げる体制づくりを行います。	健康増進課

38	健診後のフォロー体制づくり	事業内容	担当課
		発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイスと適切な対応を図ります。今後も各乳幼児健康診査・おやこ相談・幼児グループ等の場でも関係職種と情報共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期に支援を行います。 ・発達・健康・心理相談 ・幼児グループ指導 ・乳幼児ケース検討	健康増進課
		課題解決のための改善策	
		適切な時期に適切な支援ができるよう、おやこ相談の相談枠の確保を行いました。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、各支援の際には、関係職種や必要に応じて関係機関とも連携をとりながら、支援を必要とする児童に対して、適切な時期に支援を行っていきます。 おやこ相談については、ニーズの高まりがみられ、キャンセル待ちの状況が生じているため、相談時間枠を工夫し、相談枠の増枠を図り対応します。	健康増進課
39	予防接種	事業内容	担当課
		予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。風しんの抗体検査・第5期定期接種を実施します。また、定期接種対象外の年齢の方で、妊娠を希望する女性や、その配偶者を対象に風しんの予防接種費用の助成を実施します。 今後も国の動向や感染症の流行状況をみながら、事業を継続していきます。	健康増進課
		課題解決のための改善策	
		麻しん風しん混合ワクチン含め、接種率向上のため令和4年度は事業を活用した接種勧奨を検討します。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		令和4年度からヒトパピローマウイルス感染症予防接種（以下「HPVワクチン」）の接種勧奨が再開されたため、標準的な接種年齢を迎える対象者へ個別勧奨を行います。風しんの抗体検査・風しん第5期予防接種の実施期間延長については、未接種者への新規クーポン券の発行や、転入者への通知を行います。また、1歳6か月児健康診査の個別通知等の様々な機会を利用した接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。 引き続き、定期接種の安全で適切な実施に努めます。	健康増進課
★ 40	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパの情報提供	事業内容	担当課
		産後、親族等の支援が難しい方等を中心に利用できるサービスの情報提供を行うとともに、利用者の適切な支援計画を作成し、安心して産後の生活ができるよう支援します。	子ども家庭課
		養育支援が特に必要な家庭に対し、専門職等による訪問を実施し、養育に関する指導・助言・必要なサービスの情報提供等を行うことで、保護者等が適切な養育を行えるよう支援していきます。今後は支援体制の見直しを関係機関と行い、事業の充実を図ります。	健康増進課
		課題解決のための改善策	
		関係機関と連携し、支援の必要性が高い家庭に適切にサービス提供が行えるよう情報提供を行うとともに、利用希望者には支援計画を作成し、安心して子育てができるよう支援します。	子ども家庭課
		課内や関係部署との検討会やケース会議を実施し、必要なサービスを実施できるよう、関係機関と連携していきます。また、その様な機会を活用し、個々のケースの支援検討だけでなく、支援体制の整備や連携強化についても検討していきます。	健康増進課

令和5年度から令和6年度の取り組み		
		子育てにあたり、親族等から支援を受けることが難しい方等が利用できるサービスの情報提供を行うとともに、適切な支援計画を作成し、安心して生活ができるよう支援します。
		支援が必要なケースに関しては地区担当保健師がケースワークをしている場合もあり、養育支援訪問の適応があっても利用していない場合があります。適切なタイミングで必要な支援を展開できるよう、事例検討等行い、事業への理解を深めていくとともに、研修を通して指導・助言の質の向上、情報の更新に努める必要があります。
		子ども家庭課 健康増進課

(2) 食育の推進

乳幼児期から食習慣を身につけ、食に関する正しい知識を得ることが大切です。食に関する情報や食生活の定着を図る機会の創出が求められます。

41	食に関する講座 ・体験学習	事業内容	担当課
		地元で作られる野菜などの食材を活かした食育体験等、地場産業の振興と健康づくりを兼ねた講座の展開に努めます。 生涯にわたり健康の維持増進のための適切な食生活の習慣や技術が身につけられるよう支援を行います。 ・親子クッキング ・健康づくり推進員の活動の支援 など 地元で作られる食材を活かした食育体験や保育参観を通じて、保護者に給食を体験する機会を設けます。	公民館 健康増進課 保育課
42	食育指導・情報提供	課題解決のための改善策	
		令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、食育の講座等を開催していけるよう努めます。	公民館
		参加者のニーズに合っているのか情報収集を行い、必要な事業の実施内容等を検討して実施していきます。	健康増進課
		地元で作られる食材をできるだけ身近に感じることが出来るような媒体を作成します。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、食に関する講座を企画出来るよう取り組みます。	公民館
		新型コロナウイルス感染症の予防に努めながら、健康づくりのための適切な食生活の習慣や技術が身につけられるよう支援していきます。	健康増進課
		新型コロナウイルス感染症の状況をみて検討します。	保育課
		事業内容	担当課
		関係機関と連携し、保育所、学校など様々な場や機会を通して、子どもが望ましい食習慣を身につけ、心身の健やかな発達ができるよう、食に関する教育を推進します。また、食に関する教育や情報の提供について、保健センター、保育所、学校等関係機関の連携を強化し、総合的な取組が行えるよう総合的な体制づくりと事業の推進を行います。 子どもが望ましい食習慣を身につけ、心身の健やかな発達ができるよう、食に関する教育を推進します。また、食に関する教育や情報の提供について、保健センター、保育所、学校等関係機関の連携を強化し、総合的な取組を推進します。 地産地消の観点から、地元の野菜を増やし、食育の推進を図ります。	健康増進課 学校教育課 保育課
		課題解決のための改善策	
		より多くの市民に食育に関心をもってもらえるよう、情報提供の方法や周知について検討していきます。	健康増進課
		基本的な感染防止対策を講じ、また趣向を凝らした食育の実施をしていきます。	学校教育課
		地元の野菜について知り、増やしていきます。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		市民が、食育を通し健全・健康な食生活を送れよう、各関係機関・団体と連携し、情報共有を図りながら推進していきます。	健康増進課
		関係機関と連携した食育の強化をしていきます。	学校教育課
		地元の野菜の種類を増やすとともに納品回数も更に増やしていきます。	保育課

43	乳幼児の食生活指導	事業内容	担当課
		乳幼児が適切な食習慣を身につけるとともに、むし歯を予防するため、保護者を対象にして、離乳食の進め方や、調理実習、歯磨きの指導などを行い、生涯にわたる健康な身体の基礎をつくるための正しい情報提供を行います。 ・もぐもぐ教室（離乳食初期） ・カムカムキッズ（離乳食後期） ・むし歯予防教室 ・乳幼児健診の場を通じた情報提供	健康増進課
		課題解決のための改善策	
		令和4年度についても引き続き、情報収集を行い、適切な支援をしていきます。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な限り感染症対策を行い、試食を取り入れた離乳食教室の再開を検討していきます。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
44	栄養相談・栄養指導	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い、離乳食教室を通して、乳幼児が適切な食習慣を身につけ、生涯にわたる健康な身体の基礎をつくるための情報提供を行っていきます。今後も正しい情報収集を行い、保護者に寄り添い、支援していきます。	健康増進課
		事業内容	担当課
		各事業を通し、乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた生涯にわたる健康づくりの支援を行います。	健康増進課
		アレルギー等の乳幼児に対し、個別相談を行い、適切な給食を提供するなど、事業の継続に努めます。	保育課
		課題解決のための改善策	
		対面での相談に代わる相談方法として、電話相談ができる体制を整備し、保護者の不安やニーズの把握に努め、情報提供の方法等、検討していきます。	健康増進課
		適切な給食の提供ができるように、様々な職種と連携します。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		令和4年3月にアレルギー疾患対策基本指針が一部改正されたため、アレルギーについて両親学級（ハローベビー）や乳幼児健診などの母子保健事業の機会により多くの保護者等に適切な指導ができるよう体制づくりをしていきます。今後も常に新しい情報収集を行い、各種専門職と連携し、保護者に寄り添い相談指導を行うよう努めてまいります。	健康増進課
		引き続き、適切な給食の提供ができるように、様々な職種と連携を行います。	保育課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期は子どもから大人へと身体的・精神的に成長していく過程です。そのため、精神的な悩みを抱える子どもが多く、子どもに対する相談・支援体制を充実させていくことが大切です。

45	思春期相談体制の充実	事業内容	担当課
		学童期、思春期等の相談に様々な角度で対応できるよう、関係機関と連携を図りながら、引き続き、相談体制を強化していきます。	子ども家庭課
		青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。	生涯学習課
		子ども専用ホットラインの電話相談やいじめ報告・相談アプリの導入により、今後も継続して相談体制の充実に努めます。	指導課
		松戸健康福祉センターなど、関係機関との連携を高め、思春期相談活動の充実に努めます。	学校教育課
		学童期、思春期における悩みや性の問題に関し、松戸健康福祉センター（保健所）、学校保健との連携を強化し、相談しやすい体制づくりに努めます。	健康増進課
		課題解決のための改善策	
		各種研修に参加し相談スキルの向上を目指すと共に、必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等関係機関と連携し、学童期や思春期の悩みに対応していきます。	子ども家庭課
		個々の相談への対応については、全体的に充実を図ることができましたが、学校や関係諸機関との積極的な連携に課題が残ったため、案内後の状況についても情報提供してもらい、継続的な支援を可能にするよう努めます。	生涯学習課
		なやみホットラインと名称を変更し、相談内容をいじめに限定しないようにしました。	指導課
		学校保健と地域における母子保健の課題とを現状を共有し、講義内容を検討します。	健康増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		学童期、思春期の児童本人および保護者等の相談に適切に対応できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談体制を強化していきます。	子ども家庭課
		より多くの市民に相談の機会を提供できるよう、相談活動の工夫に努めます。また、関係諸機関への案内だけでなく、案内後の状況についても情報提供してもらい、継続的な支援を可能にしていきます。	生涯学習課
		相談先の周知といじめ防止授業等いじめ防止に関する取組を実施します。	指導課
		事業の継続を図り、松戸健康福祉センターの思春期相談事業の積極的活用を図ります。	学校教育課
		随時思春期の相談に応じ、学校と一緒に課題を共有し、必要に応じて松戸健康福祉センターの思春期相談事業を紹介し、適切な相談につなげます。	健康増進課

46	学校保健と地域保健の連携強化	事業内容	担当課
		関係機関との連携を高め、保健指導の充実に努めます。	学校 教育課
		学校保健と地域保健のそれぞれの情報共有を行いながら、学校保健と地域保健との連携を図っていきます。	健康 増進課
		課題解決のための改善策	
		題材を選定し、話し合いに統一性を持たせる必要があります。	学校 教育課
		学校保健主事部会に参加し、学童期、思春期における悩みや性の問題等、学校保健の思春期における課題を把握し、共有しました。	健康 増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		学校保健の課題とされている、がん教育、性教育、薬物乱用防止教育について、各関係機関との連携を図り、充実に努めます。	学校 教育課
		引き続き学校保健と地域保健のそれぞれの情報共有を行いながら、連携を強め、事業内容の充実に努めます。	健康 増進課

(4) 小児救急医療の充実

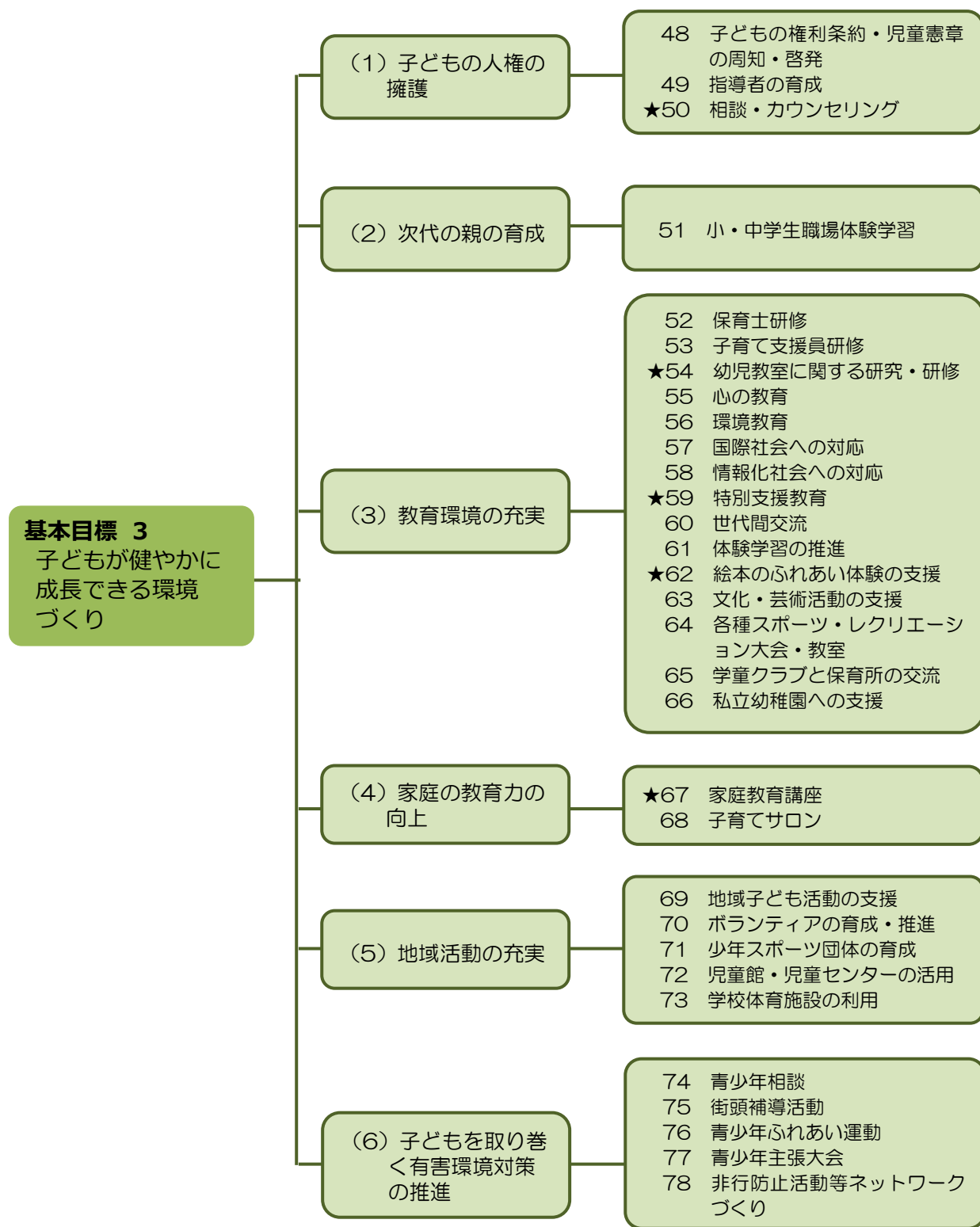
【現状と課題】

乳幼児期は急病やケガ・事故などが起こりやすい時期です。安心して子育てをするためには、小児救急医療体制の充実が不可欠です。

夜間・休日における子どもの急病に対する不安の声があることから、今後も小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下に、積極的に取り組むことが課題となります。

47	救急医療体制の充実	事業内容	担当課
		平日夜間・休日診療所及び夜間小児救急による初期診療・応急処置（第1次救急）を継続するとともに、こども急病電話相談などの周知を図り、夜間・休日における小児の急病の際にも安心できる体制を確保していきます。	健康 増進課
		課題解決のための改善策	
		医療機関に受診するか迷った時や、救急車を呼ぶか迷った時、看護師や医師が電話で相談に応じる「こども急病電話相談（＃8000）」の更なる啓発に努めるほか、流山市新型コロナウイルス相談専用ダイヤルにて、受診判断に迷われている方への相談対応を継続します。	健康 増進課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き一般社団法人流山市医師会の協力のもと、平日夜間・休日診療所及び夜間小児救急の継続とこども急病電話相談の啓発等に取り組んでいきます。	健康 増進課

基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり



★：重点的に取り組む事業

(1) 子どもの人権の擁護

子どもの権利条約等に関する理念の普及や啓発活動の促進と相談体制の充実が大切です。

48	子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発	事業内容	担当課
		児童の個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため、児童の権利に関する理念の普及、啓発に努めます。	子ども家庭課
		人権週間等で意識を高めるだけでなく、子どもの権利や人権意識の定着のため今後も周知・啓発に努めます。また、流山市いじめ防止対策推進条例及び流山市いじめ防止基本方針を踏まえ、子どもたちがいじめに対する考え方を身に付けられるように、スクールロイヤー等による「自他ともに人権を守る大切さ」をテーマに『いじめ防止授業』を実施します。	指導課
		関係課と連携を図り、相談支援を行う中で周知・啓発に努めます。	障害者支援課
		課題解決のための改善策	
		児童本人及び保護者への相談対応を行う中で、児童の権利に関する意識の啓発・周知を図ります。	子ども家庭課
		小学校低学年向けのいじめ防止授業の資料を市教委が考案し、各学校で活用してもらうよう調整します。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		児童の個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため、引き続き児童の権利に関する理念の普及、啓発に努めます。	子ども家庭課
		全ての学年に実施できるように、調整していくことが必要です。	指導課
49	指導者の育成	関係課と連携を図り、相談支援を行う中で周知・啓発に努めます。	障害者支援課
		事業内容	担当課
		教職員・保護者等の人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修を更に推進し、指導者の育成に積極的に努めます。	指導課
		課題解決のための改善策	
		感染症対策を十分に講じた上で、人権教育や道徳教育を推進する研修会を企画していきます。教職員や児童生徒に対して、人権や道徳に関する様々な情報をより分かりやすく伝えられるよう、伝達方法を工夫します。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		教職員の学校人権研修や、児童生徒の人権教室への参加を通して、人権・道徳意識の高揚を図ります。	指導課

※スクールロイヤー

弁護士資格を有する職員で、学校や教育委員会の弁護を行う代理人ではなく、児童生徒の利益を最優先に、第三者的な立場から学校や教育現場への法的助言を行う職員のこと。

★ 50	相談・カウンセリング	事業内容	担当課
		児童・生徒・保護者がいろいろな問題について気軽に相談できるよう、相談事業の充実を図るとともに、必要であれば、カウンセリングが受けられるよう、関係機関との連携を強化します。子ども家庭課に心理士を配置し、カウンセリング等には至らないが心理的な側面からの相談にも対応できるようにします。	子ども家庭課
		青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。	生涯学習課
		スクールカウンセラーを配置し、支援・相談体制の充実を図ります。	指導課
		課題解決のための改善策	
		心理士によるアセスメントや心理的側面からの助言を活用し、相談・支援体制の充実を図ります。また、カウンセリング希望や必要性がある場合は、適切な機関・部署につなぎます。	子ども家庭課
		個々の相談への対応については、全体的に充実を図ることができましたが、学校や関係諸機関との積極的な連携に課題が残ったため、案内後の状況についても情報提供してもらい、継続的な支援ができるよう努めます。	生涯学習課
		相談内容に合わせた対応を進めていけるよう、学校はもとよりスクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を強め、支援・相談を進めていきます。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		子どもや保護者が生活や家族関係等様々な問題について気軽に相談できるよう、相談事業の充実を図ります。また必要であれば、カウンセリングが受けられるよう、関係機関との連携を強化します。	子ども家庭課
		より多くの市民に相談の機会を提供できるよう、相談活動の工夫に努めます。また、関係諸機関への案内だけでなく、案内後の状況についても情報提供してもらい、継続的な支援ができるよう努めます。	生涯学習課
		時代の変化に合わせて相談内容にも変化がみられることが予想されます。さらに柔軟な相談対応ができるよう、教職員向け研修の拡充や、連携の在り方を検討していきます。	指導課

※ スクールソーシャルワーカー

児童生徒が置かれている環境への働きかけを通じて、関係機関と連携しながらそれぞれの家庭の実情に合わせた支援を行う職員のことです。

※ ヤングケアラーへの対応については、千葉県においても調査を進めており、現在、実態の把握に努めています。市においても、国、千葉県の情報を踏まえながら、問題点を明らかにし、今後担当部署を決めた上で、施策を展開していきます。

(2) 次代の親の育成

将来親となる世代に対して、子どもと触れ合う機会の提供を通じて子育ての大切さなどを教えていくことが重要です。

51	小・中学生職場体験学習	事業内容	担当課
		「職場体験学習」として、乳幼児と小・中学生がふれあう機会を得られる体験先を設けます。今後も継続して受け入れを依頼していきます。	指導課
		課題解決のための改善策	
		職場体験ができない場合、職業人を学校に招いて話を聞いたり、職業に対する調べ学習を行ったりすることで、働くことへの意義に理解を深めます。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		乳幼児、児童生徒の安全面を確保し、体験内容を精査しながら実施に向けて取り組んでいきます。	指導課

(3) 教育環境の充実

子どもたちが様々な体験をする機会を提供することや、国際社会への対応、情報化社会への対応など、教育環境の充実が求められます。

52	保育士研修	事業内容	担当課
		保育に関する新しい課題に応じた保育内容や保育手法に関する研修や勉強会を実施し、保育士の資質向上に努めます。	保育課
		課題解決のための改善策	
		オンライン研修等の機会を増やします。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		研修を受けられる環境を整え、受講できる機会を増やします。	保育課
53	子育て支援員研修	事業内容	担当課
		地域で保育や子育ての支援活動に関心を持っている方が、活動するための十分な知識や技術を修得していただくために、研修を実施します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		子育て支援員研修について、LINEやホームページ等を活用し、周知を図っていきます。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		地域における子育て支援の担い手を確保するために、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じながら、子育て支援員研修を実施します。	子ども家庭課
★ 54	幼児教育に関する研究・研修	事業内容	担当課
		質の高い幼児教育が望まれているため、幼児教育の目的に応じた適切な指導が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。	指導課
		課題解決のための改善策	
		幼児期の子どもやその発達に対する具体的な対応方法等について、公認心理士を招聘し事例研修等を実施することで、幼児教育の目的に応じた適切な指導が行えるよう理解を深めていきます。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		保幼小の連携を深めることにより、幼児期における目的に応じた適切な指導、保幼小の接続期における取組の工夫改善、小学校への円滑な接続ができるよう研究を進めていきます。	指導課

55	心の教育	事業内容	担当課
		「特別の教科 道徳」の時間を「要」として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育が進められるよう「道徳教育推進研修会」等、学びの機会を広げていきます。	指導課
		課題解決のための改善策	
		昨年度は中止になった人権教育推進研修会を、今年度のテーマを「道徳」として開催します。	指導課
56	環境教育	事業内容	担当課
		学校周辺の自然や、校内に設置されたビオトープを利用して、社会・理科・総合的な学習の時間における環境教育の推進を行います。	指導課
		課題解決のための改善策	
		各教科を越えて、SDGsの取り組みが進められています。身近にできることを増やしていくことはもちろん、中学生では、地球規模で参加できることを総合学習の時間を通して、見つけていきます。	指導課
57	国際社会への対応	事業内容	担当課
		新学習指導要領の改訂による、外国語の教科化や外国語活動の導入に伴い、学級担任を主としたティームティーチングによる授業作りを推進するために全小学校に外国語指導助手と英語活動指導員を配置します。また、外国籍の児童生徒が増加傾向にあります。日本語での日常会話が難しい児童生徒への日本語指導を今後も継続して実施します。	指導課
		課題解決のための改善策	
		できる限り外国語の授業をパターン化して、担任の授業内容に対する不安を払拭することが必要です。またクラスルームイングリッシュの引き出しを増やし、使えるようにします。日本語指導については、必要性や魅力を発信し、採用を増やしていきます。	指導課
58	情報化社会への対応	事業内容	担当課
		今後予想されるICTの進展に対応するため、新しい機器の調査研究に努め、更なる環境の充実に努めます。また同時にネットモラルに係わる指導も適切に行います。	指導課
		課題解決のための改善策	
		今夏、アクセスポイント等の増築及び幹線の増強、インターネット回線を2本に増強する対策を行い、2学期開始からの円滑な学習や業務の運用を行っていきます。	指導課
58	情報化社会への対応	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		今後もタブレット端末の保守管理、ヘルプデスクの構築、ICT支援員による教職員への支援、校務系と学習系ネットワークの連携の構築などを実施していきます。	指導課

★ 59	特別支援教育	事業内容	担当課
		障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めます。また、市のカウンセラーや関係機関と連携しながら障害の程度や本人・保護者の願いに沿った就学相談を行い、フォローをしっかりと進めます。	指導課
		課題解決のための改善策	
		令和4年度より5月に流山市就学説明会を行い、就学相談を希望している保護者の把握および、スムーズな就学相談を進めます。	指導課
60	世代間交流	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		障害のある児童・生徒に対して、個々に応じた教育課程を編成し、交流学級での学習をより充実させていきます。カウンセラーや関係機関との連携を深め、より適切な就学相談を目指します。	指導課
		事業内容	担当課
		地区社会福祉協議会、高齢者ふれあいの家等地域において、高齢者と子どもたちとの交流の場の拡大を図ります。世代間交流を通じて、子どもが高齢者と触れ合うことにより、高齢者の生きがいの創出及び子どもの「高齢者を大切する気持ち」「人のことを思いやる気持ち」を育みます。	高齢者支援課
		核家族化が進む中、世代間交流及び地域交流を行うことにより、世代間の隔たりをなくし、子育ての良き理解者を増やすことに努めます。	保育課
		課題解決のための改善策	
		新型コロナウイルスの感染状況に応じた対策を講じながら、世代間交流の場の提供を図る必要があります。	高齢者支援課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		感染対策を行いながら、ふれあいの家等での世代間交流の活動の場の拡大を図ります。	高齢者支援課
		新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、実施を検討します。	保育課

※ICT

「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略であり、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用したサービスの総称。

61	体験学習の推進	事業内容	担当課
		数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。	指導課
		高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、親子や家族で、達成感が得られるような体験学習の場の創出に努めます。	公民館
		博物館子ども教室の内容を充実させて、継続していきます。外部団体等とも協働して、子ども向けの事業を展開していきます。	博物館
		課題解決のための改善策	
		職場体験では、事業所との連絡を地域支援コーディネーターに一本化し、煩雑さを解消します。	指導課
		講座の数を増加させるために、広報や市ホームページ等により情報発信を行い、広く市民に情報提供を行います。	公民館
		講座の参加者数には反映されませんが、ホームページ上で体験型の「おうちミュージアム」を実施し、家庭でも歴史や自然を学べるメニューを作成します。	博物館
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		コロナも収まってきて、職場体験を再開する学校も増えつつあります。あらためて児童生徒が自分のキャリアについて考える貴重な体験となるよう、学校(地域支援本部)、事業所が一体となって取り組んでいきます。	指導課
★ 62	絵本のふれあい体験の支援	事業内容	担当課
		乳幼児や保護者、子育てにかかわる方が、絵本を通してふれあう場をつくることで、これからの子育てに役立つように支援します。また、ブックスタート関連事業「おはなし しゅっぱつしんこう!」として、乳幼児がいつでも、どこでも、色々な絵本を楽しめるように、子育て関連施設へ乳幼児向けおすすめ本セットを設置していきます。	図書館
		課題解決のための改善策	
		毎年増加する子育て関連施設に対応して事業を継続するため、令和3年度から、新設される子育て関連施設に対象を限ってブックセットを設置します。また、今後の事業のあり方を検討するため、既にブックセットを設置した子育て関連施設にアンケートを実施し、ブックセットの利用状況や要望について調査しました。	図書館
63	文化・芸術活動の支援	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、新設される子育て関連施設にブックセットを設置します。子どもの読書活動を推進し、子どもを取り巻く読書環境の整備を継続的に支援していくため、ニーズに合った長期的な事業のあり方について検討します。	図書館
		事業内容	担当課
		地元の文化諸団体の発表の場として、さらに、全国で活躍されているアーティストを招へいし、芸術文化に触れることができる場として、ホールの活性化に努めます。	公民館
		子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、市内の文化・芸術活動団体と協働して活動成果を発表する場の提供に努めます。	生涯学習課
		ブックスタート関連事業の拡充事業として、乳幼児向け「赤ちゃんおはなし会」を実施し、絵本の他にわらべうたを通じて乳幼児と楽しくコミュニケーションを行う機会を増やしま	図書館

		す。また、南流山地域図書館は、子育て支援施設との複合施設になるため、この特性を活かし事業拡充を進めていきます。	
		課題解決のための改善策	
		引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、流山市の広報やホームページ等で、子育て中の方に情報提供を行います。	公民館
		検温や消毒液の設置、会場内の換気など、感染症対策を講じながら事業を実施します。	生涯学習課
		参加人数に定員を設ける等の新型コロナウイルスの感染防止対策を取りながら、赤ちゃんおはなし会を実施します。	図書館
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、地域の文化諸団体の発表の場として、さらに芸術文化に触れることができる場としてホールの活性化に努めます。	公民館
		引き続き、子どもたちが活動成果を発表できる場の提供に努めます。	生涯学習課
		引き続き、赤ちゃんおはなし会の開催によって言葉や絵本への興味を育む機会の充実に努め、乳幼児向けの読書活動をより一層推進していきます。	図書館
64	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	事業内容	担当課
		今後も各種スポーツイベントを実施し、子どもたちがいつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりを継続します。	スポーツ振興課
		課題解決のための改善策	
		安心安全なイベント開催のため、感染症対策を十分に取れる運営方法を検討します。	スポーツ振興課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		社会情勢を鑑み、再開できるイベントについては感染症対策を取ったうえで実施し、家族・友人とスポーツを楽しむ機会を提供し、今後もコロナ禍のスポーツ振興について模索していきます。	スポーツ振興課
65	学童クラブと保育所の交流	事業内容	担当課
		保育所から小学校進学に伴う学童クラブへの円滑な移行を図るため、必要な情報交換・交流を行います。	保育課 教育総務課
		課題解決のための改善策	
		どのような情報共有や交流ができるか検討をしていきます。	教育総務課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、交流の強化、情報共有、連携強化に努めます。学童クラブ園庭の開放を今後も実施します。	教育総務課
66	私立幼稚園への支援	対象年齢や保育時間帯の相違があることから、どのような事柄について情報共有、情報交換していくかを検討します。	保育課
		事業内容	担当課
		私立幼稚園との情報共有や市民への園情報の提供などを行い、私立幼稚園を支援し、園との連携を深めます。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き情報提供及び補助金等の交付を行います。	保育課

(4) 家庭の教育力の向上

親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるような講座等の充実が求められます。

★ 67	家庭教育講座	事業内容 親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるよう、専門の講師による講座等を開催します。さらに、企画運営への市民の参加を推進します。 ・乳幼児期の家庭教育講座	担当課 公民館
		課題解決のための改善策 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、引き続き市内各小中学校のPTAから選出された家庭教育準備委員と生涯学習専門員が講座を企画・運営し、親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるよう、専門の講師による講座等を地域の公民館等を利用するよう提案し開催します。乳幼児期の家庭教育講座も引き続き定員を減らし専門の講師による講座等を開催します。	公民館
		令和5年度から令和6年度の取り組み 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら各小中学校・小学校のPTAから選出された家庭教育準備委員と協力し、性と生の教育等の講座の企画・運営を提案しながら、全校の講座開催に取り組みます。	公民館
		事業内容 乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア等の協力により事業を展開します。 ・双子や三つ子のために「さくらんぼくらぶ」を実施 ・子育てサロンの実施	担当課 公民館
68	子育てサロン	課題解決のための改善策 引き続き、市のホームページにて対象者の市民に情報提供を行います。保育ボランティアやおもちゃ修理ボランティアなどに協力いただき、参加しやすい環境づくりに努めます。	公民館
		令和5年度から令和6年度の取り組み 新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、子育てサロンの対象者に周知を行い、新しい企画に取り組み子育て中の親の不安感や孤立感を解消できるように、交流の場を提供します。	公民館

(5) 地域活動の充実

地域の人々や関係機関等の協力によって、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放等により、地域の活動を充実させていくことが重要です。

69	地域子ども活動の支援	事業内容	担当課
		青少年健全育成団体による事業を通して、子ども同士や子どもと地域の方々の交流が図れるよう、各種団体の活動を支援します。	生涯学習課
		課題解決のための改善策	
		屋外事業を中心に実施するほか、屋内事業については検温や消毒液の設置、会場内の換気など、各団体は感染症対策を講じながら事業を実施します。	生涯学習課
70	ボランティアの育成・推進	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、青少年健全育成団体の活動を支援するため、補助金を交付します。	生涯学習課
		事業内容	担当課
		中学・高校生を中心としたジュニアリーダーを育成している子ども会育成連絡協議会の活動を支援します。	生涯学習課
		市民活動団体の運営・活動の支援に努めます。	コミュニティ課
		課題解決のための改善策	
		屋外事業を中心に実施するほか、屋内事業については検温や消毒液の設置、会場内の換気など、協議会は感染症対策を講じながら事業を実施します。	生涯学習課
		市民活動団体、市民、行政、企業など様々な主体との連携を図り、地域課題解決にあたっての総合相談窓口としての機能を有するなど、新たな仕様に基づく市民活動推進センターの運営管理業務委託を通じ、各団体等の課題解決に向け支援します。	コミュニティ課
71	少年スポーツ団体の育成	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、子ども会育成連絡協議会の活動を支援するため、補助金を交付します。	生涯学習課
		市民活動団体連携イベントの実施、効果的な媒体活用による団体の情報発信力強化、伴走型支援の充実により、市民活動団体の運営・活動支援に取組みます。	コミュニティ課
		事業内容	担当課
		子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間作りのため、指導者、団体の育成を図ります。(少年野球連盟・少年サッカー連盟・スポーツ少年団) また、ジュニアスポーツ団体指導者は毎年入れ替わることから、今後もジュニア期の正しいトレーニング方法の普及に努めていきます。	スポーツ振興課
72	児童館・児童センターの活用	課題解決のための改善策	
		より多くのジュニアスポーツ指導者に参加していただくため、学校開放利用団体や市内中学校部活動指導者に参加を依頼します。	スポーツ振興課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
72	児童館・児童センターの活用	実技を伴う講習や、子どものメンタル面に関する講習など、新しい視点での講習会を実施することにより、より多くのジュニアスポーツ指導者に参加を促します。	スポーツ振興課
		事業内容	担当課
72	児童館・児童センターの活用	子どもの居場所、遊びの場となる児童館・児童センターにおいて、利用者の意見を取り入れたイベント等を通じての仲間づくりや、また利用したいと思う企画の充実を進めます。また、インクルージョンの考え方を取り入れながら、地域における子育ての支援の拠点となるよう事業推進に努めます。	子ども家庭課

		課題解決のための改善策	
		児童館・児童センターの事業について、LINEやホームページ等を活用し、周知を図っていきます。	子ども家庭課
73	学校体育施設の利用	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		感染対策を徹底し、これまでの対応を継続していきながら、自宅でも児童館・児童センターの行事に参加できるオンライン配信による行事等の充実を図り、地域における子育て支援の拠点となるように事業の推進に努めます。	子ども家庭課
		事業内容	担当課
		子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。	スポーツ振興課
		課題解決のための改善策	
		引き続き、新型コロナウイルス感染症の最新情報に注視し、学校と連携を取りながら感染症対策を講じ、学校施設開放の継続に努めていきます。	スポーツ振興課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		新型コロナウイルス感染症対策のみならず、新設校でのスムーズな学校施設開放により学校開放利用参加者数の増加を目指し、スポーツ振興に努めます。	スポーツ振興課

※インクルージョン

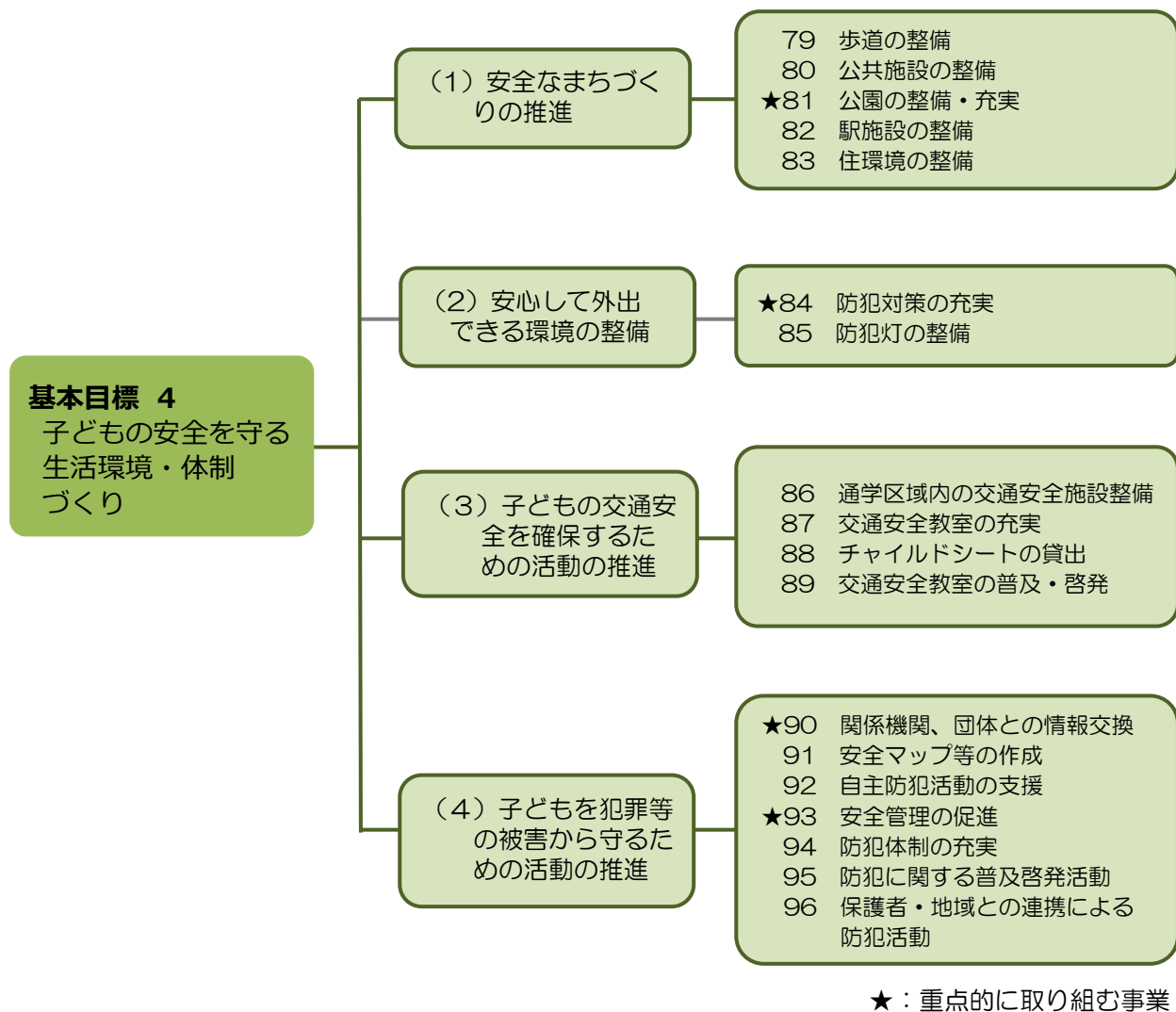
包容、包含を意味する言葉で、障害などの有無を問わず、全ての人が差別なく受け入れられる社会を目指す考え方のことです。

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年が多彩な体験や社会の基本的なルールを学ぶ機会をつくる必要があります。

74	青少年相談	事業内容	担当課
		青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、窓口での相談の充実を図ります。	生涯学習課
		課題解決のための改善策	
		個々の相談への対応については、全体的に充実を図ることができましたが、学校や関係諸機関との積極的な連携に課題が残ったため、案内後の状況についても情報提供を受け、継続的な支援を可能にするよう努めます。	生涯学習課
75	街頭補導活動	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		より多くの市民に相談の機会を提供できるよう、相談活動の工夫に努めます。また、関係諸機関への案内だけでなく、案内後の状況についても情報提供を受け、継続的な支援を可能にしていきます。	生涯学習課
		事業内容	担当課
		青少年健全育成及び非行防止のため、地域や子どもたちの実態に合わせ、計画的に適切なパトロールを実施します。	生涯学習課
76	青少年ふれあい運動	課題解決のための改善策	
		研修を通じて青少年の心に対する認識を深め、パトロール活動に活かします。	生涯学習課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		委嘱替えに伴い、補導員数を増やし活動の充実を図ります。	生涯学習課
77	青少年主張大会	事業内容	担当課
		青少年健全育成及び非行防止のため、保護者をはじめ市民を対象に啓発を行い、地域・家庭の教育力の向上を図り、同時に関係機関と連携しながら青少年にとって有害な社会環境の浄化を推進します。	生涯学習課
		課題解決のための改善策	
		関係諸機関との連携を強化しながら、地区活動がより具体化するよう充実を図ります。	生涯学習課
78	非行防止活動等ネットワークづくり	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		中学校区を中心に地域主体の活動の整備の充実を図ります。	生涯学習課
		事業内容	担当課
		青少年が日頃考えている抱負や意見の発表し、広く伝えることで、青少年への理解と関心を深めます。	生涯学習課
79	青少年主張大会	課題解決のための改善策	
		検温や消毒液の設置、会場内の換気など、感染症対策を講じながら事業を実施します。	生涯学習課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		青少年が抱負や意見を発表できる場、青少年への理解と関心を深める場として、引き続き、事業を実施していきます。	生涯学習課
80	非行防止活動等ネットワークづくり	事業内容	担当課
		青少年の健全育成及び非行防止を図るために、関係団体の支援及び連携を深めることで、活動の充実を図ります。	生涯学習課
		課題解決のための改善策	
		学校と警察相互の情報交換や共有がさらに充実するよう、協議会のあり方を工夫したり、研修会の内容を充実させることで、青少年の健全育成事業に役立てます。	生涯学習課
81	非行防止活動等ネットワークづくり	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		状況に応じて、感染症対策等に配慮しながら情報交換や共有の機会を増やします。	生涯学習課

基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり



(1) 安全なまちづくりの推進

子育て家庭を始め、市民が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、まちづくりを推進する必要があります。

79	歩道の整備	事業内容	担当課
		歩行者の安全性向上のため、現在行っている新設・改良工事において歩道整備等を行います。 歩道の整備等においては、交通弱者といわれる方々に配慮した道路整備に努めています。	道路建設課
		課題解決のための改善策	
		歩行者の安全性向上のため、新設・改良工事において該当箇所があれば適切に対応していきます。	道路建設課
80	公共施設の整備	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		令和5年度には前ヶ崎交差点（市道250・251号線）改良工事、鱈ヶ崎（市道107号線）交差点改良工事、令和6年度には三輪野山（市道39016号線）道路改良工事を予定しています。	道路建設課
		事業内容	担当課
		既存の公共施設については、子どもをはじめすべての市民が安全で利用しやすいよう整備に努めます。また、新たに公共施設を建設する際には、ユニバーサルデザインの観点から建設を推進します。	関係各課
★ 81	公園の整備・充実	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		おおたかの森小学校区の児童数の増加に対応するため、新設する小学校の建設にあたっては、ユニバーサルデザインの観点から建設を推進します。	関係各課
		事業内容	担当課
		子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。公園施設の長寿命化計画を策定し、公園遊具施設の更新をはじめとした公園等の維持管理を計画的に行います。	みどりの課
82	駅施設の整備	課題解決のための改善策	
		既存公園の遊具を始めとした公園施設の安全点検結果を踏まえて、更新・補修を行いました。	みどりの課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		既存公園の遊具を始めとした公園施設の安全点検を行います。また、公園施設長寿命化計画に基づき、既存公園施設の改修を行います。	みどりの課
83	住環境の整備	事業内容	担当課
		鉄道事業者と連携して、駅施設の利便性向上を推進します。	まちづくり推進課
		課題解決のための改善策	
		計画的に事業を進めるため、東武鉄道株式会社と綿密に協議し、徹底したスケジュール管理を行います。	まちづくり推進課
83	住環境の整備	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		橋上駅舎及び自由通路の工事、東口駅前広場の工事、西口駅前広場の工事を行います。	まちづくり推進課
		事業内容	担当課
		良好な住環境の維持、形成を図るため、地区計画や建築協定など、住民主体によるまちづくりを推進します。	都市計画課
83	住環境の整備	建築協定の締結に向けて協議をしていきます。	建築住宅課

		課題解決のための改善策	
		窓口において案内資料等を用いて迅速かつ丁寧な説明を心掛けます。また、届出等の手続きについては、郵送で行うことも可能とするなど、状況に応じて柔軟な対応ができるよう努めます。	都市計画課 建築住宅課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		景観シンポジウムを開催し、市民等が景観を形成する主体として、自らの果たすべき役割について理解を深め、興味を抱けるよう啓発を図ります。	都市計画課 建築住宅課

(2) 安心して外出できる環境の整備

子どもが安心して外出できるようなまちづくりを進めるため、犯罪等の防止に配慮した環境づくりを進めていくことが重要です。

★ 84	防犯対策の充実	事業内容	担当課
		防犯対策及び防犯の広報・啓発に努めます。	コミュニティ課
		課題解決のための改善策	
		新設した自治会に自主防犯パトロール隊が設立できるように努めます。	コミュニティ課
85	防犯灯の整備	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		今後も犯罪抑止のため必要な箇所に防犯カメラを設置していきます。また、警察や関係機関と連携し、地域の見守り活動を継続して行い犯罪被害の未然防止に努めます。	コミュニティ課
		事業内容	担当課
		防犯灯を整備し、夜間における通行者の安全確保に努めます。	コミュニティ課
		課題解決のための改善策	
		市民からの情報を元に、老朽化や腐食が進んだ防犯灯や支柱については随時交換していきます。	コミュニティ課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		防犯灯マニュアルに基づき自治会のご協力をいただきながら防犯灯の新規設置及び不点灯等の不具合への対応を行います。	コミュニティ課

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子ども一人ひとりが交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるなど、交通安全意識の高揚や交通マナー、モラルの向上に努める必要があります。

86	通学区域内の交通安全施設整備	事業内容	担当課
		通学路における危険箇所の改善や安全施設の設置等、交通安全対策を図ります。	道路 管理課 学校 教育課
		課題解決のための改善策	
		通学路における危険箇所について関係機関と現地点検を行い、路面標示、カラー舗装及びラバーボール等の設置・補修を行いました。	道路 管理課
		警察、道路管理課など関係機関と現地点検を行い、児童生徒が安全安心に登下校できるように対策を講じました。	学校 教育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
87	交通安全教室の充実	引き続き、通学路の危険箇所の改善と安全施設の新設及び維持管理を行います。	道路 管理課
		対策箇所については効果の検証を行い、引き続き通学路の安全対策を講じていきます。	学校 教育課
		事業内容	担当課
		幼稚園・保育所、小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めます。	道路 管理課
		課題解決のための改善策	
		ホームページの改訂や電子申請システムにより、申請方法を分かりやすくすることで、交通安全教室や交通安全啓発DVDの申し込みが増え、交通事故防止につながるよう努めます。	道路 管理課
88	チャイルドシートの貸出	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、チャイルドシートやジュニアシートを貸し出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。	道路 管理課
		事業内容	担当課
		チャイルドシート・ジュニアシートを貸出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。	道路 管理課
		課題解決のための改善策	
		新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、交通安全教室の開催や交通安全啓発DVDの貸出を充実させ、交通事故防止に努めます。	道路 管理課
89	交通安全教室の普及・啓発	事業内容	担当課
		市内小中学校を対象に、交通安全意識の向上を図ります。また、新1年生を対象に、ランドセルカバーを配布する等、普及・啓発に努めます。	道路 管理課
		課題解決のための改善策	
		小中学生数の増加に対応するため、広く交通安全意識の向上を図れるよう、より効果の高い啓発活動を実施していきます。特に、入学したばかりで分からないことが多い新1年生に対しては、引き続きランドセルカバーの配布や交通安全教室等を通じて、交通安全意識の普及・啓発に努めます。	道路 管理課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		小中学生数の増加に対応するため、広く交通安全意識の向上を図れるよう、より効果の高い啓発活動を実施していきます。特に、入学したばかりで分からないことが多い新1年生に対しては、引き続きランドセルカバーの配布や交通安全教室等を通じて、交通安全意識の普及・啓発に努めます。	道路 管理課

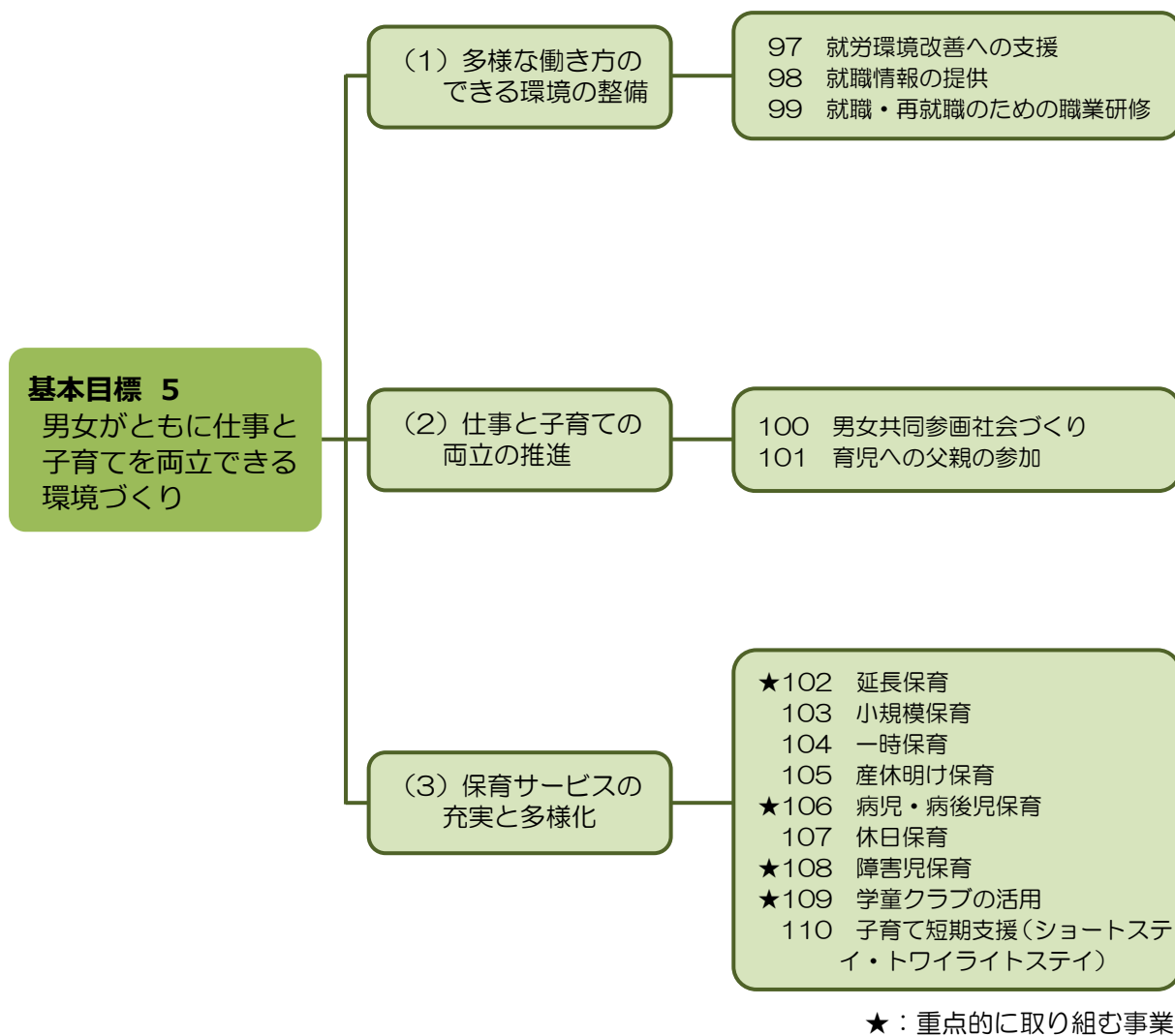
(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもの防犯意識を高め、対処法を身につけるとともに、地域の人々と、警察、行政、事業者等が一体となって、子どもの安全確保に取り組んでいくことが重要です。

★ 90	関係機関、団体との情報交換	事業内容	担当課
		子どもたちが事故や犯罪に遭わないまちづくりを推進するため、防犯灯の設置、警察、学校、自治会等関係機関・団体と連携し、地域ぐるみによる地域安全活動の充実に努めます。	コミュニティ課
		子どもの安全確保を図るため関係機関と連携を強めていきます。	保育課
		課題解決のための改善策	
		市民からの情報を元に、老朽化や腐食が進んだ防犯灯や支柱については随時交換していきます。	コミュニティ課
		不審者等の情報について速やかに保育園に提供し児童の安全を確保します。	保育課
91	安全マップ等の作成	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き関係機関と連携し、地域ぐるみによる地域安全活動の充実に努めます。	コミュニティ課
		子どもの安心安全の確保を図るため、引き続き関係機関との連携を強めていきます。	保育課
92	自主防犯活動の支援	事業内容	担当課
		安全マップや通学路マップ等を作成し、子どもが安心・安全に生活できるよう情報提供を図ります。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		安全マップや通学路マップを作成し、児童生徒・地域に周知して安全・安心の学校作りに役立てます。	指導課
★ 93	安全管理の促進	事業内容	担当課
		各自治会等で実施する防犯活動や地域に設立された自主防犯パトロール隊の活動を支援します。	コミュニティ課
		課題解決のための改善策	
		自主防犯パトロール隊への支援として貸与する装備品等については、限られた財源の中で費用対効果が高く、使い勝手の良い装備品を検討していきます。	コミュニティ課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、自主防犯パトロール隊への支援として装備品を貸与します。	コミュニティ課
★ 93	安全管理の促進	事業内容	担当課
		市民の安全管理を図るため、啓発活動を推進します。(安心メールの発信・犯罪発生状況の提供)	コミュニティ課
		子どもの安全管理を促進するために、職場内研修を定期的実施し、職員と保護者・関係機関との情報共有に努めます。	保育課
		様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、学校等への啓発活動を実施します。	指導課
		課題解決のための改善策	
		市内公共施設へチラシの配架や登録相談会を実施することにより安心メールの登録推進に努めます。	コミュニティ課
		不審者情報等の対応について速やかに情報を発信し、児童の安全確保に努めます。また、定期的な研修を実施します。	保育課
		様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、学校等への啓発活動を行い、迅速に情報を共有します。	指導課
★ 93	安全管理の促進	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		警察や関係機関と連携し、市内の犯罪発生状況などを自治会等へ提供して犯罪防止に努めます。	コミュニティ課

		子どもの安全管理を促進するために、職場内研修を定期的 に実施し、職員と保護者・関係機関との情報共有に努めます。 様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保して いくために、学校等への啓発活動を行い、迅速に情報を共有 します。	保育課 指導課
94	防犯体制の充実	事業内容	担当課
		流山警察署をはじめとする関係機関及び防犯団体等と連携 し、防犯体制の充実を図ります。	コミュニ ティ課
		課題解決のための改善策	
		新設した自治会に自主防犯パトロール隊が設立されるよう啓 発・情報提供に努めます。	コミュニ ティ課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		警察や関係機関と連携し、市内の犯罪発生状況などを自治会 等へ提供して事業の継続を図り、犯罪防止に努めます。	コミュニ ティ課
95	防犯に関する 普及啓発活動	事業内容	担当課
		安心メール等を活用し、防犯の啓発を行います。	コミュニ ティ課
		課題解決のための改善策	
		安心メールの登録推進について、市内公共施設へチラシの配 架や出張登録会及び登録相談会を実施することにより登録推 進に努めます。	コミュニ ティ課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、安心メールのチラシ配布の継続、消費センターや 出張登録会及び登録相談会での安心メール登録方法の説明、 防犯協定事業者との安心メール周知に努めます。	コミュニ ティ課
96	保護者・地域と の連携による防 犯活動	事業内容	担当課
		保護者や地域、学校が連携し、登下校の見守りを行うなど、 子どもたちの安全を守る活動を推進します。	指導課
		課題解決のための改善策	
		令和3年度より、中学校区ごとにコミュニティ・スクールの 導入が始まっているため、学校運営協議会にて登下校の安全 についても議論をしてもらうとともに、地域学校協働本部と の連携も推進していきます。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		地域や関係機関と学校が連携し、登下校の見守り活動を行っ ていきます。	指導課

基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり



(1) 多様な働き方のできる環境の整備

企業等における育児に対する理解と協力、さらにそれを可能にする子育てにやさしい就労環境の実現が求められます。

97	就労環境改善への支援	事業内容	担当課
		少子高齢化に伴う労働力不足を補うために必要な短時間労働や在宅ワークをはじめとする国の制度改革を促進させるため、事業者への周知に努めます。	商工振興課
		課題解決のための改善策	
		国などで実施する「働き方改革」への支援や各種情報について、ホームページ等で引き続き周知に努めます。	商工振興課
98	就職情報の提供	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き国の支援等をはじめ、各種情報をホームページ等での周知に努めます。	商工振興課
		事業内容	担当課
		ハローワークとの連携により、生活安定のための必須施設として利用促進に努めます。	商工振興課
99	就職・再就職のための職業研修	課題解決のための改善策	
		新型コロナウイルス感染症の収束に期待する一方、ウクライナ情勢、円安、物価高による影響など企業側にも新たな問題がありますが、今後の動向を注視し、求職者に対する支援に支障が生じないよう努めます。	商工振興課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続きハローワークと連携を図り、ジョブサポート流山（流山市地域職業相談室）で、求職者への就労支援を継続するとともに、今後の動向に注視して、タイムリーで効果的な支援に努めます。	商工振興課
99	就職・再就職のための職業研修	事業内容	担当課
		働き方改革の進展に伴い、正規雇用化に向けた取り組みや就職困難者及び外国人雇用に関する支援を行うため、体制を強化し、市民が安定した生活を送るための支援に努めます。	商工振興課
		働きたいと考える女性を対象とした、就職・再就職のための講座を開催します。	企画政策課
		課題解決のための改善策	
99	就職・再就職のための職業研修	新型コロナウイルス感染症の収束に期待する一方、ウクライナ情勢、円安、物価高による影響など企業側にも新たな問題がありますが、今後の動向を注視し、求職者に対する支援に支障が生じないよう努めます。	商工振興課
		新型コロナウイルス感染症の影響により増加している、オンライン面接でのマナーやポイントなど、新しい情報を盛り込んだ講座内容としました。	企画政策課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		どのような環境にあっても就労支援は無くしてはならない事業であることから、引き続き求職者への支援を行うとともに、今後の動向を注視し、タイムリーで効果的な支援に努めます。	商工振興課
99	就職・再就職のための職業研修	再就職に向けての対応だけでなく、就職後の家族や子どもとの関わり方を含めた内容とし、受講者の不安を取り除く講座の開催に努めます。	企画政策課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

子育てしながら就業することができるように、企業等による子育て支援の取組を促進し、男性が育児の知識や技術を身につけられるような機会を提供し、子育てへの参加を進めていくことが大切です。

100	男女共同参画社会づくり	事業内容 男女とも多様な生き方が尊重され、誰もが個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、流山市男女共同参画プランに基づき、施策の展開を図ります。 ・男女共同参画社会づくり啓発講座	担当課 企画政策課
		課題解決のための改善策 審議会等の委員公募の際に、担当課が女性委員の比率向上を図る対策等を意識する仕組みとして、委員構成に合わせた対応を明確にする調書作成を依頼します。	企画政策課
		令和5年度から令和6年度の取り組み 男女の性別に関わりなく多様な生き方を理解し尊重する施策の構築に取り組むとともに、その周知を行います。担当課において、審議会等の女性委員の比率向上対策を実施します。	企画政策課
101	育児への父親の参加	事業内容 父親が育児に参加できる機会を提供するために、今後も父親が参加しやすいイベントを企画します。	担当課 子ども家庭課
		父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。	企画政策課
		父親の育児参加、祖父母の育児参加、地域の子育て力のアップなどを考慮し、講座の企画充実に努めます。	公民館
		課題解決のための改善策 父親が参加しやすいように、土曜日のフロア開放を実施しました。また、イベントは、父親が参加しやすい内容を検討し、実施していきます。	子ども家庭課
		広報やホームページおよびチラシでの周知だけでなく、子育て世代向けのSNSを利用し周知を行いました。	企画政策課
		子育てしている父親と子どもが一緒になって参加出来る事業、祖父母が育児に積極的に参加を促す事業の実施に努めます。	公民館
		令和5年度から令和6年度の取り組み 引き続き、父親が育児に参加できる機会を提供するために、父親が参加しやすいイベントを企画します。	子ども家庭課
		今後も、周知方法の拡大を図るなど、啓発講座参加をきっかけとした子育て世代の繋がりづくりに努めます。	企画政策課
		引き続き、子育てパパのセミナー等を開催し、父親の育児参加がしやすい講座の企画充実に努めていきます。	公民館

(3) 保育サービスの充実と多様化

多様な保育サービスの提供体制を一層充実していくことが重要です。

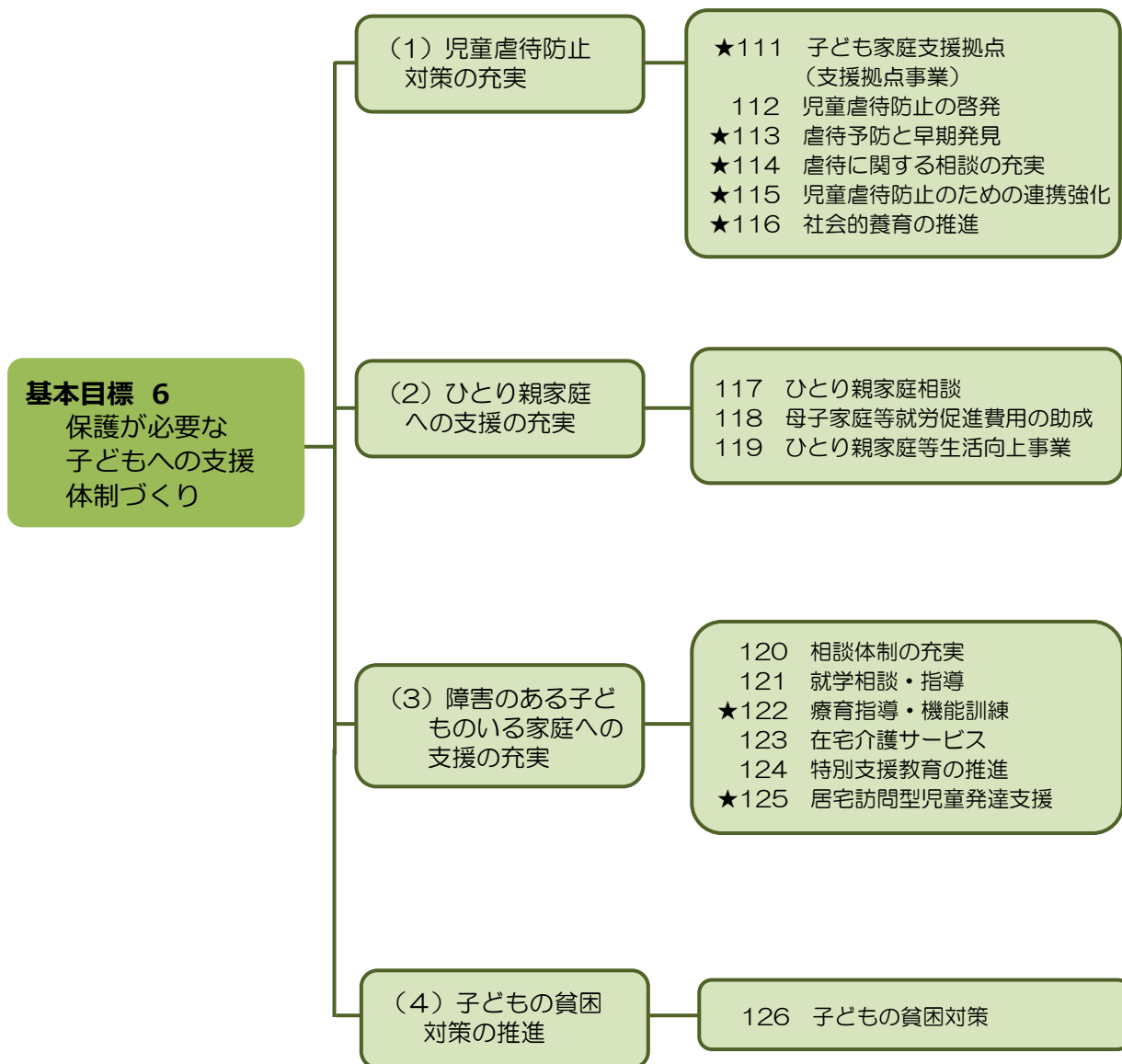
★ 102	延長保育	事業内容	担当課
		就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
103	小規模保育	新設の保育所について延長保育の実施を推進します。	
		事業内容	担当課
		0歳から2歳までの保育需要の状況を踏まえ、今後も小規模保育事業所の整備を進めます。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		多様な保育ニーズに対応するべく、一般的な保育のみならず、子育て相談や一時預かり、延長保育など、バリエーションを持たせた保育施設の整備を引き続き進めていく必要があります。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
104	一時保育	質の高い保育を提供する小規模保育事業所、多様な保育ニーズに対応出来る小規模保育事業所の整備に努めます。また、保育需要が変化していることから、様々な要因を勘案したうえで整備を行います。	子ども家庭課
		事業内容	担当課
		保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。	保育課
105	産休明け保育	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		継続して補助金の交付を行います。	保育課
		事業内容	担当課
★ 106	病児・病後児保育	女性の就労の促進を図るため、産休明け保育の充実に努めます。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		今後開設される保育施設についても産休明けからの受け入れを働きかけ、保護者の選択肢を増やします。	保育課
		事業内容	担当課
		病氣中及び病氣回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。	保育課
		課題解決のための改善策	
107	休日保育	情勢を見ながら、事業者と受け入れ基準を検討します。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		利用実績や情勢を見ながら病児保育事業の実施個所を検討します。	保育課
108	障害児保育	事業内容	担当課
		社会状況や利用者からの保育ニーズを踏まえ、休日保育の実施を検討します。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
★ 108	障害児保育	利用者からのニーズを踏まえ引き続き検討します。	保育課
		事業内容	担当課
		保育所等を利用している子どもやその施設の職員に対して、集団生活適応のため専門のスタッフが直接的、間接的な支援を行います。	児童発達支援センター
★ 108	障害児保育	保育所を利用する園児がお互いの理解を深め協力しながら共に育っていけるよう、統合保育や児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援事業の推進に努めます。また、医療的ケア児受入体制の整備に努めます。	保育課

		課題解決のための改善策	
		【保育所等訪問支援】感染状況をみながら障害児の身体及び精神の状況、属する環境等を適切に評価し、効果的な支援につながるよう努めていきます。	児童発達支援センター
		コロナ禍においても安全に受け入れができるように感染対策を行います。医療的ケア児について国の補助制度を活用し、受入体制の整備を行います。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		支援の必要な子どもが保育所等でも生活しやすくなるために、保育所等訪問支援の利用の推進に努めます。	児童発達支援センター
★ 109	学童クラブの活用	事業内容	
		児童の受け入れ体制を拡充します。市主催の支援員研修を開催するほか、各種研修会への参加支援に努め、質の向上を図ります。	教育総務課
		課題解決のための改善策	
		学童クラブ支援員等の質の向上のため、市主催で研修を開催するほか、経験等に応じて支援員に対する処遇改善のための支払いを行っています。	教育総務課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
110	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	新型コロナウイルス感染症の影響により昨年の研修開催は1回でしたが、機会を捉えて引き続き研修を行います。また、各処遇改善事業についても引き続き事業を進めていきます。	教育総務課
		事業内容	
		保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設で預かります。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		ショートステイの手続きがわかりやすくなるように、ホームページ等を活用し、案内を行います。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、家庭で養育が困難となった場合に、宿泊を含めた一時的な預かりの利用に、対応していきます。	子ども家庭課

※医療的ケア児

生活するなかで痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり



★：重点的に取り組む事業

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止するため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

★ 111	子ども家庭支援拠点（支援拠点事業）	事業内容	担当課
		子育てに問題を抱える家庭を支援していくために、専門職を配置した支援拠点の整備に努めます。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		児童虐待予防のため、心理担当支援員による適切な親子関係形成のための支援を図ります。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
112	児童虐待防止の啓発	心理担当支援員以外の専門職の配置も図り、様々な課題を抱える家庭の問題に適切に対応できるよう努めます。	子ども家庭課
		事業内容	担当課
		児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。 ・パンフレットの配布 ・ホームページ・広報紙等の活用	子ども家庭課
		児童虐待の早期発見や未然防止のため、学校や保護者への啓発活動に努め、関係機関との連携強化を図ります。	指導課
		課題解決のための改善策	
		広報紙やホームページ等を活用した啓発活動を行うほか、児童虐待の進行及び未然防止のため関係機関と連携し活動していきます。	子ども家庭課
		要保護児童対策地域協議会による情報共有を生かし、対応強化に努めます。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
★ 113	虐待予防と早期発見	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため啓発活動に努めると共に、関係機関との連携を強化するため、児童虐待防止や対応に係る知識・理解の向上を図ります。	子ども家庭課
		虐待を発見しやすい立場にある教職員の「見る目」を養うとともに、虐待が明らかになった場合に必要となる関係機関との連携について、体制を整備するよう学校に指導していきます。	指導課
		事業内容	担当課
		相談、健診、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の予防と早期発見に努めます。また、必要な児童に対しては、関係機関と連携し、支援の強化を図ります。さらに、育児ストレスや産後うつなどにより、子育てに不安を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭に対して、保健師等の家庭訪問や、ヘルパーの派遣により、育児負担の軽減等問題の解決を図ります。	子ども家庭課 健康増進課
		保育所と関係機関が連携し、今後も未然防止に努めます。	保育課
		課題解決のための改善策	
★ 113	虐待予防と早期発見	次年度も引き続き、支援が必要な方を早期に把握し、適切な情報提供や支援を実施するとともに、関係機関と連携し、児童虐待の予防に努めます。 妊娠期から出産後も切れ目なく支援できるよう、妊娠・育児サポート係を設置します。令和2・3年度に新型コロナウイルス感染症対策緊急助成事業として実施した育児支援等サービス利用の助成は、支援が必要な方が利用しやすい制度となるよう内容や実施方法を見直しました。	健康増進課
		児童虐待の予防や早期発見のため、子ども及び家庭に関わる機関・部署と定期的に情報共有し、早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭課

		緊急で保育が必要な児童について関係機関と協議し、情報共有及び適切な保育の提供に努めます。	保育課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き妊娠中から出産後も切れ目のない支援を実施し、より身近な地域で相談、支援が実施できるよう、南流山センターに子育てなんでも相談室(子育て世代包括支援センター)を設置し、保健センターと地区を分割して支援していきます。	健康増進課
		児童虐待の予防や早期発見のため、子ども及び家庭に関わる機関・部署と定期的に情報共有し、早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭課
		緊急で保育が必要な児童について関係機関と協議し、情報共有及び適切な保育の提供に努めます。	保育課
★ 114	虐待に関する相談の充実	事業内容	担当課
		職員等の専門性のスキルアップを図り、家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談や指導を行いながら、緊急避難体制づくりや啓発事業を推進します。	子ども家庭課
		教育相談から得られる情報を関係機関と共有し、相談体制や啓発事業の充実を図ります。	指導課
		青少年相談窓口については、関連団体等の連携に努めます。	生涯学習課
		課題解決のための改善策	
		研修・講習会に積極的に参加し、児童虐待に適切に対応できるよう職員の専門性やスキルアップに努めます。また、広報紙やホームページ等により、相談先を周知します。	子ども家庭課
		スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報共有を密にしながら教育相談を丁寧に実施します。また、要保護児童対策地域協議会での情報を共有し、関係機関との連携を強化し適切な対応に努めます。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		研修・講習会に積極的に参加し、児童虐待に適切に対応できるよう職員の専門性やスキルアップに努めます。また、積極的に啓発事業の推進を図ります。	子ども家庭課
		今後も関係機関と情報を共有しながら、迅速に対応し、連携をさらに深めて適切な対応に努めます。	指導課
★ 115	児童虐待防止のための連携強化	事業内容	担当課
		児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図ります。	子ども家庭課 指導課 障害者支援課 児童発達支援センター 健康増進課 保育課
		課題解決のための改善策	
		関係機関等へ要保護児童対策地域協議会の活動理解を深め、児童虐待に対して迅速な対応を行うように努めます。また、個別支援会議の活用により、関係機関との連携を強化します。	子ども家庭課
		児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会に出席し、地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図り、支援体制の構築に努めます。	健康増進課
		緊急時のみに留まらず情報共有を行い、支援方針を確認しながら協力体制をとっていきます。	障害者支援課
		オンラインを使った会議の開催など可能な方法を検討してい	児童発達

		きます。	支援センター
		今後も関係機関と情報を共有しながら、迅速に対応し、連携をさらに深めることにより、適切な対応ができるように努めます。	指導課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		関係機関の会議等に積極的に参加し、要保護児童対策地域協議会の機能や役割について周知を図ると共に、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の関係機関との連携の強化を図ります。	子ども家庭課
		引き続き医療機関や児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図り、支援体制の構築に努めます。	健康増進課
		継続して会議等に出席し、対象児童に関する情報や支援方針を確認するとともに、適宜支援状況について報告を行います。	障害者支援課
		今後も関係機関との連携を図りながら情報共有を図り、迅速かつ効果的な対応ができるように努めます。	児童発達支援センター
		今後も関係機関と情報を共有しながら、迅速に対応し、連携をさらに深めて適切な対応に努めます。	指導課
		要保護児童対策地域協議会等にて各関係機関と情報交換、連携を図ります。	保育課
★ 116	社会的養育の推進	事業内容	担当課
		虐待等の様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもを、できる限り家庭的な環境で養育するため、県と連携し里親制度の普及・啓発を行います。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		引き続き、10月の里親啓発月間には広報やポスター掲示により、里親制度の普及・啓発活動を行います。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		広報やポスター掲示等により里親制度の普及・啓発活動に努めると共に、千葉県等の啓発活動等に協力し、啓発に努めます。	子ども家庭課

(2) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援や相談体制を充実していくことが重要です。

117	ひとり親家庭相談	事業内容	担当課
		母子父子自立支援員の専門性のスキルアップを図り、ひとり親家庭の悩みを解決し、自立を図られるよう母子・父子自立支援員等による相談を実施します。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		母子父子自立支援員の質の向上のため、千葉県等の研修に参加します。	子ども家庭課
118	母子家庭等就労促進費用の助成	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、ひとり親家庭の悩みを解決し、自立を図られるよう母子・父子自立支援員等による相談を実施します。また、千葉県が主催する研修等に参加し、母子父子自立支援員の専門性のスキルアップを図ります。	子ども家庭課
		事業内容	担当課
		母子家庭及び父子家庭の自立のために、就職に役立つ技術や資格取得のための一定の講座受講料の一部を助成するとともに、1年以上資格取得のための養成機関に在籍する場合に、4年間を限度として毎月一定額の給付金を支給します。また、安定した就業と自立のために高卒程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭を対象として学び直し及び就労を支援するための給付金を支給します。	子ども家庭課
119	ひとり親家庭等生活向上事業	課題解決のための改善策	
		母子家庭等就労促進費用の助成について、ホームページや現況届の通知等を活用し、周知を図っていきます。	子ども家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		母子家庭や父子家庭の自立支援及び就労促進のために、引き続き実施します。	子ども家庭課
119	ひとり親家庭等生活向上事業	事業内容	担当課
		ひとり親家庭等であり、所得が少ない家庭の子どもに学習支援を行うことによって、経済的格差及び教育格差の解消を図ります。	子ども家庭課
		課題解決のための改善策	
		令和4年度からは、毎月の支援に加えて、夏期及び冬期の追加支援を行います。また、引き続き、子どもの学習支援について、ホームページや現況届時を活用し、周知を図っていきます。	子ども家庭課
119	ひとり親家庭等生活向上事業	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き児童扶養手当現況時に直接、周知・案内を行い、利用促進を促すことで、利用者の増加を図り、学習環境の整備に努めます。	子ども家庭課

(3) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

障害や発達に遅れのある子どもを育てている家庭が、身近な地域で安心した生活を送れるようにするため、乳幼児期から成人に達するまでの支援体制や相談体制の充実が求められます。

120	相談体制の充実	事業内容	担当課
		障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。また、障害児相談支援事業を実施し、障害児のサービス等利用計画を適正に作成できるよう体制を整備します。	障害者支援課
		相談支援サービスの利用を希望している方の受け入れができるように体制を整備します。	児童発達支援センター
		課題解決のための改善策	
		既存の障害児通所事業所及び新規参入の事業者に障害児相談支援の実施について呼びかけ、事業実施を支援します。	障害者支援課
		相談支援専門員を1名増員したことで、利用希望の方へサービスが行き届くようにします。また、引き続き、利用者のニーズに応えられるよう対象職員が相談支援従事者初任者研修やより専門的な研修等に参加していきます。	児童発達支援センター
121	就学相談・指導	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		児童発達支援センターの民間事業者参入も含めて検討し、相談支援体制について協議していきます。	障害者支援課
		地域における中核的な療育支援施設としての役割・機能を担うよう引き続き相談業務の充実を図ります。	児童発達支援センター
★ 122	療育指導・機能訓練	事業内容	担当課
		就学前児、就学児（小中）を対象に相談を受け面接をし、一人ひとりの個性や能力を伸ばすための適切な就学先の提供に努めます。また、医療、療育施設、福祉施設、保幼小中、特別支援学級と連携を図り、保護者への情報提供も行います。	指導課
		課題解決のための改善策	
		令和4年度より、5月に流山市就学説明会を開催することにしました。また、就学相談を希望している保護者に、担当職員を紹介することで安心して就学相談を受けていただけるようにしました。	指導課
★ 122	療育指導・機能訓練	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		今後も、医療、療育施設、福祉施設、保幼小中、特別支援学校と連携を図り、保護者に情報提供を行っていきけるよう、連携を深めていきます。	指導課
		事業内容	担当課
		障害のある児童の自立のため、障害児通所支援事業により、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービスなどの事業を実施します。	障害者支援課
★ 122	療育指導・機能訓練	集団・個別療育、機能訓練を実施していきます。	児童発達支援センター
		課題解決のための改善策	
★ 122	療育指導・機能訓練	保育所等訪問支援の制度周知のため、個別に関係機関に説明していくとともに、関係機関が集まる会議等の機会を通じ周知を図ります。	障害者支援課
		千葉県で行う医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を行うとともに、協議の場の設置に向けた検討を行います。また、児童発達支援センターの整備について、市で設置する児童発達支援センターとの役割分担を明確にし、方向性を協議します。	

		(PT(理学療法)・OT(作業療法)) PT室以外でも訓練できるように空き部屋を利用して予約しやすいようにしています。 (外来療育) 年少以上の子どもの利用が減っているため、対象の子どもの年齢を2歳児以上から1歳児以上にしていきます。	児童発達支援センター
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		療育が必要な児童に対するサービス提供体制を維持するとともに、重層的な地域支援体制の構築のため継続して検討していきます。	障害者支援課
		感染症対策を行いながら、個別、集団の支援を継続していきます。親子で通う中で子どもとの日々のかかわりも充実できるように支援していきます。	児童発達支援センター
123	在宅介護サービス	事業内容	担当課
		障害児を抱えている母親の疾病等在宅介護が必要であると判断された場合は、ホームヘルパーの利用により支援します。	障害者支援課
		課題解決のための改善策	
		対象児に合った適切なモニタリング頻度の設定を行い、相談支援専門員と情報交換をするとともに、関係課と連携を図ることで、継続した支援体制を確保します。	障害者支援課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
124	特別支援教育の推進	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、在宅の医療的ケア児への支援について連携を図り、適切なサービス導入や家族の負担軽減を図ります。	障害者支援課
		事業内容	担当課
		特別支援教育コーディネーターを招集し、コーディネーターとしての資質の向上のため、特別支援教育推進研修会を行います。また、特別支援学級(知的・情緒・言語・難聴)の担任、通級指導教室(言語・難聴)の担当者の研修会も行います。	指導課
		課題解決のための改善策	
		大学や他機関が開催する研修について情報提供を行うと共に、教育委員会指導主事による校内研修等を積極的に行っていきます。	指導課
★ 125	居宅訪問型児童発達支援	令和5年度から令和6年度の取り組み	
		研修の内容をさらに充実させ、多様な障害種に応じた専門性の向上を図っていきます。	指導課
		事業内容	担当課
		通所による児童発達支援の利用が難しい障害児の居宅を訪問し療育支援を実施します。	児童発達支援センター
		課題解決のための改善策	
		サービスを必要とする方に適切な情報が届けられるよう関係機関との連携を図っていきます。また、相談支援の中でサービス利用に繋げていくように努めます。	児童発達支援センター
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		今後も関係機関への周知を図り、外出することが困難な子どもの生活能力向上のために必要な支援を行っていきます。	児童発達支援センター

(4) 子どもの貧困対策の推進

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすく、そうした中で、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決する支援を講ずる必要があります。

【具体的事業】

【資料】

126	子どもの貧困 対策	事業内容	担当課
		生活保護世帯、ひとり親世帯の子どもへの学習支援や日常生活を身に付けるための支援を行い、地域による子ども食堂等による支援と連携して、子どもが健全に育成される環境を整えながら、子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行います。	子ども 家庭課
		課題解決のための改善策	
		子どもの貧困についてのアンケート等を実施するために、アンケート項目等を研究していきます。	子ども 家庭課
		令和5年度から令和6年度の取り組み	
		引き続き、子どもが健全に育成される環境を整えながら子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行います。	子ども 家庭課

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進

福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。また、地域やNPO、企業と連携を図りながら計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

計画の推進を図るため、PDCAサイクルにより進行管理を行うこととし、計画の進捗状況を定期的に「流山市子ども・子育て会議」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

- 1 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業に対する財政措置の拡充
- 2 子ども医療費助成、各種手当支給に対する経済的支援
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 児童虐待等、保護が必要な子どもへの支援

資料編

1 計画見直しの経過

日付	会議等	会議等の内容
令和4年2月10日	令和3年度第5回 流山市子ども・子育て会議	計画見直しに係る進め方について 計画の基本理念について
3月29日	第6回 流山市子ども・子育て会議	諮問 計画の基本骨子について アウトカム評価の実施について
4月22日	令和4年度第1回 流山市子ども・子育て会議	計画の基本理念の見直しについて アウトカム評価の実施について
5月17日	第2回 流山市子ども・子育て会議	計画の基本理念の見直しについて アウトカム評価の実施結果について 量の見込みと確保方策の考え方について
5月24日	第3回 流山市子ども・子育て会議	アウトカム評価の実施結果について 事業施策について
6月23日	第4回 流山市子ども・子育て会議	事業施策について 量の見込みと確保方策について
7月1日	第5回 流山市子ども・子育て会議	量の見込みと確保方策について 計画案について
7月19日	答申	
7月25日	政策調整会議	
8月1日	庁議	
9月1日～9月30日	パブリックコメント	
	政策調整会議	パブリックコメントに寄せられた意見について
	庁議	パブリックコメントに寄せられた意見について
	流山市議会第4回定例会	第2期子どもをみんなで育む計画の見直しについて
11月0日	第6回 流山市子ども・子育て会議	パブリックコメントの実施結果について

2 流山市子ども・子育て会議委員

第5期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

委員構成		氏 名
1	児童福祉サービスの提供を受ける者	さとう れいこ 佐藤 令子
2	児童福祉サービスを提供する者	まつもと か なえ 松本 香苗
3	私立幼稚園協会を代表する者	まつだ つきこ 松田 月子
4	民間保育園協会を代表する者	さくらば やすこ 櫻庭 康子
5	小規模保育連絡協議会を代表する者	やぶもと あつひろ 敷本 敦弘
6	学童保育連絡協議会を代表する者	いとう たかひろ 伊藤 崇浩
7	主任児童委員	やぐち てるみ 矢口 輝美
8	学識経験を有する者	かしわめ れいほう 柏女 霊峰 (会長)
9	教育委員会の職員	は せ べ けいこ 長谷部 敬子
10	市民等	はしもと たか お 橋本 隆雄
11	市民等	は な が た き き こ 羽中田 彩記子
12	市民等	たかやま ともゆき 高山 智之
13	市民等	た な か ゆ み 田中 由実 (副会長)
14	市民等	おざわ たか え 小澤 孝江

3 子育てにやさしいまちづくり条例

(平成20年4月1日施行)

《制定の経緯》

この条例は、平成19年流山市議会第2回定例会に議員発議の議案として提出され、継続審査となった後、第3回定例会に全会一致で可決されました。条例の制定により、本市の少子化対策としての子育て支援策が、更に充実するものと期待されます。

(目的)

第1条 この条例は、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね年齢18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものをいう。

(基本理念)

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

(市の施策の基本方針)

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- (2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- (3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり

(4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

(市民の取組)

第6条 市民は、基本理念に基づき、子どもや保護者が家庭に安らぎを感じ、子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み、育てられる社会の実現に向けて、全ての世代が支え合って協力するよう努めるものとする。

(事業者の取組)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図れるよう必要な労働環境を整えるよう努めるものとする。

(学校等の取組)

第8条 学校等は、子どもの豊かな人間性や限りない能力を育む崇高な使命があることを認識し、子どもの学習する権利及び保育を受ける権利の保持に努めるものとする。

2 学校等は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、周辺地域の住民及び保護者の家庭と協力しながら、子どもの幸福に生きる権利を守り、その安全の確保に努めるものとする。

3 学校等は、市と連携しその施設が市民の身近な生涯学習又は活動の場になるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

4 保護者向け流山市子育て支援施策についてのアンケート（アウトカム評価）の実施結果

実施期間 令和4年4月18日（月）～令和4年5月10日（火）

実施概要

流山市内在住の0～18歳の子どもの保護者を対象にインターネット上で流山市の子育て支援施策についてのアンケートを実施しました。

回答者の属性

回答人数 342人

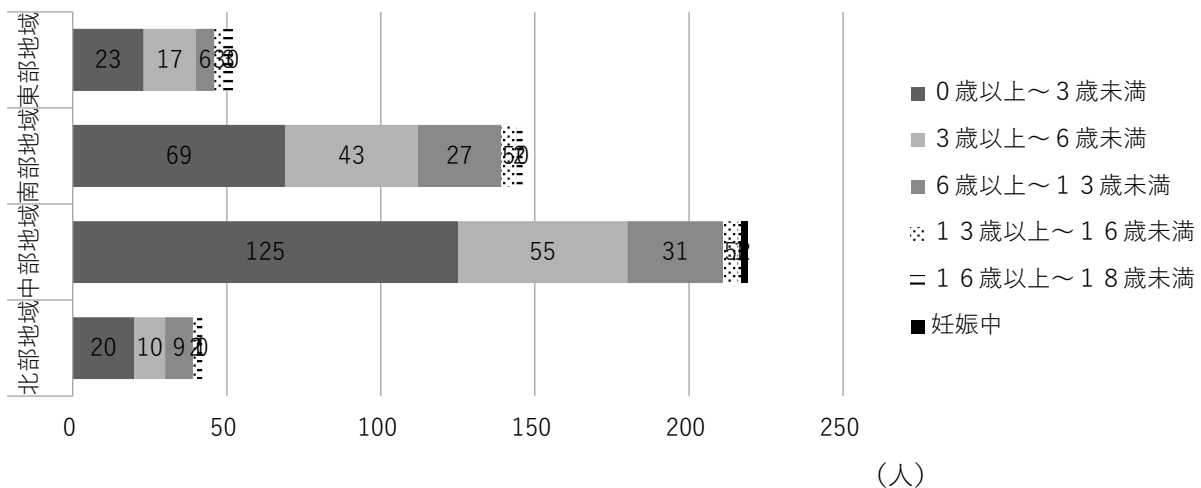
回答した保護者の子どもの人数と年齢内訳

子どもの人数	回答件数	子どもの年齢内訳	回答件数
1人	206	0歳以上～3歳未満	237
2人	116	3歳以上～6歳未満	125
3人	16	6歳以上～13歳未満	73
4人	4	13歳以上～16歳未満	15
		16歳以上～18歳未満	7
		妊娠中	2

該当地域

地域	回答件数
北部地域（西深井、東深井、江戸川台東、江戸川台西など）	32
中部地域（おおたかの森、西初石、東初石、駒木、若葉台など）	166
南部地域（流山、三輪野山、西平井、鰭ヶ崎、南流山など）	110
東部地域（向小金、松ヶ丘、野々下、前平井、後平井など）	34

地域・子どもの年齢ごとの回答区分



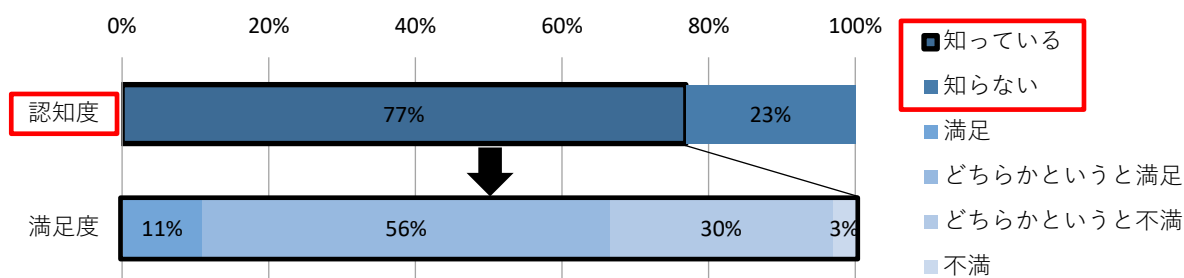
グラフの見方

今回実施したアンケートは、前回（平成28年度）実施したアンケートの設問から一部変更を行いました。そのため、各設問における認知度、利用度、満足度の数値は同条件下において集計されたものではありません。

R 4（今回）

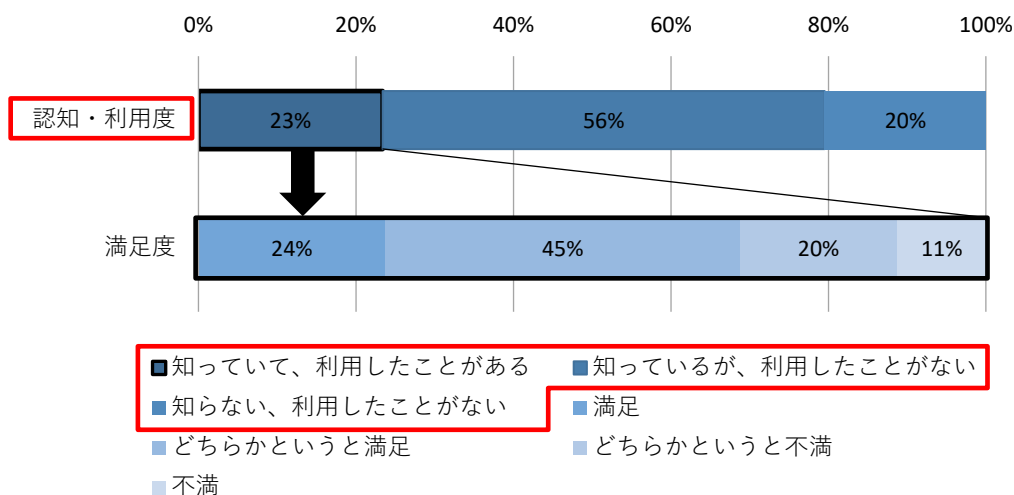
①認知度（知っている・知らない）を調査した設問

⇒「知っている」を回答した方に対し、満足度を調査しています。



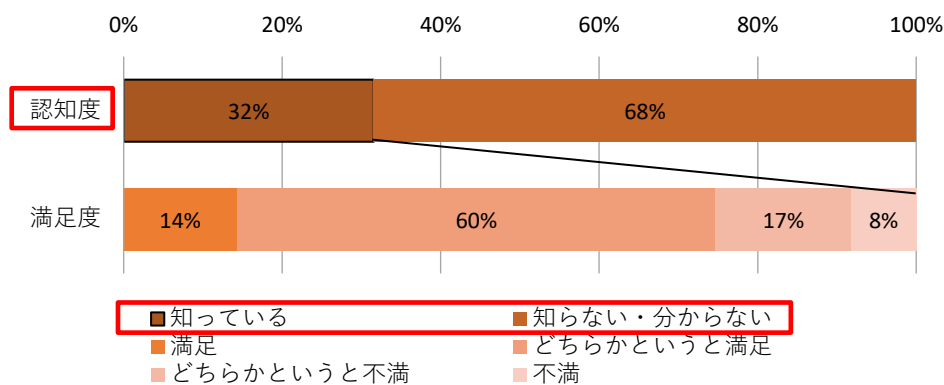
②認知度（知っている・知らない）および利用度（利用したことがある・利用したことがない）を調査した設問

⇒「知っている、利用したことがある」を回答した方に対し、満足度を調査しています。



H 28（前回実施）

①認知度および満足度のみ調査しています。



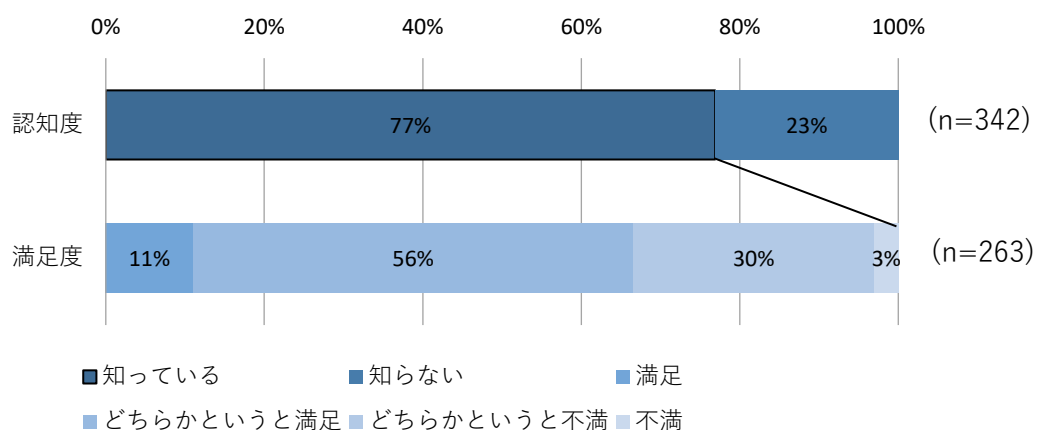
(1) 子育て支援の情報提供の充実

《主な事業》

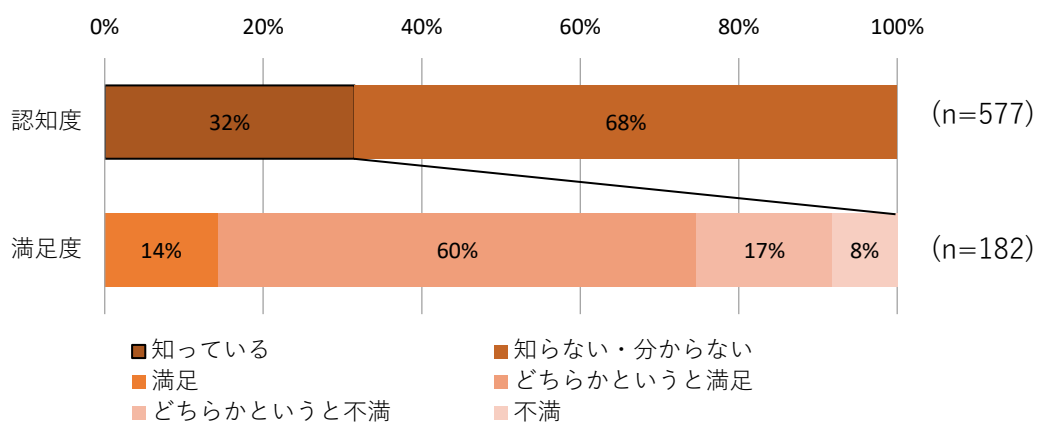
広報ながれやま、流山市ホームページ、子育てガイドブックなど

- ・「知っている」が77%を占めており、前回と比較して45%増加しました。
- ・知っている人のうち「満足・どちらかという満足」が67%を占めています。

R 4 結果



H 2 8 (前回実施) 結果



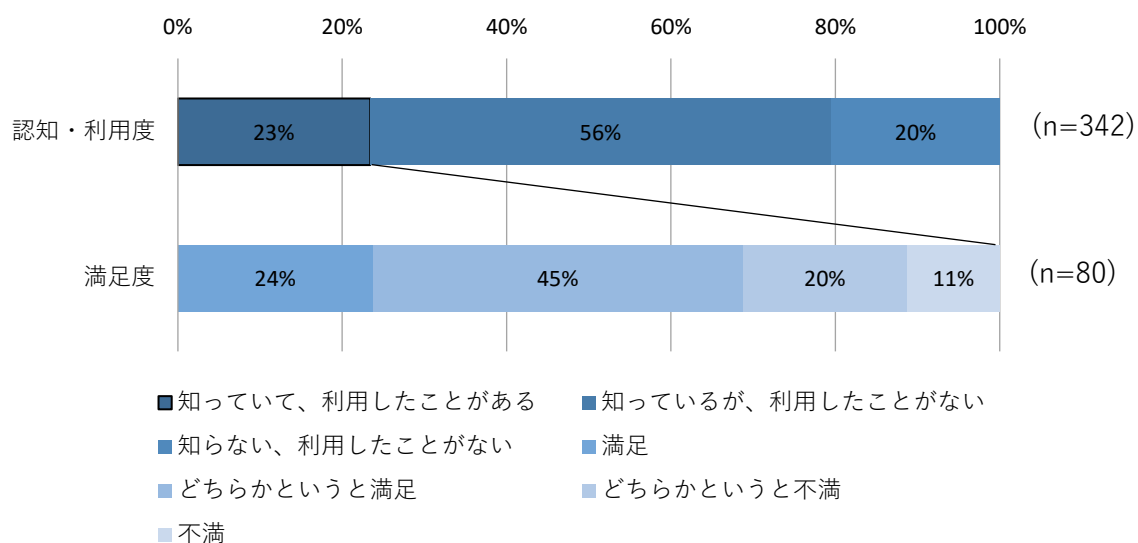
(2) 子育て支援の相談体制の充実

《主な事業》

おやこあんしん相談窓口、地域子育て支援センターでの相談、子ども発達相談など

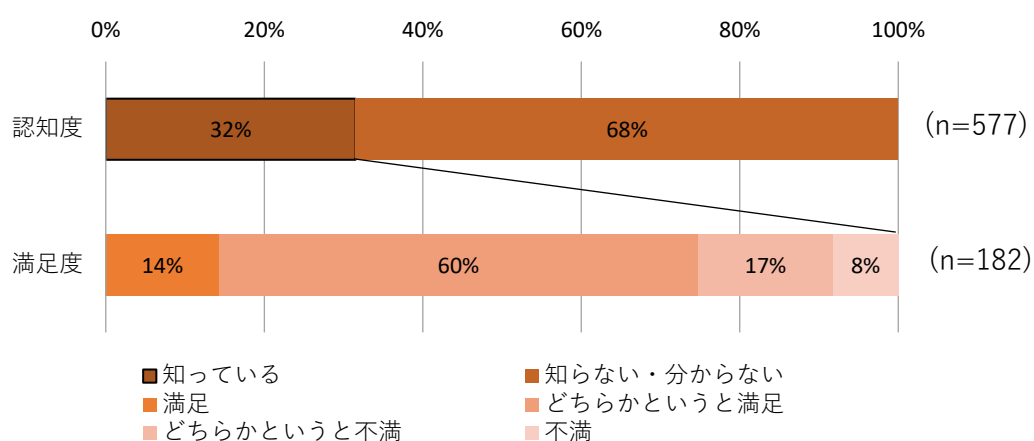
- ・「知っている」が79%、そのうち「利用したことがある」が23%となっています。
- ・利用したことがある人のうち「満足・どちらかという満足」が69%を占めています。

R 4 結果



H 2 8 (前回実施) 結果

※ 1 子育て支援の情報提供の充実と同様



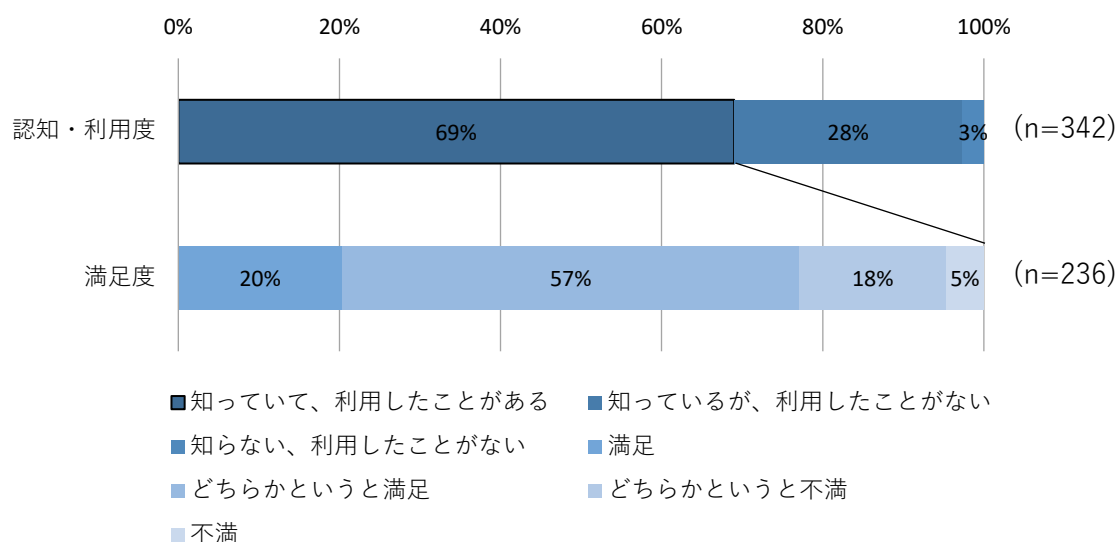
(3) 地域における子育て支援サービスの充実

《主な事業》

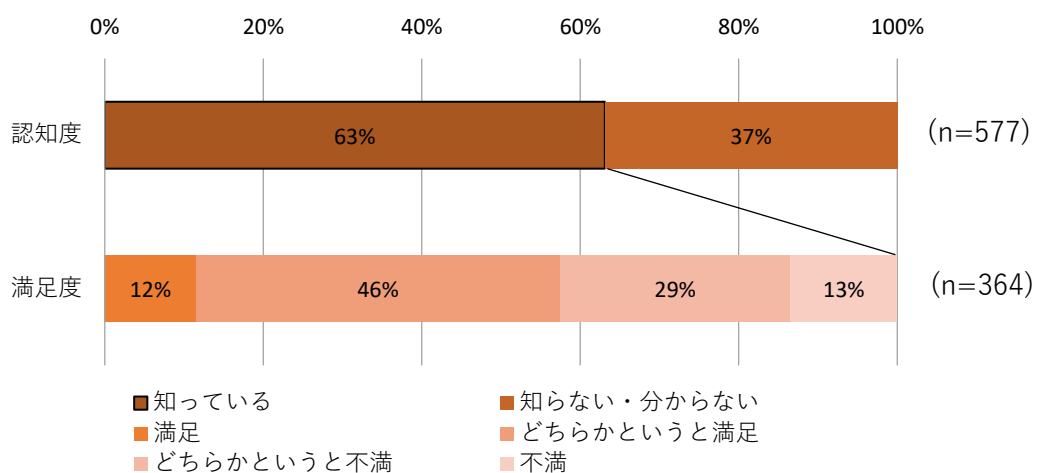
保育所、学童クラブの整備、児童館・児童センター、送迎保育ステーション、子育て支援センター、児童発達支援センターの充実など

- ・「知っている」が97%、そのうち「利用したことがある」が69%を占めています。
- ・利用したことがある人のうち「満足・どちらかという満足」が77%を占めています。
- ・前回と比較して「満足・どちらかという満足」が19%増加しました。

R 4 結果



H 2 8 (前回実施) 結果



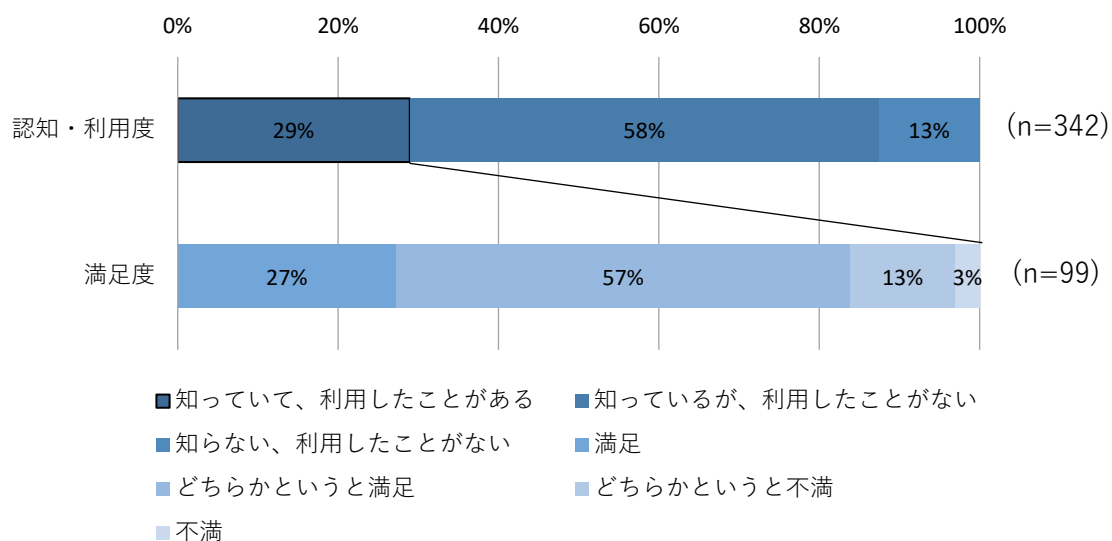
(4) 子育て支援のネットワークづくり

《主な事業》

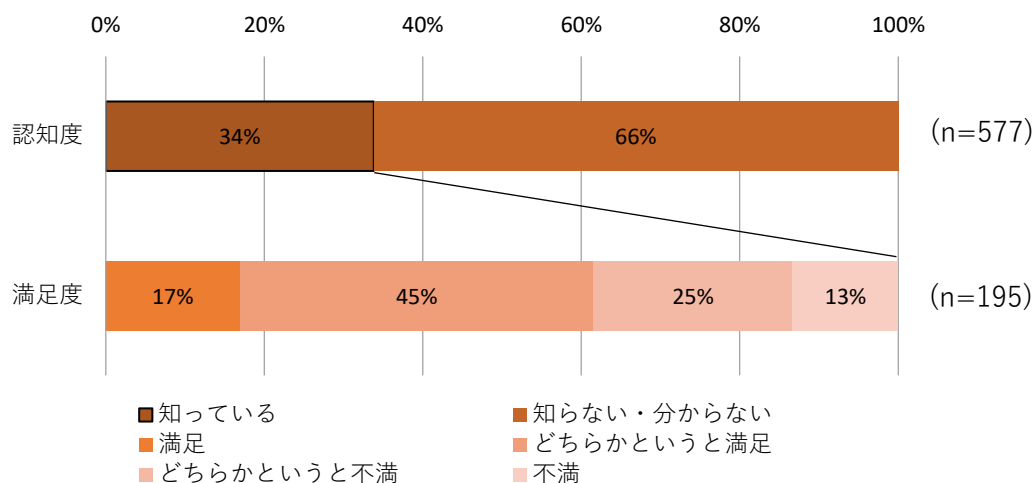
ファミリー・サポート・センター、子育て支援センターや児童館における幼児グループ活動など

- ・「知っている」が87%、そのうち「利用したことがある」が29%を占めています。
- ・利用したことがある人のうち「満足・どちらかという満足」が84%となり、前回と比較して22%増加しました。

R 4 結果



H 2 8 (前回実施) 結果



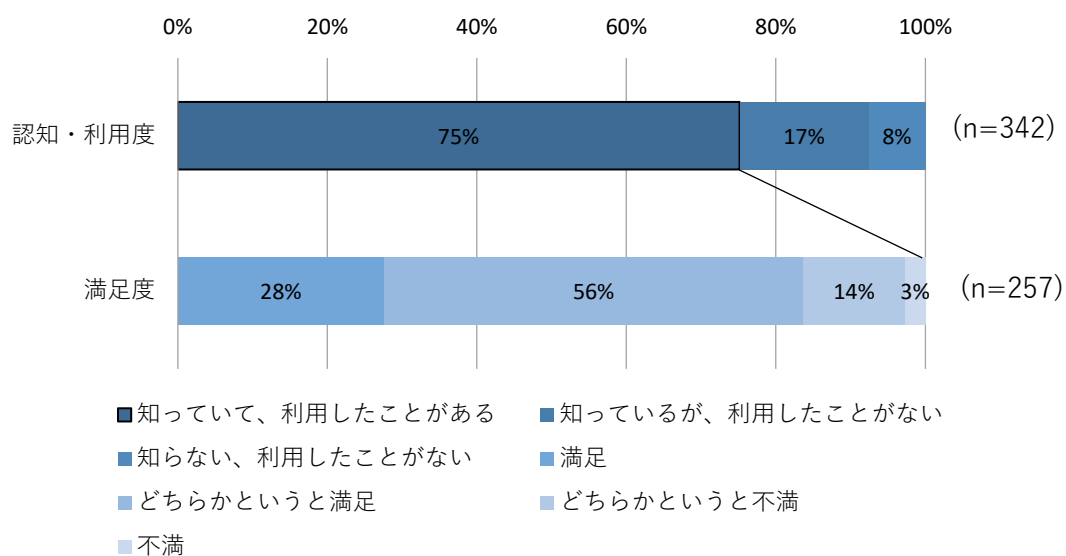
(5) 子どもや保護者の健康確保

《主な事業》

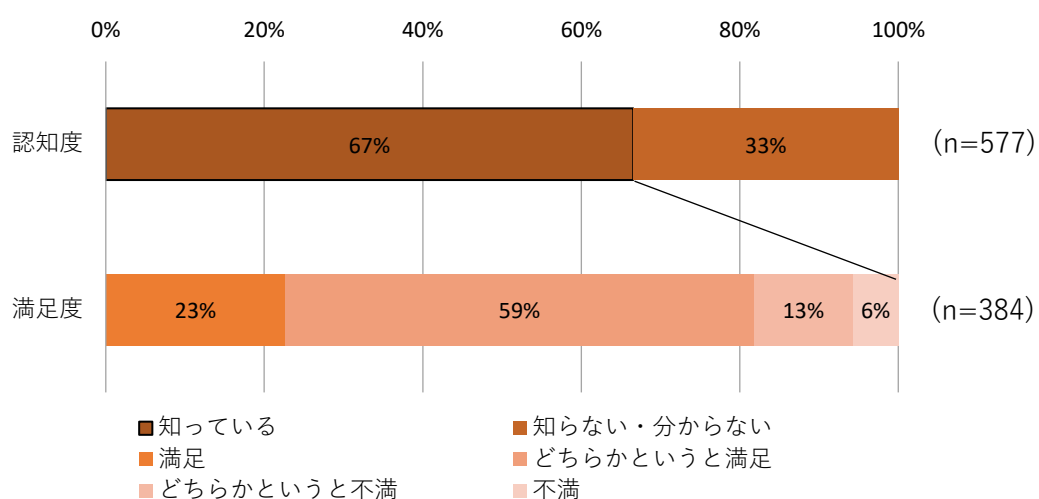
乳幼児健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問、母子健康教育（ハローベビー（両親学級））、母子健康相談など

- ・「知っている」が92%、そのうち「利用したことがある」が75%占めています。
- ・利用したことがある人のうち「満足・どちらかという満足」が84%となり、前回と比較してほぼ横ばいとなりました。

R 4 結果



H 2 8（前回実施）結果



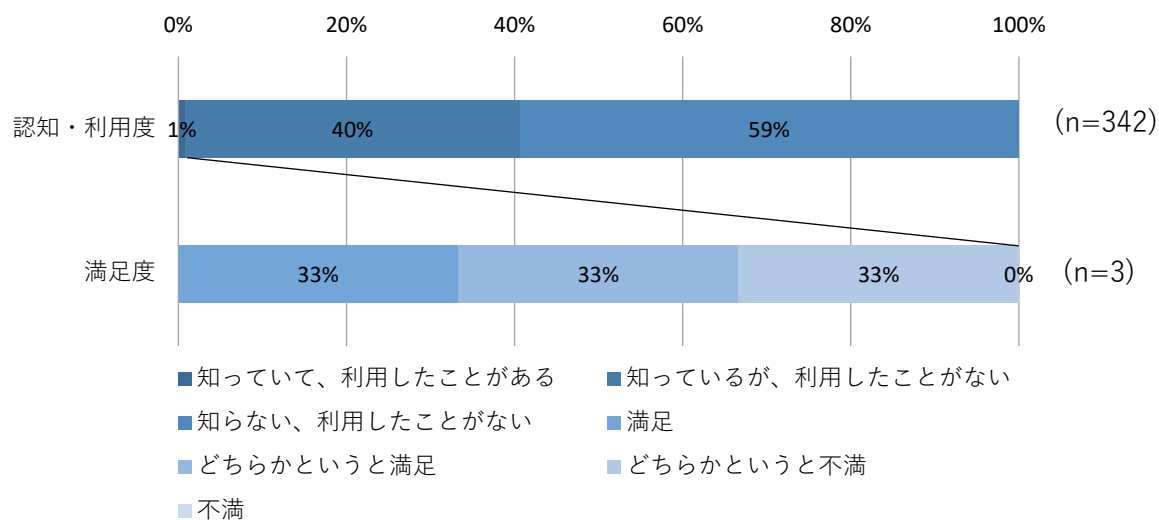
(6) 子どもの人権の擁護

《主な事業》

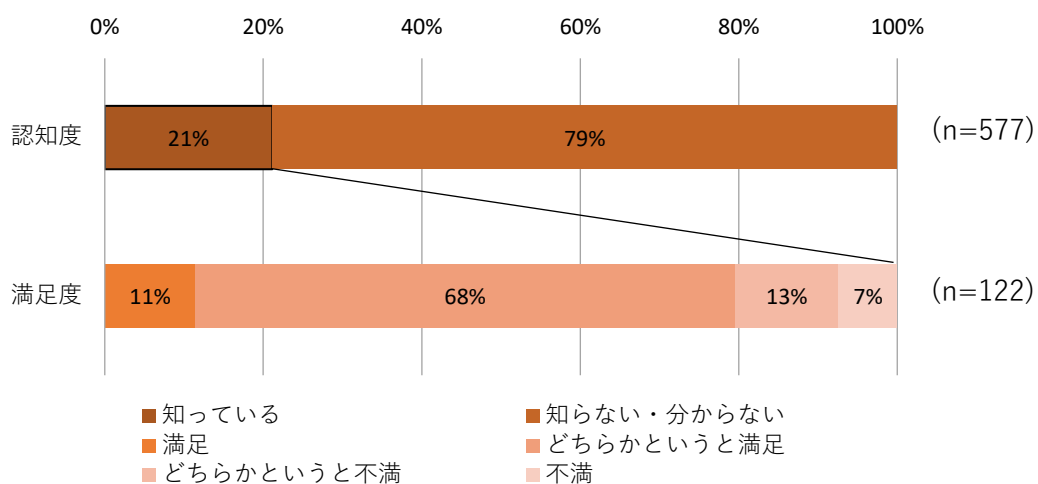
子どもの権利の啓発、相談・カウンセリング（家庭児童相談、いじめホットラインなど）など

・「知っている」が41%となり、前回と比較して20%増加しました。

R 4 結果



H 2 8（前回実施）結果



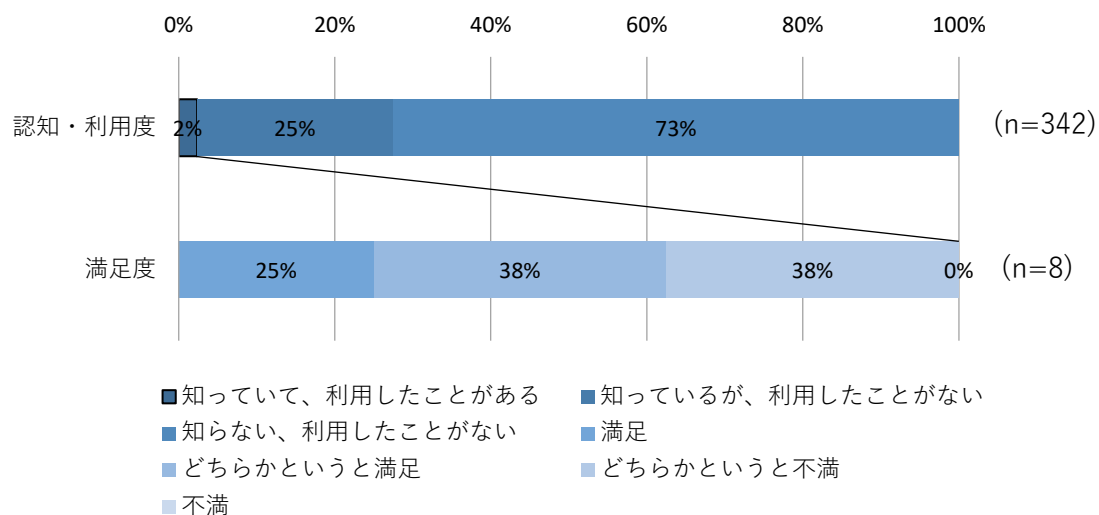
(7) 教育環境の充実

《主な事業》

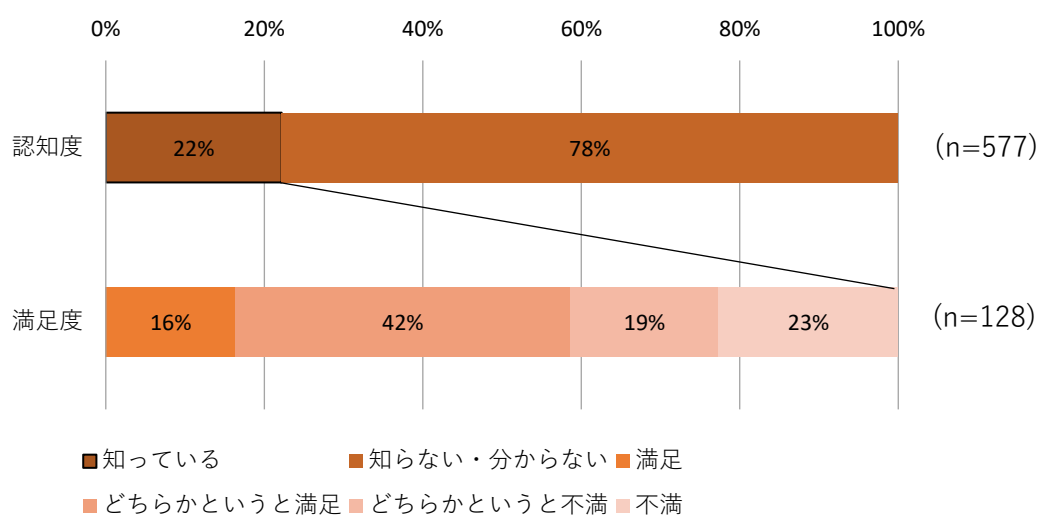
保育士や幼児教育に関する研修、特別支援教育（障害の程度に応じた教育環境の充実）、絵本のふれあい体験の支援など

・「知っている」が27%となり、前回の22%とほぼ同様となりました。

R 4 結果



H 2 8（前回実施）結果



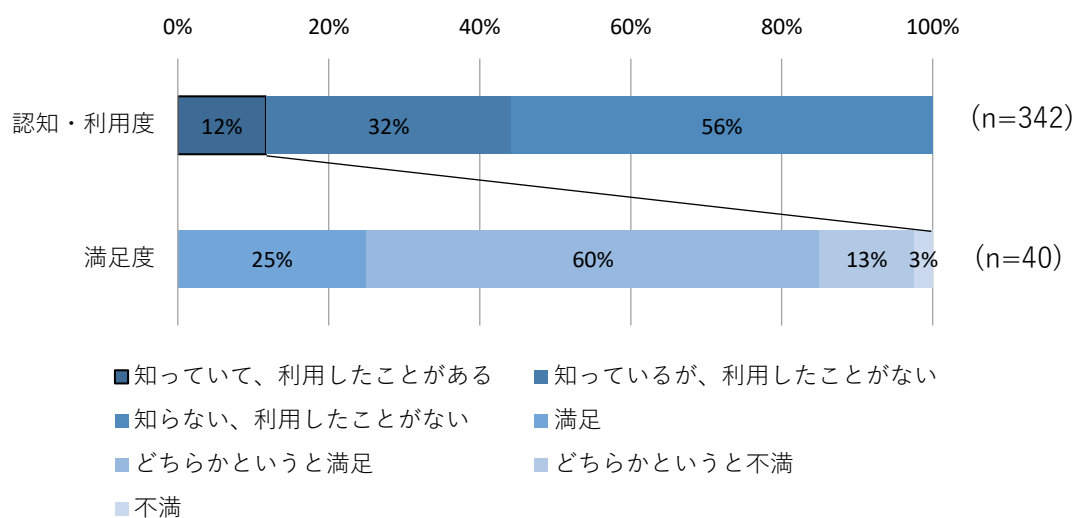
(8) 家庭の教育力の向上

《主な事業》

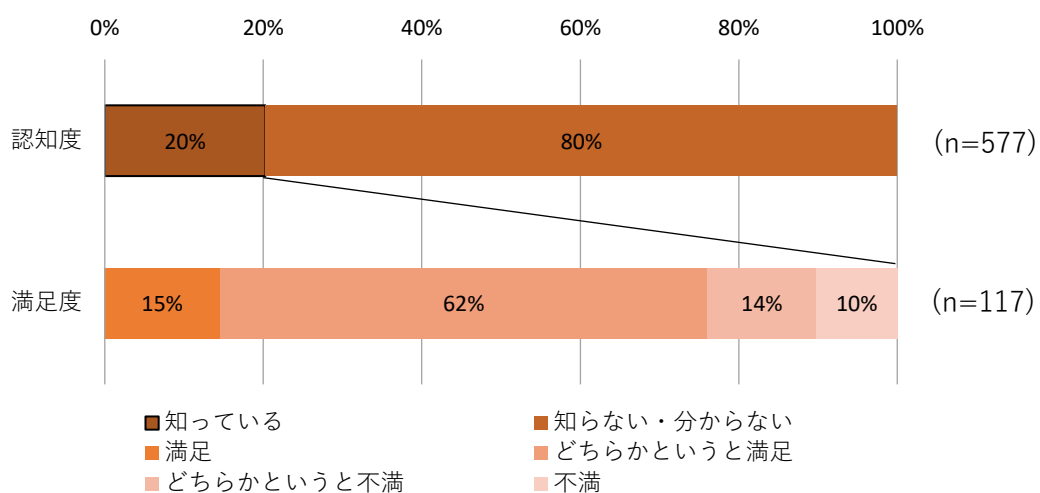
乳幼児期の家庭教育講座、子育てサロン、さくらんぼくらぶなど

- ・「知っている」が44%、そのうち「利用したことがある」が12%となりました。
- ・利用したことがある人のうち「満足・どちらかという満足」が85%を占めています。

R 4 結果



H 2 8 (前回実施) 結果



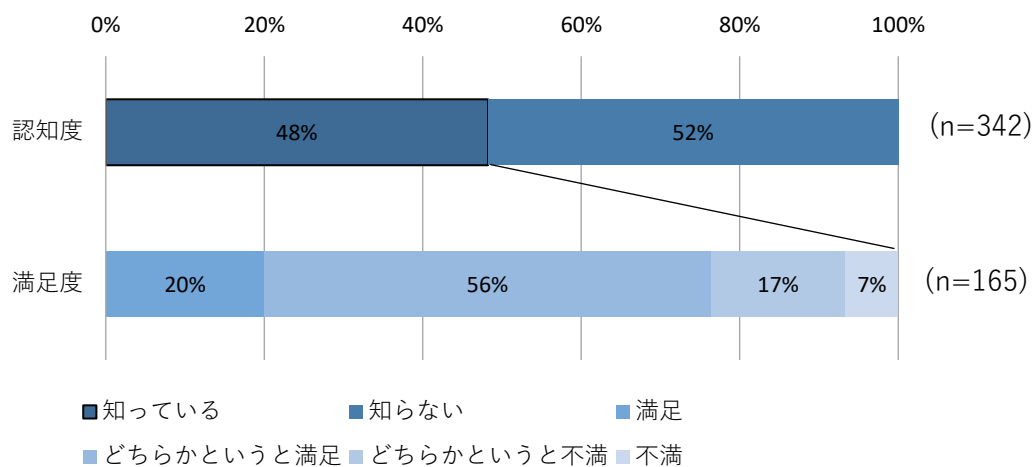
(9) 安全なまちづくりの推進

《主な事業》

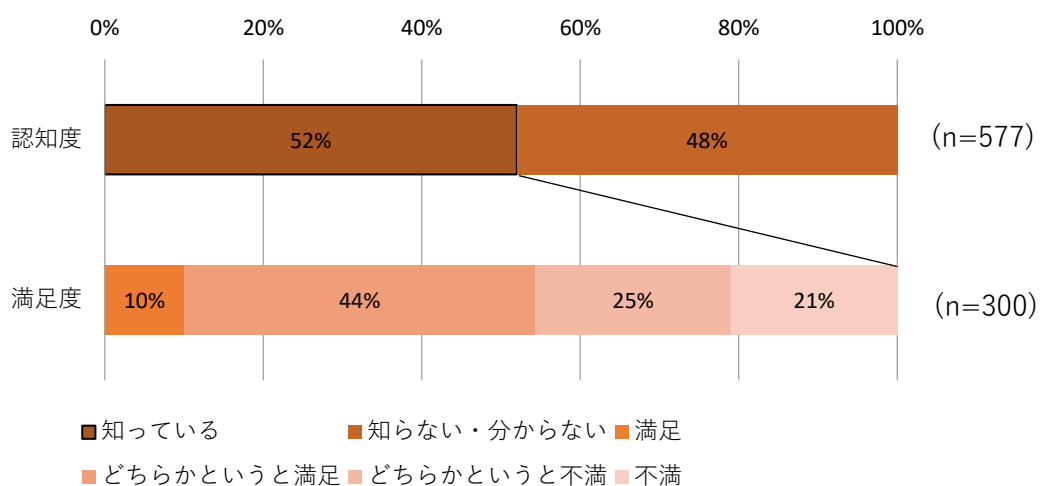
公園の整備・充実（樹木の剪定や遊具の安全点検など）、歩道や公共施設のバリアフリー化など

- ・「知っている」が48%となりました。
- ・「満足・どちらかというと満足」が76%を占めており、前回と比較して22%増加しました。

R 4 結果



H 2 8（前回実施）結果



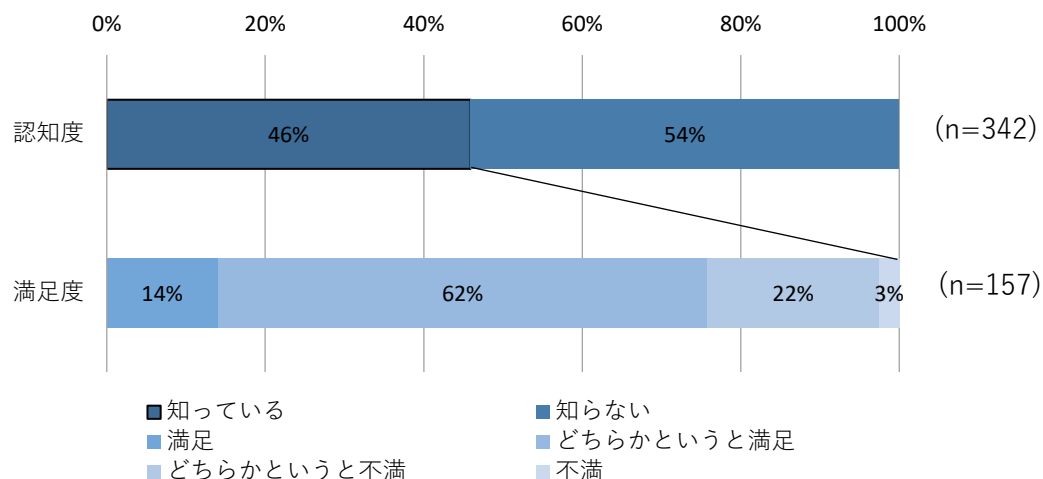
(10) 安心して外出できる環境の整備や子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

《主な事業》

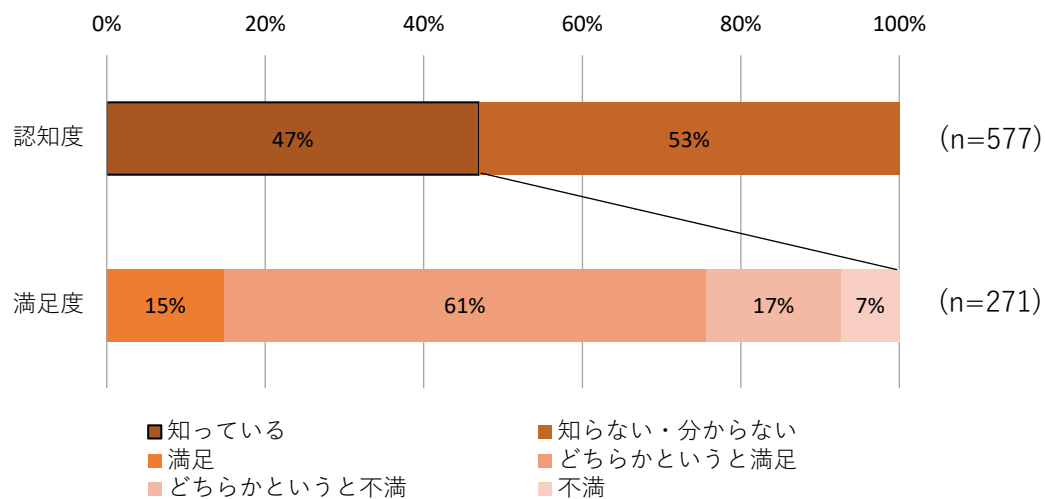
安心メールの配信、防犯灯のLED化の推進、街頭補導活動、通学路マップの作成など

- ・「知っている」が46%となり、前回と比較して横ばいとなりました。
- ・知っている人のうち「満足・どちらかという満足」が76%を占めています。

R4結果



H28（前回実施）結果



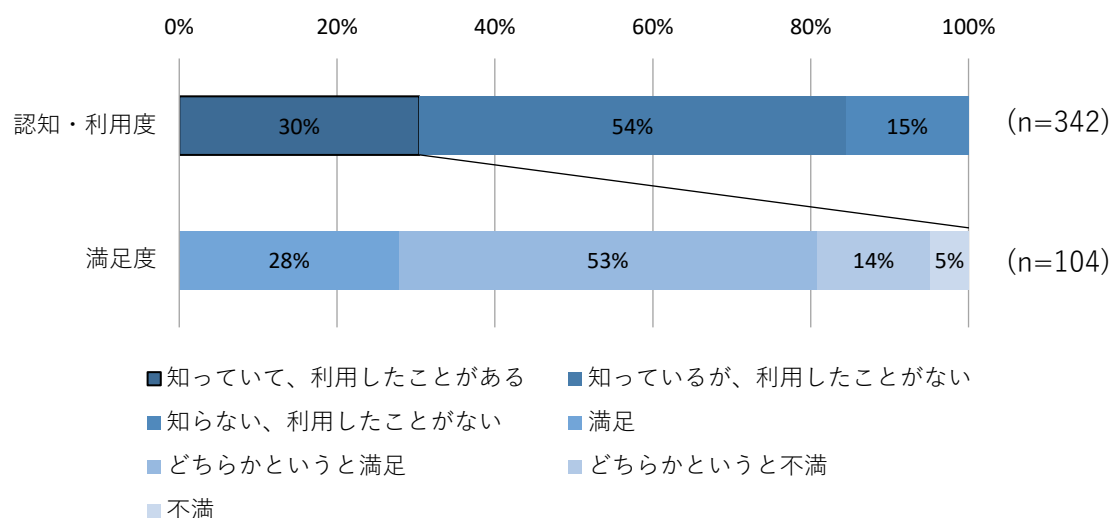
(11) 保育サービスの充実と多様化

《主な事業》

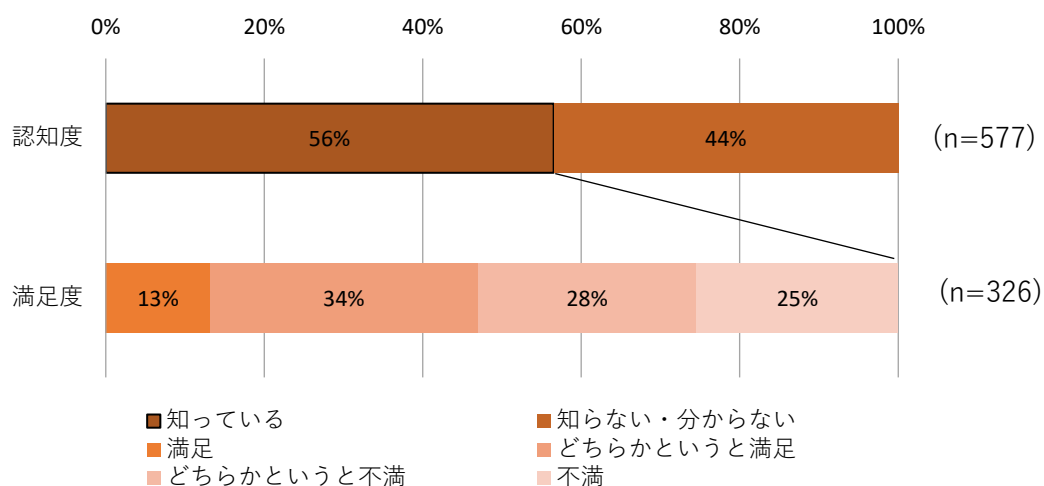
延長保育、一時保育、小規模保育の充実、病児・病後児保育、障害児保育、ショートステイなど

- ・「知っている」が84%、そのうち「利用したことがある」が30%となりました。
- ・利用している人のうち「満足・どちらかという満足」が81%を占めています。前回と比較して34%増加しました。

R4結果



H28（前回実施）結果



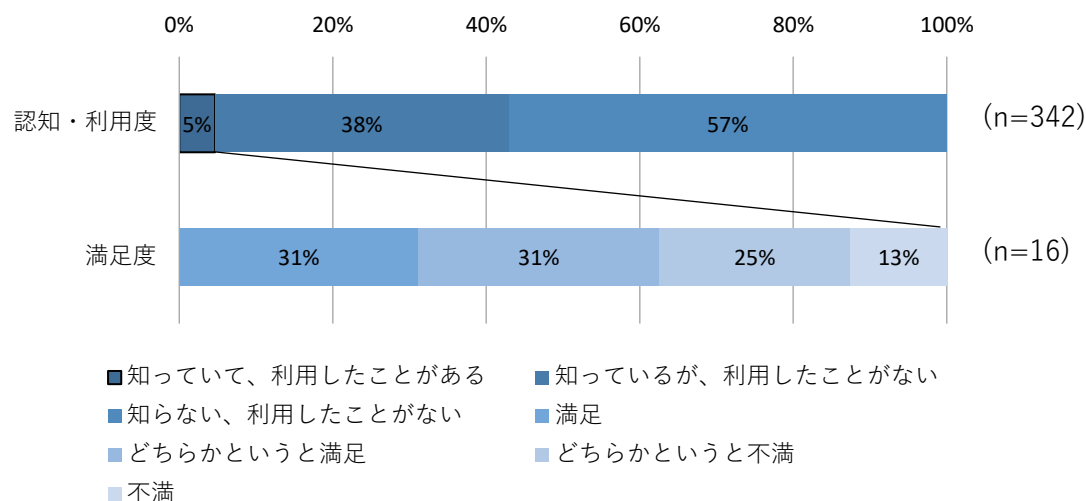
(12) 児童虐待防止対策やひとり親家庭への支援の充実

《主な事業》

虐待に関する相談の充実（家庭児童相談員等による相談や指導）、ひとり親家庭相談（母子・父子自立支援員等による相談）、保健師による家庭訪問など

・「知っている」が43%となりました。

R4結果



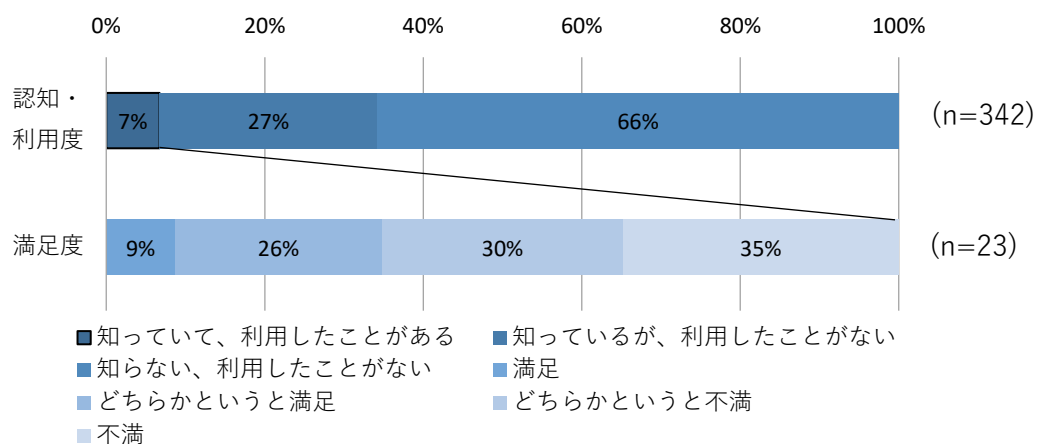
(13) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実（相談事業について）

《主な事業》

児童発達支援センターの相談事業、障害児のサービス等利用計画の作成、就学相談など

・「知っている」が34%となりました。

R4結果



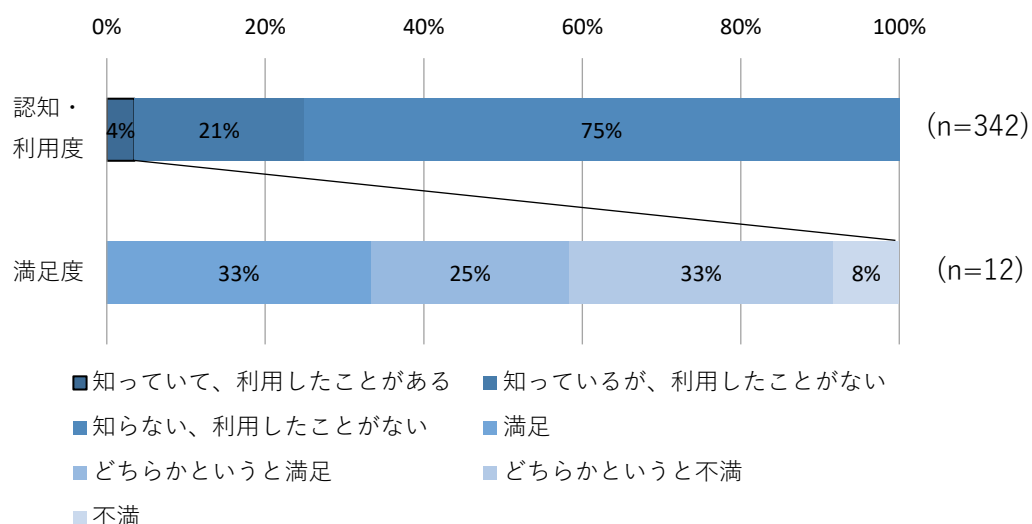
(14) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実（支援サービスについて）

《主な事業》

療育指導・訓練、特別支援教育コーディネーター、居宅訪問型児童発達支援

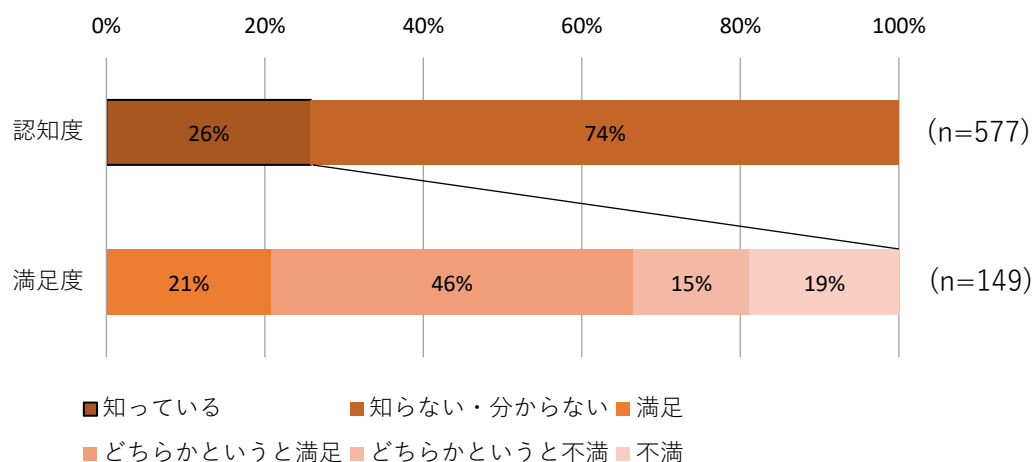
・「知っている」が25%となりました。

R4 結果



H28（前回実施）結果

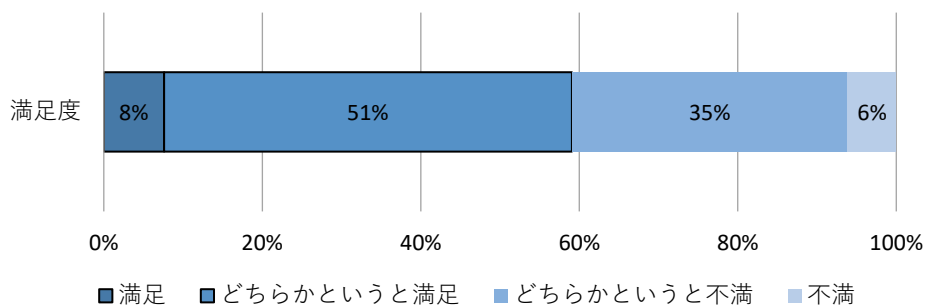
※12、13、14とも同様



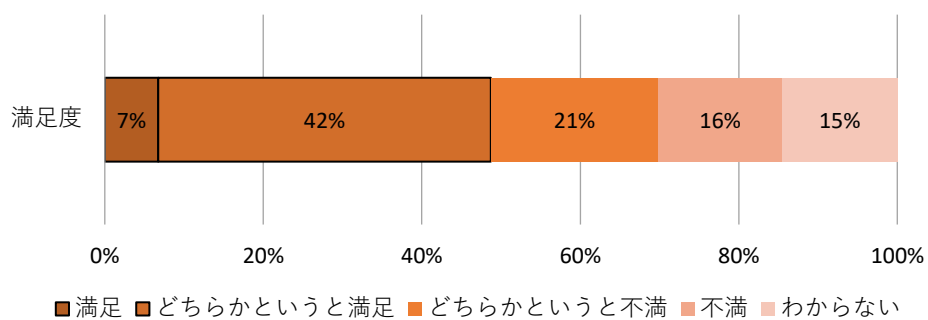
(15) 流山市の子育て支援施策全体について

・「満足・どちらかという満足」が59%を占めており、前回と比較して10%増加しました。

R4結果



H28（前回実施）結果



(16) 自由記述欄 新型コロナウイルス感染症が流行する中での子育てに関して、充実してほしい流山市の支援やサービスについて（一部意見抜粋）

カテゴリ	内容
子育て支援・サービスの充実	コロナが蔓延していると子育て支援センターや児童館などに行きづらい状態となり、専業主婦が子育てをしている家庭は孤立している状態になる。電話相談は便利だが電話中に子供が泣いたりすると中断してしまうので、もっと市の相談員の方と LINE など気軽に相談ややり取りが出来るような配慮、サービスがあればいいと思う。
	コロナ禍の中で、子育て支援センターを利用できたことは、とてもありがたかったです。北部エリアの子育て支援センターがないので、新設をお願いしたいです。
	一時保育の予約が取りにくいことが不満です。また車を持っていないと近場に保育園の一時保育しか預けられないので、駅の近くにリーズナブルに預けられる一時保育があると有難い。
	コロナワクチンを親が接種した際に副反応が出た時のことを考慮し、翌日だけ一時預かりを利用したかったのですが、どこも毎日ほぼ満員の状況でなかなか利用することができませんでした。こういった場合のサポート枠がいただけると助かると思います。
	病後児保育だけでなく、病児保育の対象範囲をもっと広げてほしい。 子どもが感染症にかかっても預け先がなくて働けない親のサポートを手厚くしてほしい。
	ファミリーサポートがいつも需要過多で利用が出来ない。コロナ禍で、一時預かりなどの利用が難しい状況だが、保育園の臨時休園でテレワーク中の自宅保育が増え、仕事が進まない状況が多く発生しているので、利用できると有り難い。
	概ね満足しています。宅配での絵本貸出やおもちゃ貸出があると面白いかも？発達に心配がある子の家庭の支援などに力を入れられたらいいと思う。気軽な相談ができることが大事
イベント・講座等の実施	母子手帳やハローベビーでいただける資料が子育てにおいて重要な情報源でした。離乳食開始の頃までの情報は沢山あってありがたかったです。 一方で、離乳食が進んできた 9 ヶ月から 1 歳頃の情報がもっと充実すると嬉しいです。小児科病院の健診では相談しにくいこと(発達の進捗や後期離乳食の進め方、歯医者さんへのかかり方など)についても、公的な機関からの情報が欲しいと感じました。
	子育てイベント等がコロナで中止になり、産後母親は孤立してしまいがちな状況だと思うので、コロナ対策と人数制限等をしてなるべくイベント開催をしてくれると有り難いのではと思う。
	コロナで子育て支援センターや子育てイベントが中止になるのが悲しいです。なるべくなら開催してもらえると嬉しいです。子育て中の楽しみの一つになってます！
	コロナ禍での出産であったため、両親学級が行われなかったことでとても不安な中での出産でした。産婦人科でも沐浴指導などが行われず、オンラインや前年度の動画などを配信してほしいです。 子育て中のママでベビーマッサージや子育て支援をできるママたちのグループやオンラインでの交流の場などが欲しい！ 外にでなくても人と話したり繋がれてたりするのはママたちにとって気分転換になったり、孤独を感じにくい環境になると感じる。

カテゴリ	内容
こどもの遊び 場所	遊具付き公園の整備。なかなか旅行にもいけない中、大きな遊具のある公園が運動公園しかなく、週末にはかなり密集してしまいます。広場や森が多いのも良いのですが、遊具を使って体を動かすことも好きなので、出かける場所を増やして分散させて頂きたい。
	新型コロナウイルスが流行り、室内での活動が制限されているので公園利用が増えた。しかし、遊具が少ないため、密になりやすかったり遊具を求めて公園をはしごしたりしているので遊具の充実化を求めたい。また毛虫が発生している公園もあるのできちんと整備してほしい。
	部署は違うと思いますが、近場に動物園や遊園地のような遊興施設があると嬉しいです。
	児童館や支援センターなど室内でも遊べる施設を増やしてほしい。
	感染対策は大変だと思うがもっと気軽に遊びに行けたり遊び場の予約が取れるように電話ではなくネット予約とか充実して欲しい
医療機関・検査・ワクチン 関係	小児の発熱外来を増やしてほしい。発熱すると、保育園からと抗原検査ではなく医師の受診をお願いされる。毎回予約を取るのがとても大変。なかなか電話が繋がらず40分は架け続けてる。
	子どもが濃厚接触者になった場合、あるいは陽性が疑われる場合の保育所や幼稚園へのPCR検査キットの無料配布などがあると感染拡大を防ぐ一助になるのではと思います。
	PCR検査をもっと気軽に受けられる場を提供してほしい
	何処の医院でもPCR検査や抗原検査を受けれるようにしてほしい。順番予約制ではない小児科のある医院を増やしてほしい。子どもに際して安心して医院にかかりたい。
金銭・物資援助	オムツ使用によるごみ袋補助があるように、マスク補助や消毒補助があるといいです。
	収入が減っている中で、電動アシスト自転車購入の助成制度
	コロナの蔓延で遠方から両親のサポートを受けられないので、産後ヘルパーなどは産後5ヶ月くらいまで補助金などでサポートしてほしい。
	コロナ感染をした際の食品提供など、子供向けのものも欲しい。
保育園休園関係	保育園がコロナで休園になった時や兄弟のどちらかが体調不良になった時(コロナで兄弟どちらかが体調不良になった時にはもう1人も登園不可になるため)に預かってもらう先があると助かる。
	核家族が増えている中、保育園でコロナ陽性者がでると仕事を休まなければいけないなどかなり影響が出ています。今の状況も致し方ないとは思いますが各地域で病児・病後児保育の充実をお願いしたいです。
	コロナ対策での保育園登園自粛(市が依頼・案内していない自粛)でも保育費や給食費の日割返還をしてほしい。
小中学校関係	子供が小学生なので特に不便は感じない。都内でも今ではオンライン授業を辞めている学校もある中、必要があれば、オンライン授業や懇親会もオンライン参加可能でとても助かっています。
	オンライン授業など学校の対応もあるかと思いますが、授業を行う先生方のレベルアップや対応にもう少し力を入れて欲しいです。
	小学校のクラスでコロナ陽性者が出た場合、陰性でも学童が使えず1週間自宅待機になるのは、低学年の子供1人で留守番させるわけにもいかず仕事を休まなければいけないので親も子もきついです。

(17) 自由記述欄 流山市の子育て支援施策に関するご意見、ご要望について（一部意見抜粋）

No	内容
1	全体的に情報を取りに行かないと貰えないので、Twitter 等利用してもう少し情報取得を容易にしてほしい。
2	保育に関しては、もっとわかりやすい保育施設(一時預かり、遊び場)の図解や案内が分かるようにしてほしいです。
3	広報ながれやまなどの情報を手軽に手に取れる場所が身近にほしいです（新聞とっていないのでなかなか紙面に会えず）
4	相談事業などは土曜日が日曜日にも実施してほしい（毎週とは言わないので）。
5	窓口が複数あり、結局どこに相談すればよいのか迷ってしまう 相談内容を例示するなどして相談先を分かりやすくしていただきたい。
6	0 歳から 2 歳の保育料が他の市町村と比べても高い。
7	兄弟が同じ時期に保育園にいないと保育料が安くならないのはおかしい。
8	有給休暇のときにも遠慮なく保育園に預けられるようにしてほしい。
9	支援センター・児童センターの土曜日開催イベントを増やして欲しい。
10	学童クラブの質について、内容は保育園の延長でありながら、先生の接し方やコンテンツは評価に苦しむレベルだと感じている。(一部学童) 子育ての街として人口が増えた背景から、学童コンテンツの良化を図ればより住民の満足度(転入前後の GAP 解消)に繋がると思う。
11	希望する人全員、全学年が学童クラブに入れるように規模拡大をお願いします。長期休みに見てもらえるところが増えると助かります。
12	小学生の子供たちにとっては、土日中心の少年野球、サッカーなどのスポーツチーム、サークル、ボーイスカウトなどが地域活動の主体となってくる。 児童館を拡充しても、行く時間は無いので、上記のような地域の大人たちがボランティアで活動している小学生向けの子育て支援をしている団体へのサポートがそれぞれの活動の活性化や小学生の子育て支援に繋がると思う。
13	新しく保育園や学校を整備するばかりではなく、有るものを有効活用する都市になっていないと感じる。
14	ファミリーサポートセンターを利用してみたいが、保護者がどんな状況であれば利用が可能なのか分かりにくく、申し込みにハードルを感じているため、現状の情報内容や発信方法について検討いただきたい。
15	離乳食教室の開催日が平日のみのため、土日開催してほしい。(土日にしか休めない父親が参加できない)離乳食の準備は育児休業中の母親もしくは父親だけの役目ではないし、まだまだ育児への参加・責任意識の低い父親に対して、一緒に取り組んで行きたいと思う家庭には優しくない。
16	産婦人科増やす。陣痛タクシー東深井にほしい。 小児科江戸川台あたりにほしい。胃腸炎のとき下痢嘔吐の中おおたかの森まで徒歩電車で行かないといけないのが大変。
17	小児科が少ない。クリニックは、あちこちできているが救急や入院対応できる病院が少ないと思います。子育てを安心して行うためには医療の充実も必要だと思います。
18	こどもの人数に対して小児科の数が足りておらず、どの小児科に行っても混雑しており、待ち時間で子供をあやす間に疲弊してしまいます。さらなる小児科の誘致をお願いしたいです。
19	娘が 4 歳になり、性教育をどう進めたらいいか、迷い始めました。恥ずかしいことではないこと、自分や自分の大事な人を守るための知識であること、という空気を、社会全体で作れたらと思います。
20	図書館の児童向けの本や種類が少なく感じるので増やして欲しいのと、おおたかの森周辺がこども図書館しかなく幼児向けの本が多いことが不満、大きな図書館を作って欲しいです。
21	人口に対して適切な学校・学童の設置をお願いしたい。

No	内容
22	進学実績がよい学校がほしい。中学受験、高校受験を踏まえた際、自身の出身大学へ進学できる学校が通学 30 分圏内で一校のみ。ゆえに中学入学を機に転出を視野に入れている状況。私立中高の移転など誘致の余地があればご検討いただけると嬉しい。
23	不登校児が増えるなかで、タブレットの配布で家に居ながら学習する環境は整ってきているが、子ども自身で学習を進める事ができない子の為に、個別指導等が行き渡るといいと思います。学校の先生だけでなく地域の力を活用すればできると感じています。
24	小学生、中学生のタブレットの支給は、リモートの時などに大変助かります。ただ、学校によって考え方が違ったり様々なので、市立の施設ならばきちんとやり方など、統一すべきでは？と思います。
25	皆同じが一番という日本の古い教育ではなく、1人ひとりの個性を伸ばす教育の充実を期待します。
26	小学校に関しては、教育の質を高めるために、職員に対する研修など積極的にすすめてほしい。
27	子ども達の体験活動や芸術などに触れる機会をもっと増やしてほしい。
28	習い事の施設の充実をお願いしたい。現状習い事は施設や人数が足りておらず、満足に習わせることができていない。
29	子育てに関する資格を持っていたり何かを教えられる立場にあるママたち同士の交流の場またそれを教えて欲しいママたちが情報を得られる場こんなのを作って欲しい!
30	流山市の公園は、全体的に遊具が少なくかなり小さい子供向けの公園が多いと感じます。もちろん遊具が全てではありませんが、もう少し挑戦できるような遊具や小学生でもやりたくなるような遊具を充実させてもらえると良いです。
31	公園に日除けを作って欲しい。公園でボール遊びしていいエリアと禁止エリアを分けて欲しい(よちよち歩きの子とボール遊びをする小学生がぶつかってけがをしそうになっています。)
32	どこの公園も自転車禁止になっていて、子供の自転車を練習させられる場所がない。
33	住宅街にカーブミラーがほしい。
34	トラックやバスが通るような大通りにおいては、市内のすべての通学路にガードレールをつけてほしい。
35	小学校の通学路も危険な箇所が多くあり、見直しや舗装をお願いしたいと思う。
36	街灯も少ないまたは光量が低い等の状況も不安がある。
37	子どもを犯罪などから守る施策について、地域に駆け込んでよいお宅はあり、施策自体の認知はあるが、実際のアクションまで浸透できていないと思う。有事にアクションできる子どもはどれ程なのか疑問。
38	小学校の旗当番や登校班への付き添いをシルバー人材センター等へ外注してほしい(働く親の負担が大きすぎる)
39	休日保育事業を導入すべき。女性の働き方が多様化している中でサービス業の土日出勤に対して自治体が多様化に対応しきれてない。
40	日曜日や祝日もお願いできる保育施設。
41	子供が増えるということは虐待案件も増えている気がする。近所の子の虐待で通告した。子供を守るため頑張してほしい。
42	ひとり親家庭です。流山市の子育て支援にとっても助けられました。感謝しています。しかし、中学生まではいろいろと援助があるのですが、卒業した途端に援助がほぼなくなります。義務教育が終わった途端に貧困の差が益々広がる気がしています。
43	発達障害支援について、もう少しプッシュ型の支援をしてほしい。
44	難聴児に関する支援サービスの情報が全くない。
45	障害やグレーゾーンのお子さんや、ご家庭が安心して遊んだり過ごせる場所が欲しい。インクルーシブだからみんなと一緒に、も分かるけど一緒にの輪に入れないケースもある。

No	内容
46	グリーンバス南流山・木ルートで、8号公園をよく子供とのお出かけの際に利用しています。ただ、10時から16時しか走っておらず、始発から終バスまで走っているとありがたいなと思うことが多々ありました。車を持たない世帯なので、毎回駅まで行く子供のお出かけや保育園の送迎にも利用したいので、是非とも子育て支援からの面も8号公園バス停に全ての時間帯のバスを運行していただけることを強く望みます。
47	保育園が増えても学童や習い事の受け入れ体制がないため溢れている。 力を入れているのは分かるが、TX沿いだけでなくその周囲にももう少し開発の手を入れて欲しい。
48	流山市は子育て環境がとても、よいと感じています。 市役所の子育て関連の職員の皆様の日々の努力と思います。更に自慢できる、まちにしてください。

5 子ども向け流山市子育て支援施策についてのアンケート（アウトカム評価）の実施結果

実施期間 令和4年4月18日（月）～令和4年5月10日（火）

実施概要

流山市内在住の小学生、中学生、高校生を対象にインターネット等を活用し、流山市の子育て支援施策についてのアンケートを実施しました。

回答者の属性

回答人数 158人

回答した保護者の子どもの人数と年齢内訳

年齢内訳	回答件数	割合
6才～13才未満（小学生）	123	77.8%
13才～16才未満（中学生）	26	16.5%
16才以上～18才未満（高校生）	9	5.7%

該当地域

地域	回答件数	割合
北部地域（西深井、東深井、江戸川台東、江戸川台西など）	17	10.8%
中部地域（おおたかの森、西初石、東初石、駒木、若葉台など）	53	33.5%
南部地域（流山、三輪野山、西平井、鰯ヶ崎、南流山など）	44	27.8%
東部地域（向小金、松ヶ丘、野々下、前平井、後平井など）	44	27.8%

実施方法等の見直し

今回実施したアンケートは、前回（平成28年度）実施したアンケートから次の点を変更しました。

【実施方法】

前回：市内児童センターにてグループインタビュー

今回：インターネット等を活用したアンケート

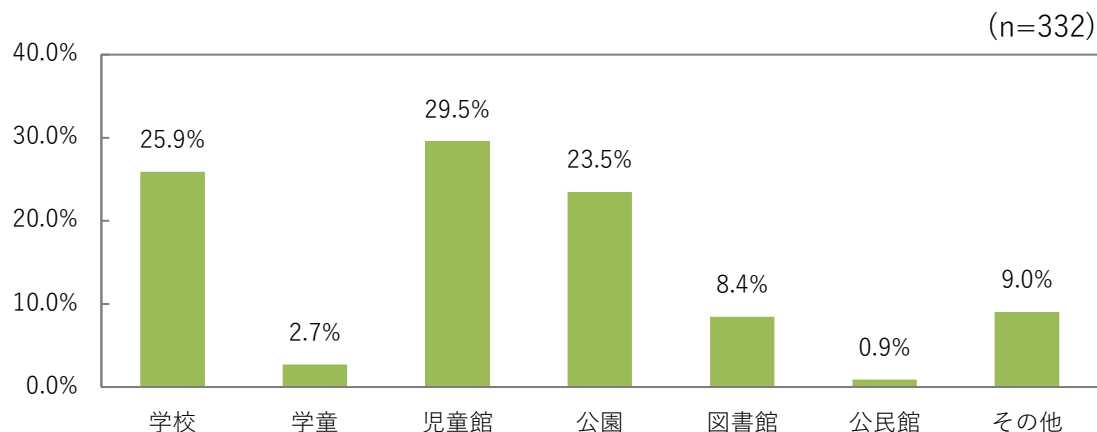
【対象】

前回：主に小学生

今回：小学生、中学生、高校生

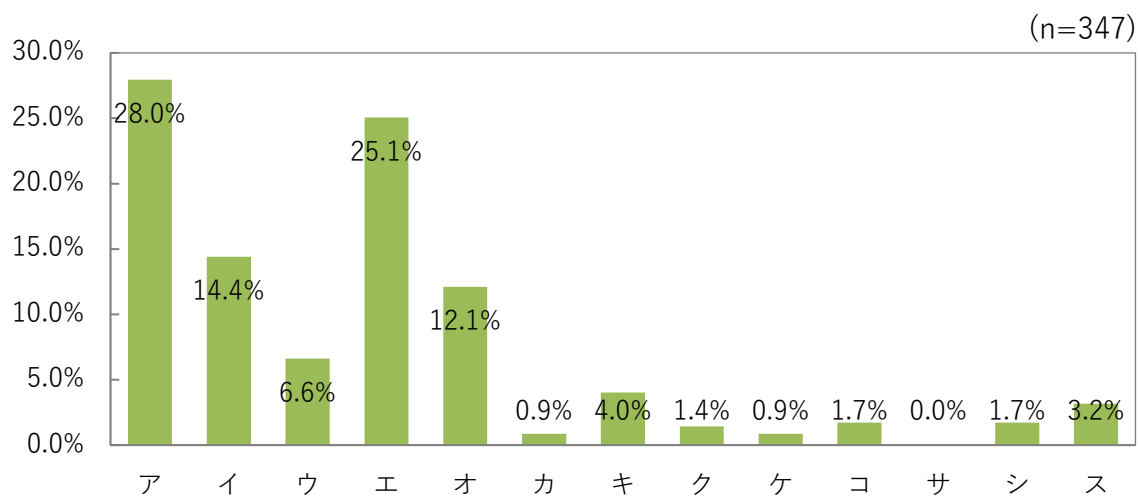
（１）流山市のどんな場所が好きですか【アンケート問3】※複数回答可

- 「児童館・児童センター」が98人（約29.5%）と最も多く、次いで「学校」が86人（約25.9%）となりました。
- その他の主な意見には、「家（自宅）」、「おおたかの森S・C」等の回答がありました。



（２）あなたは悩みがあるとき、だれに相談しますか【アンケート問4】※複数回答可

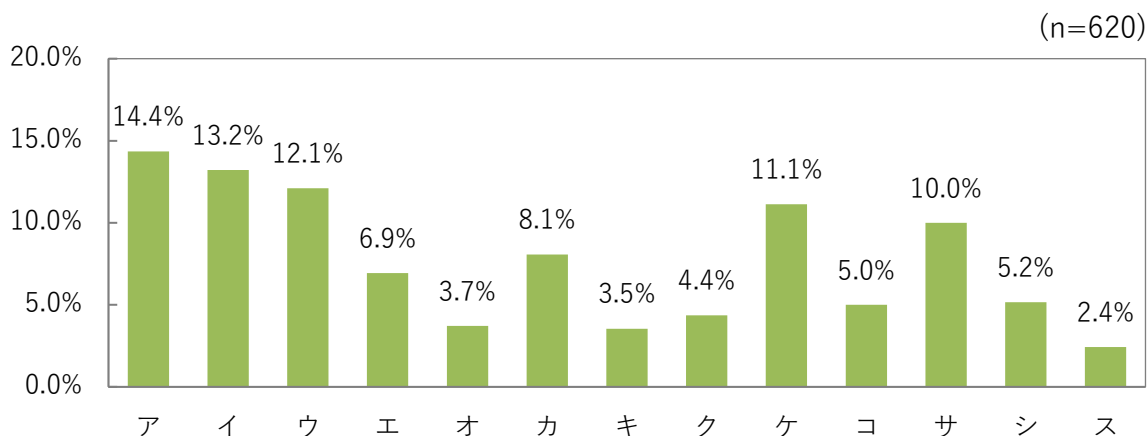
- 「お母さん」が97人（約28.0%）と最も多く、次いで「友だち」が87人（約25.1%）となりました。
- その他の主な意見には、「悩みがない」、「自分」等の回答がありました。



（３）流山市にあったらいいなと思うものやこれから力を入れてもらいたいこと

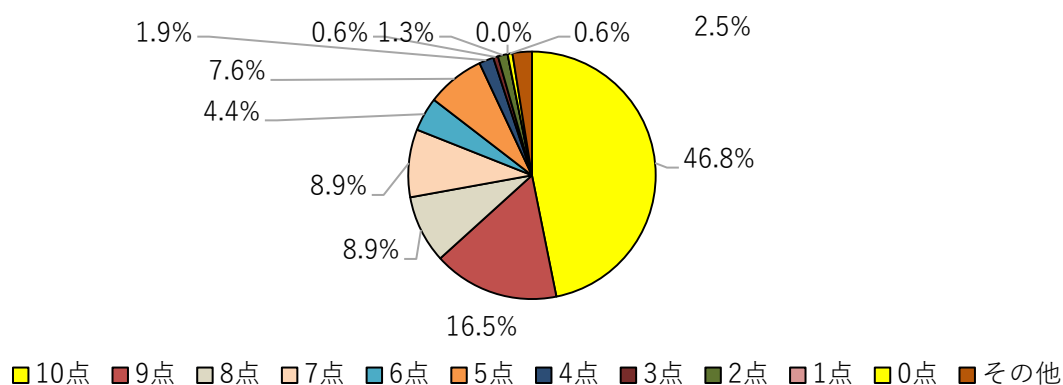
【アンケート問５】

- ・「自然を体験したり、遊びができる場所」が89人（約14.4%）と最も多く、次いで「放課後に自由に遊んだり勉強できる場所」が82人（約13.2%）となりました。
- ・その他の主な意見には、「テーマパーク」、「家族で遊べる場所」等の回答がありました。



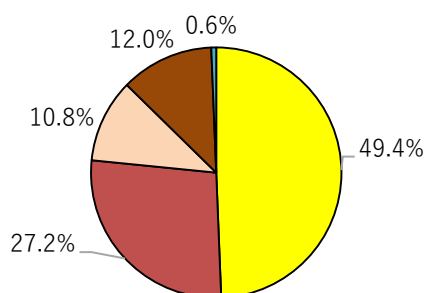
（４）流山市をどのくらい好きですか（10点満点）【アンケート問６】

- ・およそ半数の子どもが10点満点と回答し、次点で9点が26人（16.5%）と高得点が半数以上を占めています。
- ・小数点以下の記載のあった回答をその他としてまとめていますが、全体の平均値は8.18点でした。



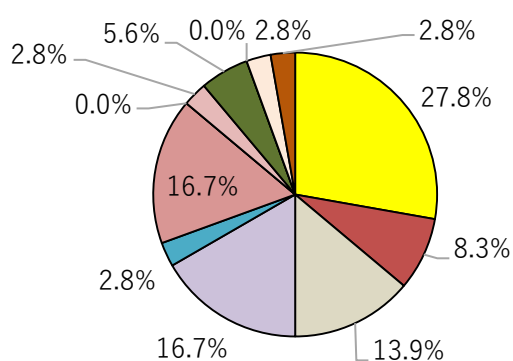
（５）大人になっても流山市に住みたいと思いますか【アンケート問７】

- ・「そう思う」と回答した子どもがほぼ半数を占め、「どちらかといえばそう思う」を含め2/3以上が流山市に住みたいと回答しました。



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない ■ 未回答

- ・「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した36人の子どもの約27.8%が問6で10点満点と回答しました。次点で7点と5点が16.7%を占めています。
- ・小数点以下の記載のあった回答をその他としてまとめていますが、全体の平均値は7.15点でした。



■ 10点 ■ 9点 ■ 8点 ■ 7点 ■ 6点 ■ 5点 ■ 4点 ■ 3点 ■ 2点 ■ 1点 ■ 0点 ■ その他

流山市子育て支援施策についてのアンケート

このアンケートは小学生、中学生、高校生のみなさんが対象です。

流山市役所では、みなさんが元気で楽しく学校生活や家庭生活を送れるようにいろいろ取り組みを行っています。みなさんがより元気で楽しく生活が送れるために、みなさん自身の考えや意見が必要です。

そこで、あなたが流山市で生活していて考えていることや感じていることを調査するために、アンケートに協力をおねがいします。

このアンケートは名前を入力する必要がないので、あなたがどんな回答をしたかほかの人にはわかりません。あなたの今感じていることを教えてください。

あてはまるものに、丸をつけてください。

問 1 あなたの年齢は何才ですか。

- ア 6才～13才未満（小学生） イ 13才～16才未満（中学生）
ウ 16才以上～18才未満（高校生）

問 2 あなたが住んでいる地域はどちらですか。

- ア 北部地域（西深井、東深井、江戸川台東、江戸川台西など）
イ 中部地域（おおたかの森、西初石、東初石、駒木、若葉台など）
ウ 南部地域（流山、三輪野山、西平井、鷺ヶ崎、南流山など）
エ 東部地域（向小金、松ヶ丘、野々下、前平井、後平井など）

問 3

あなたは、流山市のどんな場所が好きですか。（あてはまるものすべて選択）

- ア 学校 イ 学童 ウ 児童館・児童センター エ 公園 オ 図書館
カ 公民館 キ そのほか（ ）

問 4

あなたは悩みがあるとき、だれに相談しますか。（あてはまるものすべて選択）

- ア お母さん イ お父さん ウ 親以外の家族（きょうだい、祖父母など）
エ 友だち オ 学校の先生 カ スクールカウンセラー
キ 児童館や学童クラブの先生 ク 学習塾や習い事の先生
ケ 近所のおとなの人 コ インターネット上の友だち
サ 電話やインターネットの相談コーナー シ 相談できる人がいない
ス そのほか（ ）

裏面につづく

問 5

あなたが、流山市にあったらいいなと思うものやこれから力を入れてもらいたいことには、どのようなものがありますか。（あてはまるものすべて選択）

- ア 自然を体験したり、遊びができる場所を増やすこと
イ 放課後に自由に遊んだり勉強できる場所を増やすこと
ウ スポーツができる場所や施設を増やすこと
エ ダンスや絵画、工作などの活動場所や発表の機会を増やすこと
オ （学校以外に）社会参加に必要な力を学べる機会や場所を増やすこと
カ 博物館などで学びや体験ができる機会を増やすこと
キ 自分の悩みの相談場所や相談先を増やすこと
ク ボランティア活動に参加できる機会を増やすこと
ケ 安心して外で遊んだり通学したりすること
コ 小さな子どもたちとふれあう機会 高齢者と交流する機会を増やすこと
サ 将来の夢や仕事について体験する機会を増やすこと
シ 外国の文化にふれる機会を増やすこと
ス そのほか（ ）

問 6

あなたは、流山市をどのくらい好きですか。10点満点で点数を付けてください（ ）点

問 7

あなたは、大人になっても流山市に住みたいと思いますか。

- ア そう思う イ どちらかといえばそう思う
ウ どちらかといえばそう思わない エ そう思わない

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

6 市域の地域区分（補足）

地域区分は、上位計画である流山市総合計画に合わせ、北部地区・中部地区・南部地区・東部地区の4区域で設定します。区画整理事業の進捗により、地区の変更が生じた箇所は表中下線部で示しています。

地域	大字
北部	大字深井新田、大字平方村新田、大字西深井、大字東深井、大字平方、美原1～4丁目、大字中野久木、大字北、大字小屋、大字南、こうのす台、富士見台、富士見台1～2丁目、江戸川台東1～4丁目、江戸川台西1～4丁目、西初石1丁目、大字上新宿新田(一部)
中部	大字上新宿、大字上新宿新田(一部)、大字桐ヶ谷、大字谷、大字上貝塚、大字下花輪、大字大畔、若葉台、東初石1～6丁目、西初石2～6丁目、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、市野谷、三輪野山五丁目(一部)、大字三輪野山(一部)、おおたかの森北1～3丁目、おおたかの森南1～3丁目、おおたかの森東1～4丁目、おおたかの森西1～4丁目
東部	宮園1～3丁目、大字加、思井(一部)、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、野々下1～6丁目、長崎1～2丁目、前ヶ崎、向小金1～4丁目、名都借、松ヶ丘1～6丁目、西松ヶ丘1丁目、大字三輪野山(一部)
南部	大字流山、流山1～9丁目、加一～六丁目、三輪野山一～四丁目、三輪野山五丁目(一部)、大字西平井、大字鰭ヶ崎、大字木、鰭ヶ崎、南流山1～8丁目、平和台1～5丁目、思井(一部)、西平井1～3丁目

